

葛城市地域防災計画

令和7年度

葛城市防災会議

目 次

第1章 総則	1
第1節 計画の目的.....	1
第2節 計画の基本方針.....	1
第3節 葛城市の概要.....	1
第4節 防災関係機関の防災上の事務又は業務の大綱.....	3
第5節 計画の修正と周知.....	8
第2章 災害予防計画	9
第1節 防災知識普及計画.....	9
第2節 自主防災体制の整備.....	13
第3節 台風・大雨による浸水の予防.....	16
第4節 土砂災害の予防.....	17
第5節 地震災害の予防.....	18
第6節 火災の予防.....	19
第7節 都市の防災構造化.....	22
第8節 文化財災害の予防.....	26
第9節 防災体制の整備.....	26
第10節 災害通信・広報体制の整備.....	28
第11節 災害支援物資等の供給体制の整備.....	30
第12節 救出・避難活動体制の整備.....	32
第13節 帰宅困難者対策.....	41
第14節 ボランティア活動支援環境の整備.....	42
第3章 災害応急対策計画	43
第1節 活動体制の確立及び動員.....	43
第2節 情報等の収集・伝達・報告.....	52
第3節 広報活動.....	59
第4節 救出・救護活動.....	60
第5節 消防活動.....	62
第6節 水防計画.....	64
第7節 避難の指示、誘導、避難所の開設等の活動.....	72
第8節 自衛隊の派遣要請依頼.....	77
第9節 広域応援要請依頼.....	80
第10節 ボランティア活動等の支援・受け入れ.....	83
第11節 受援体制の整備.....	84
第12節 交通規制.....	88
第13節 災害警備.....	89
第14節 緊急輸送.....	90
第15節 保健医療活動と後方搬送.....	92

第16節	遺体の捜索、収容、処理、埋葬.....	95
第17節	給水体制の確立.....	96
第18節	食糧供給体制の確立.....	98
第19節	生活物資供給体制の確立.....	99
第20節	災害救助法等の運用.....	101
第21節	労務等の確保・供給.....	108
第22節	交通施設被害応急復旧.....	109
第23節	防疫・保健衛生活動.....	111
第24節	障害物の除去.....	113
第25節	し尿・ごみ・災害廃棄物の処理活動.....	114
第26節	住宅の応急修理と応急仮設住宅の供与.....	115
第27節	文教対策.....	117
第28節	農業対策.....	120
第29節	上下水道、電力、ガス、通信等の応急復旧.....	121
第30節	二次災害防止活動.....	126
第31節	原子力災害応急対策.....	127
第4章	災害復旧・復興計画.....	128
第1節	公共施設の災害復旧.....	128
第2節	激甚災害の財政援助.....	129
第3節	被災者への生活援護.....	130
第4節	被災住民の相談とケア.....	134
第5節	災害復旧・復興計画.....	135
第5章	南海トラフ地震防災対策推進計画.....	137
第1節	総則.....	137
第2節	災害対策本部等の設置等.....	137
第3節	関係者との連携協力の確保.....	138
第4節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画.....	139
第5節	防災訓練計画.....	139
第6節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画.....	140
第7節	地域防災力の向上に関する計画.....	141
第8節	「南海トラフ地震に関連する情報」に伴う対応.....	141
資料編		
I 様式集		
II 計画関係資料		

第1章 総則

第1節 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「災対法」という。）第42条の規定により、葛城市防災会議が葛城市に係る防災に関し、市及び関係機関が処理すべき事務又は業務について、総合的な運営を計画化したものであり、これを効果的に活用し、市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。

第2節 計画の基本方針

本計画は、市域の防災に関し、国、県、市及びその他の公共機関、また、個人や家庭、地域、企業、団体等の様々な主体が連携して、「減災」の考えに基づき、災害予防、応急対策、復旧・復興対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な災害対策の整備及び推進を図るものである。

計画の推進に当たっては、下記の諸点を基本とする。

（1）災害に強いまちづくり

- ① 住宅の耐震化を推進し、地震に強いまちづくりを推進する
- ② 河川改修や土砂災害防護策を推進し、水害・土砂災害に強いまちづくりを推進する
- ③ 防災拠点、緊急輸送道路を計画的に整備する

（2）災害に強い人づくり

- ① 自治会及び自主防災組織の強化を推進し、自助・共助を基本とした住民による主体的な地域の防災力を高める
- ② 企業防災を促進し、地域の防災力を高める
- ③ 職員の自律的な災害対応力を強化する

（3）災害に強い体制づくり

- ① 避難体制を整備し、災害から市民を守る
- ② 安全で快適な避難所運営体制を整備する
- ③ 災害時要配慮者の避難支援体制を整備し、災害から災害時要配慮者を守る
- ④ 広域災害に対応した自治体支援や被災者支援体制を整備する

第3節 葛城市の概要

1. 位置・面積

葛城市は、平成16年10月1日に、北葛城郡新庄町・當麻町が合併して誕生した。奈良県の西北部に位置し、奈良市から約20km圏内にあり、広域的には大和平野南西部の生活圏に属している。北は香芝市、東は大和高田市、南は御所市と、西は大阪府南河内郡と隣接している。市域は、

東西約7.7km、南北約8.6kmにわたり、面積は33.72km²である。

2. 地勢

金剛・葛城・二上の西部の山並みと、東に広がる低平な沖積地で構成されている。河川は、葛下川が北に隣接する香芝市を通り抜け、高田川・葛城川とともに北流して大和川に合流している。また、市内には灌漑用のため池が多く点在している。

市域の土地利用は、都市計画基礎調査(平成26年度)によると、自然的土地利用が約2,364ha(全市の70.3%)、都市的土地利用が約998ha(同29.7%)であり、自然的土地利用のうち全市の39.4%にあたる約1,326haが山林となっている。また、農地も約840haあり、全市の25.0%を占めている。都市的土地利用のうち宅地は約450haであり、さらに宅地の約3/4が住宅用地である。

葛城市は、金剛生駒紀泉国定公園を含む美しい田園地帯が展開する閑静な市を形成している。

3. 気候

比較的温暖で降水量の少ない瀬戸内性の気候を有しており、年間平均の気温は約15℃、降水量は約1,300mmとなっている。

4. 人口

人口は、令和2年で36,832人(国勢調査)となっており、昭和55年からの推移をみると、平成12年から平成17年にかけて横ばいとなっているものの、一定して総人口は増加し続けている。

人口の推移

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
人口(人)	29,546	32,462	33,939	34,436	34,950	34,985	35,859	36,635	36,832

(国勢調査)

年齢別(令和2年国勢調査)では、年少人口比率が15.2%、生産年齢人口が56.6%、老年人口が28.2%となっており、少子高齢化の傾向がうかがえる。

第4節 防災関係機関の防災上の事務又は業務の大綱

災対法第42条第2項第1号の規定により、市及び市内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じ、市の地域に係る防災に寄与するものとし、それぞれ防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりとする。

1. 市の処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
市	1. 市防災会議に関する事務 2. 気象予警報の伝達 3. 防災知識の普及 4. 地域住民による自主防災組織等の育成及び防災資機材の整備 5. 防災訓練・避難訓練の実施 6. 防災活動体制・通信体制の整備 7. 消防力・消防水利等の整備 8. 救急・救助体制の整備 9. 危険物施設等の災害予防 10. 公共建築物・公共施設の強化 11. 都市の防災構造の強化 12. 水道の確保体制の整備 13. 避難計画の作成及び避難所等の整備 14. ボランティア活動支援の環境の整備 15. 災害時要配慮者の安全確保体制の整備 16. 食糧、飲料水、生活必需品の備蓄 17. 防疫予防体制の整備 18. 廃棄物処理体制の整備 19. 火葬場等の確保体制の整備	1. 市災害対策本部に関する事務 2. 災害対策要員の動員 3. 早期災害情報・被害状況等の報告 4. ヘリコプターの受入準備 5. 災害広報 6. 消防、救急救助、水防等の応急措置 7. 被災者の救出・救難・救助等 8. ボランティアの活動支援 9. 災害時要支援者の福祉的処遇 10. 避難指示 11. 避難所の設置・運営 12. 災害時における交通・輸送の確保 13. 食糧、飲料水、生活必需品の供給 14. 危険物施設等の応急対策 15. 防疫等応急保健衛生対策 16. 遺体の捜索、火葬等 17. 廃棄物の処理及び清掃 18. 災害時における文教対策 19. 復旧資材の確保 20. 被災施設の応急対策 21. 義援金の募集活動の支援	1. 被災施設の復旧 2. 義援金の配分の支援 3. その他法令及び地域防災計画に基づく復旧・復興対策の実施

2. 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

■ 消防機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
奈良県広域消防組合消防本部	1. 防災訓練・避難訓練の実施 2. 防災知識の普及、防災教育の実施 3. 危険物施設等の災害予防	1. 災害時における消防、水防活動 2. 被災者の救出、救護活動 3. 避難の誘導	

■ 県機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
奈良県警察本部 (高田警察署)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 危険箇所等の実態把握と基礎資料の整備 2. 災害警備に必要な装備・資機材の整備充実 3. 道路実態の把握と交通規制の策定 4. 防災訓練の実施 5. 災害に関する住民等に対する啓発及び広報活動 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被害の実態把握 2. 被災者の救出救護及び被害の拡大防止 3. 行方不明者の捜索 4. 危険区域内の居住者、滞在者その他の者に対する避難の指示及び誘導 5. 死体の調査等及び検視 6. 緊急交通路の確保等被災地及びその周辺の交通規制 7. 被災地、避難場所等における犯罪の予防検挙 8. 広報活動 9. 関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交通情報の収集・伝達及び交通規制 2. 交通信号施設等の復旧 3. 防災関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動
高田土木事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所管公共土木施設の整備 2. 水防体制の強化 3. 災害危険区域の指定 4. 火災拡大要因の除去 5. 緊急輸送道路網の整備 6. 都市の防災構造の強化 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所管する被災公共土木施設の応急対策 2. 水防警報の発表・伝達並びに水防応急対策 3. 被災建築物の応急危険度判定 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所管する被災公共土木施設の復旧 2. 所管する被災公共建築物の復旧
中和保健所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 初期医療救護体制の整備 2. 後方医療体制の整備 3. 医薬品等の確保体制の整備 4. 精神障がい者、在宅難病患者対策等の体制整備 5. 防疫予防体制の整備 6. 上水道の確保体制の整備 7. 火葬場等の確保体制の整備 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 医療、助産救護 2. 医療ボランティア 3. 防疫等応急保健衛生対策 4. 給水対策 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災医療、保健衛生施設の復旧

■ 自衛隊

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
陸上自衛隊 第4施設団	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害派遣の計画及び準備 (1) 防災関係資料（災害派遣に必要な情報）の収集 (2) 災害派遣計画の作成 (3) 災害派遣計画に基づく訓練の実施 2. 防災訓練等への参加 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被害状況の把握 2. 避難の援助 3. 遭難者等の捜索・救助 4. 水防活動 5. 消防活動 6. 道路又は水路の啓開 7. 応急医療・救護・防疫 8. 人員及び物資の緊急輸送 9. 炊飯及び給水 10. 救援物資の無償貸与又は譲与 11. 危険物の保安及び除去等 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害復旧対策の支援

■指定行政機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
近畿総合通信局	1. 災害時に備えての電気 通信施設の高度化、整備の促進及び電波の監理 2. 非常通信協議会の指導育成	1. 災害時における通信手段の確保	
近畿財務局 奈良財務事務所			1. 災害復旧事業費査定の立会 2. 金融機関に対する緊急措置の指導要請 3. 地方公共団体に対する単独災害復旧事業費（起債分）の審査及び災害融資 4. 地方公共団体に対する災害短期資金（財政融資資金）の融資 5. 国有財産の無償貸付等に関すること
近畿農政局	1. 農地、農業用施設等の災害防止事業の指導並びに助成 2. 農作物等の防災管理指導	1. 土地改良機械の緊急貸付 2. 農業関係被害情報の収集報告 3. 農作物等の病虫害の防除指導 4. 食糧品、飼料、種もみ等の安定供給対策	1. 各種現地調査団の派遣 2. 農地、農業用施設等に係る災害復旧事業の指導並びに助成 3. 被害農林業等に対する災害融資に関する対策
近畿地方整備局	1. 国管理の公共土木施設の整備と防災管理に関すること 2. 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること 3. 国管理の公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること 4. 指定河川の洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関すること	1. 国管理道路の災害時における道路通行規制及び道路交通の確保に関すること 2. 国管理の公共土木施設の二次災害の防止に関すること	1. 国管理の公共土木施設の復旧に関すること
大阪管区气象台 (奈良地方气象台)	1. 気象予警報等の発表 2. 気象・地象の観測及びその成果等の収集と発表 3. 防災気象知識の普及啓発 4. 職員の派遣（知事からの要請により職員を派遣し防災情報の解説を行う）	1. 災害発生後における注意報・警報・土砂災害警戒情報の暫定基準の運用 2. 災害時の応急活動を支援するため、災害時気象支援資料の提供	

■指定公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
日本郵便(株) (大和高田、香芝、新庄、長尾、忍海、疋田郵便)		1. 被災地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付 2. 被災者が差し出す郵便物の料金免除	

第4節 防災関係機関の防災上の事務又は業務の大綱

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
局)		3. 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除 4. 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除	
西日本旅客鉄道(株)	1. 鉄道施設の保全と防災管理	1. 災害時における緊急鉄道輸送の確保 2. 鉄道施設の災害応急対策	1. 被災鉄道施設の復旧
(株)NTTドコモ エヌ・ティ・ティ・ドコモ ビジネス(株)	1. 電気通信設備の保全と整備	1. 電気通信設備の応急対策 2. 災害時における非常緊急通信の調整	1. 被災電気通信設備の災害復旧
KDDI(株) ソフトバンク(株)	1. 電気通信設備の整備と防災管理	1. 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	1. 被災電気通信設備の災害復旧
日本赤十字社 奈良県支部	1. 医療救護班の派遣準備 2. 被災者に対する救援物資の備蓄 3. 血液製剤の確保及び供給体制の整備	1. 災害時における医療救護 2. 防災ボランティアの派遣 3. 血液製剤の確保及び供給 4. 救護物資の配分	1. 義援金の受入・配分の連絡調整
日本放送協会 (奈良放送局)	1. 放送施設の保全と整備 2. 気象予警報等の放送	1. 気象情報等および災害情報の放送 2. 災害時における広報活動 3. 放送施設の応急対策	1. 被災放送施設の復旧
西日本高速道路(株) (関西支社)	1. 高速自動車国道等の保全と整備	1. 高速自動車国道等の応急対策	1. 高速自動車国道等の復旧
日本通運(株) (奈良支店)		1. 災害時における緊急陸上輸送の協力	1. 復旧資材の輸送
関西電力送配電(株) (奈良支社)	1. 電力施設の保全	1. 災害時における電力供給対策 2. 電力施設の応急対策	1. 被災電力施設の復旧

■指定地方公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
近畿日本鉄道(株) 奈良交通(株)	1. 輸送施設等の保全と整備	1. 災害時における交通輸送の確保 2. 輸送施設等の災害応急対策	1. 被災輸送施設等の復旧
大和ガス(株)	1. ガス供給施設の保全と整備	1. ガス供給施設の応急対策 2. 災害時におけるガス供給対策	1. 被災ガス供給施設の復旧
(一社)奈良県医師会	1. 防災訓練の実施 2. 防災知識の普及 3. 医療救護班(JMAT)の編成及び派遣体制の整備	1. 災害時における医療の確保及び医療救護班(JMAT)の派遣	1. 医療機関の早期復旧 2. 避難所の医療救護及び保健衛生の確保
(一社)奈良県病院協会	1. 防災訓練の実施 2. 防災知識の普及 3. 医療救護班の編成及び派遣体制の整備	1. 災害時における医療の確保及び医療救護班の派遣	1. 医療機関の早期復旧
(一社)奈良県薬剤師会	1. 防災訓練の実施 2. 防災知識の普及	1. 医療救護所における服薬指導 2. 医薬品集積所における医薬品の管理等	

第4節 防災関係機関の防災上の事務又は業務の大綱

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
(一社)奈良県歯科医師会	1. 歯型による身元確認等の研修 2. 歯科医療救護班の編成及び派遣体制の整備	1. 災害時における歯科医療の確保及び医療救護班の派遣 2. 身元確認班の派遣 3. 口腔ケア物資の供給	1. 避難所への口腔ケア班の派遣による肺炎予防活動 2. 歯科医療機関の早期復旧
(公社)奈良県看護協会	1. 防災訓練の実施 2. 防災知識の普及	1. 災害支援ナースの派遣要請	
(一社)奈良県LPガス協会	1. LPガスによる災害の防止	1. LPガスによる災害の応急対策	1. LPガスの災害復旧
(公社)奈良県トラック協会		1. 緊急物資の輸送 2. 緊急輸送車両の確保	

■公共的団体・機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
農業協同組合	1. 共同利用施設の整備	1. 共同利用施設の災害応急対策 2. 農業生産資材及び農家生活資材の確保斡旋 3. 県・市が行う被災状況調査及びその応急対策についての協力 4. 農作物・林産物の災害応急対策の指導	1. 被災共同利用施設の復旧 2. 被災組合員に対する融資又はその斡旋
病院等	1. 災害時における診療機能維持のための施設・設備の整備 2. 防災訓練	1. 災害時における医療の確保及び負傷者の医療・助産救護	1. 病院機能の早期復旧
金融機関			1. 被災事業者に対する資金融資その他緊急措置 2. 預金の中途解約、払出事務の簡便化など特例措置
葛城市商工会		1. 物価安定についての協力 2. 救助用物資・復旧資材の確保・協力斡旋	1. 商工業者への融資、斡旋実施 2. 災害時における中央資金源の導入
新聞・テレビ等報道機関	1. 住民に対する防災知識の普及 2. 住民に対する予警報等の周知徹底	1. 住民に対する災害情報及び災害応急対策等の報道	
(社福)葛城市社会福祉協議会	1. 関係機関との協働 2. 市災害ボランティア本部の設置・運営訓練	1. 市災害ボランティアセンターの運営支援	
葛城市医師会		1. 診療可能医療機関の確保 2. 医療機関の復興及び入・通院中患者の原疾患悪化予防	1. 市からの診療依頼に対し診療

第5節 計画の修正と周知

1. 計画の修正

葛城市防災会議は、地域に係る社会情勢の変化並びに関連法令の改正及び県地域防災計画等の修正に応じて、常に実情に沿った計画にするため、災対法第42条の規定により、毎年検討を加えるとともに、必要がある場合にはこれを修正する。

2. 計画の周知徹底

本計画は、葛城市の職員及び関係行政機関、関係公共機関その他防災に関する主要な施設の管理者などに周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、住民にも広く周知徹底を図るものとする。

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識普及計画

(企画部、総務部、こども未来創造部、教育部)

1. 防災訓練

《生活安全課、人事課、秘書広報課、学校教育課、こども未来課》

(1) 基礎的訓練

① 応急対策計画確認訓練

応急対策計画の実効性の確認を主眼とした訓練である。生活安全課を主体に関係課においては応急対策の流れ、情報連絡系統（連絡窓口）、協定内容等の確認を行う。

図上演習や窓口確認訓練等、課単位で比較的容易に取り組める上に、訓練効果が大きい
ため、積極的に行うものとする。

② 避難訓練

ア) 危険予想区域及び避難場所並びに避難の方法等の住民への周知徹底

イ) 避難指示の伝達及び避難誘導

ウ) 救出・救護等の措置

③ 職員参集訓練

生活安全課、人事課は、初動期等の活動体制を確保し、各防災機関、住民との連携を図るため、職員の参集訓練を実施する。参集にあたっては、交通機関の使用を制限又は禁止し、勤務時間内外の条件を加えた訓練を実施する。

【訓練内容】 非常招集訓練、指令伝達訓練、本部運営訓練

④ 無線通信訓練

災害時においては、情報伝達収集に必要な有線通信が壊滅的な被害を受ける事が予想され、無線通信による情報伝達収集が必要かつ重要となってくる。

また、大規模地震の場合、無線設備にも被害を受けることが考えられ、通信の途絶が予想される。

このような事態に対処し、生活安全課、秘書広報課は、通信の円滑な運用を確保するため機器の操作習熟に努めるとともに、住民、各機関ごと及び複数の他機関との間において、情報の収集及び伝達の要領、並びに通信設備の応急復旧等についての訓練を実施する。

ア) 実施方法

- ・災害発生を想定して実施する本部と各施設、学校、防災関係機関との情報伝達訓練
- ・被害の規模により固定系無線の避難指示等伝達訓練
- ・通信設備の応急復旧等についての訓練

イ) 通信伝達事項

災害対策本部設置、災害対応措置、被害状況報告、応急活動の実施、応急措置の要請等

ウ) 実施期間

実施期間を定め定期的に行うものとする。

(2) 総合訓練等

① 総合防災訓練

奈良県防災の日・防災週間を中心に、生活安全課は関係防災機関の協力を得て、防災訓練を実施するよう努める。

ア) 訓練内容

通信連絡、避難誘導、災害警備、救護、救出、物資等の輸送、給水、非常炊き出し等

イ) 訓練参加者

葛城市、各大字や自主防災組織、小・中学校、幼稚園、認定こども園、保育所、県、警察署、奈良県広域消防組合、消防団、葛城市防災士会、自衛隊、日本赤十字社支部、災害時応援協定締結団体、ライフライン関係事業者、地元関係団体、その他災害応急対策計画上必要な防災機関、団体

ウ) 訓練場所

市内の適切な場所を設定する。

エ) その他

防災関係機関は特に情報収集と伝達要領並びに通信設備の応急復旧等についての訓練を適宜実施する。

② 地域防災訓練

生活安全課は、各大字や自主防災組織等を単位とする訓練及び複数の組織の連合による訓練を警察署、奈良県広域消防組合、消防団、葛城市防災士会、事業者等の協力のもとに実施する。その際、災害時要配慮者の参加を含めた多くの住民の参加が得られるよう配慮する。

また、「住民参加型」訓練の実践を通じて地区防災計画の必要性を認識させるとともに、計画策定を奨励するよう努める。

【訓練内容】

出火防止訓練、初期消火訓練、避難誘導訓練、応急救護訓練、情報伝達訓練、給食給水訓練、災害時要配慮者の支援訓練、安否確認訓練、避難所開設・運営訓練

③ 国、県その他関係機関の実施する訓練

生活安全課は、国、県その他関係機関が実施する訓練には積極的に参加し相互の連絡を密にするとともに大災害発生の際の混乱と被害を最小限に防除し得るよう努める。

また、県が行う不特定多数の参加者が一斉にそれぞれの場所で行う安全確保訓練の実施に協力する。

④ 小、中学校等の防災訓練

学校教育課は、教育部指導のもとに定期的に訓練を行う。

ア) 災害に対して、沈着、冷静、敏速に行動することの意味や必要性を理解させ、身の安全を守る動作と方法を身につけさせる。

イ) 避難の実践を通して、災害予防の意識を高め、安全体制をつくる。

ウ) 集団行動を通して、規律と協力の精神を養い、積極的な協力と実践する態度を育てる。

(3) 訓練結果の防災計画等への反映

防災訓練は単に「問題なく無事終了」というのが成果ではなく、訓練を行うことで実際の応急対策に対する問題点を掘り起こすことが重要である。

その結果を踏まえ、終了後の検討を行い、防災計画の改正や次回訓練の際の重点課題として有効に活用していくものとする。

2. 防災教育・研修

《生活安全課、秘書広報課、学校教育課、生涯学習課、こども未来課、子育て支援課》

(1) 職員に対する防災教育・研修

災害の発生時、職員は自律的に個々の正確な状況判断と行動が要求される。生活安全課は、市職員等の災害時における適正な判断力を養成し、自発的に、責任をもって行動し得るよう、防災教育・研修を行う。

また、職場内における防災体制を確立するため、あらゆる機会を利用して防災教育の徹底を図るよう努める。

(2) 住民に対する防災教育

生活安全課は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し災害の危険性を周知するとともに、以下の事項について普及啓発を図るとともに、地域の防災リーダーとなる防災士の養成に努める。

- ① 家庭での災害予防や安全対策（浸水深、浸水継続時間等に応じた食糧等の備蓄、非常持出品の準備、家具・ブロック塀等の転倒防止対策等）
- ② 地域の災害危険箇所（早期の立ち退き避難が必要な区域など）
- ③ 過去の主な災害事例及びその教訓
- ④ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- ⑤ 避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動
- ⑥ 様々な状況下で災害発生時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動
- ⑦ 災害時の家庭内の連絡体制をあらかじめ決めておく
- ⑧ ライフライン途絶時の対策

(3) 幼稚園・保育所・認定こども園・小・中学校・学童保育所における防災教育

各施設所管課は、園児・児童・生徒に対しては、日々の活動の機会を通じて、様々な災害発生時における危険や備え、行動に対する知識の普及のため、発達段階を考慮しながら、以下の内容について教育し、地震等の災害の怖さを理解し、危険な場所には近づかず、災害発生時には教職員や保護者から離れず、その指示に従い行動できるよう、教育活動の機会を通じて、知識等の普及に努める。

- ① 火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- ② 地震・津波発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- ③ 火山活動による災害発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- ④ 風水（雪）害、落雷等の気象災害発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- ⑤ 放射線の理解と原子力災害発生時の安全な行動の仕方
- ⑥ 避難所の役割と避難経路についての理解、避難の仕方
- ⑦ ハザードマップ等の災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解
- ⑧ 市の防災活動の理解と災害時の支援活動への積極的な参加・協力
- ⑨ 災害時における心のケア

教職員に対しては、所管課において防災に係る知識を習得させるための研修を定期的に実施する。研修を通して、防災に対する意識の高揚、災害発生時の児童生徒等に対する的確な指示、誘導や初期消火及び負傷者に対する応急手当等、防災に関する専門的な知識の習得及び技能の向上を図る。

（4）社会教育における防災教育

生涯学習課は、公民館活動等における研修、集会など、機会を通じ、災害に対する知識の普及に努める。

① 講座

防災に対する一般的、個人的、集団的な心得及び災害に対する基礎的知識についての講座をカリキュラムに編成する。

② 実習

救助の方法特に応急手当に対する知識と技術について体得させる。

③ 話し合い学習

カリキュラムに「防災についての話し合い学習」を組入れ、講座、映画、テレビ、ラジオ、体験談等を素材とした話し合い学習を行う。

④ 見学

防災関係機関、施設並びに防災展等の見学を行う。

(5) 自主防災組織等に対する防災教育

生活安全課は、自主防災組織等の防災教育にあたっては、次のとおりとする。

- ① 各大字や自主防災組織の活動マニュアルを配布し、活動内容等の知識の普及を行う。
- ② 各大字や自主防災組織とともに地区の防災の実態を把握し、地域特性に応じた対策の検討を行う。
- ③ 防災関係機関の協力のもとに、自主防災組織リーダー養成講座、講習会及び施設見学等により、防災に対する種々の知識の普及に努める。
- ④ 住宅等の復旧に十分な補償額を受け取れない被災者を少なくするため、保険・共済の加入促進に努める。
- ⑤ 事業所に対する啓発（奈良県広域消防組合との連携）、防火管理者、危険物取扱者及び自衛消防隊員に対する講習を実施するほか、防火の集い、研究会、講習会等を随時実施し、防災思想の普及を図る。

(6) 学習・研修等に資する広報資料の充実

生活安全課、秘書広報課は、市の広報誌等に災害対策に関する記事を掲載し、住民の防災意識の普及に努める。

市民・教育機関等の防災活動や意識啓発に資する広報資料の充実をめざし、災害の原因、予防、発災時の行動や、避難場所、危険箇所、避難指示の発令基準、その他の必要事項等をまとめた防災活動の手引書、パンフレット等を作成する

作成に際しては、平時の備えや災害発生時の心得など、わかりやすく、防災意識の高揚に役立ち、日常生活での実践に活かしていただけるような内容に十分留意するものとする。

(7) 災害教訓の伝承

生活安全課は、過去に発生した災害の教訓を後世に伝えるために、当該災害に係る資料を収集・保存し、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。

第2節 自主防災体制の整備

(総務部)

1. 自主防災組織の役割

自主防災組織は、防災に関する住民の責務を果たすため、地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づいて自主的に結成する組織である。

地域の実情に応じた防災計画に基づき、平時及び災害発生時において効果的な防災活動を行うため、下記の活動について把握すること。

(1) 平時の活動

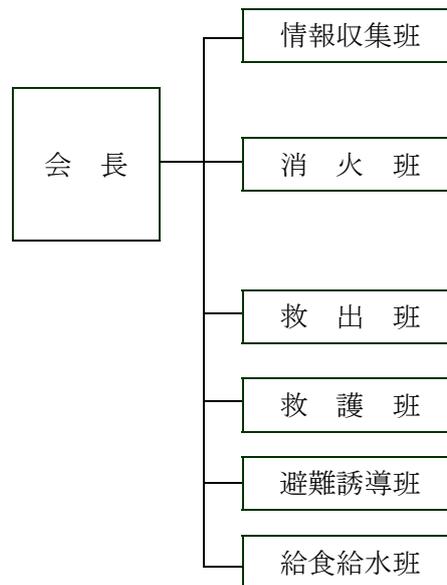
- ① 地域における情報の収集及び伝達体制の確立
- ② 各種災害に対する防災知識の普及・向上及び防災訓練の実施
- ③ 防災関係機関・隣接の自主防災組織等との連絡
- ④ 災害時要支援者の把握
- ⑤ 地域における危険箇所の把握

- ⑥ 避難場所・避難所・医療救護施設及び避難経路の確認
- ⑦ 救出、救護及び避難誘導體制の確立
- ⑧ 家庭における防火・防災等予防上の措置及びその啓発
- ⑨ 地域における消防水利の確認
- ⑩ 防災資機材の整備、配置、管理
- ⑪ 自主防災組織のリーダー・サブリーダーの発掘と育成

(2) 災害発生時の活動

- ① 地域住民の安否確認及び正しい情報の収集・伝達
- ② 出火防止と初期消火による延焼の阻止
- ③ 負傷者の救出・救助、応急手当、医療救護施設・救護所への搬送
- ④ 避難誘導と、早期に自主避難が可能な場合はその勧誘
- ⑤ 災害時要支援者の保護、安全確保及び生活支援
- ⑥ 避難所の運営、避難生活の指導
- ⑦ 給食、給水、備蓄・救援物資の運搬・配分
- ⑧ 災害ボランティア受入れの調整、被害がより大きい近隣地域への応援 等

【組織図・役割分担の例】



2. 地域の自主防災組織等の育成

《生活安全課》

自主防災組織等の育成については、次のとおりである。

(1) 組織活動の促進

市は、消防団や防災関係機関等との連携を図り、各大字や自主防災組織の訓練等に参加し適切な指導を行うとともに活動の促進を図る。

(2) 自主防災組織への育成と助成

自主防災体制の強化を図るため、各大字において自主防災組織の結成促進を図る。その際、女性、高齢者、学生、事業者などの多様な人材の参画の促進に努める。また、自主防災組織の育成を図るため、自主防災組織が行う自主防災活動に対して支援を図る。

3. 事業所の自主防災体制の強化

《生活安全課》

(1) 自主防災体制の強化

事業所において、職場の組織を機能的に活用して、出火防止・初期消火に対する職場内の体制の確立を図る。

(2) 地域社会との連携

関係地域の住民、各大字や自主防災組織、社会福祉施設等とも密接な連携をとり、地域の安全に積極的に寄与するよう努める。

(3) 企業防災の促進

① 事業所等の役割

事業者は、被災による業務中断という事態に備えていくため、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務をどのように継続させるかについて事前に事業継続計画（BCP）計画を策定・運用するよう努める。

また、災害発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等による被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

② 市の役割

市は、地域経済への影響を最小限にとどめるため、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画（BCP）策定に必要な情報提供を行うなど、危機管理体制の整備が図られるよう普及啓発活動等を行う。

4. 地区防災計画の策定

《生活安全課》

自主防災組織は、当該地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者が共同して行う防災訓練、防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築、災害が発生した場合における相互の支援、その他の当該地区における防災活動に関する地区防災計画を策定することができる。

市は、地区防災計画素案の提案を受けた場合、市防災会議において、その必要があると認める時は、本計画に当該地区防災計画を定める

第3節 台風・大雨による浸水の予防

(総務部、産業観光部、都市整備部、奈良県広域消防組合)

1. 河川・用排水路・ため池の防災対策の強化

《農林課、建設課》

(1) 河川・用排水路の改修、維持、管理

建設課は、河川及び用排水路について、氾濫防止のため改修、維持、管理を行う。なお、県管理の河川については、高田土木事務所等に対して事業の整備促進を要望していく。

(2) ため池の防災対策

農林課は、以下に示すため池防災対策を推進する。

① ため池整備事業の実施

ため池の決壊等による災害を未然に防止するため、堤、余水吐、樋管等で整備を要するため池や耐震調査の結果、補強を要するため池等について、ため池等の管理者に対し、指導・助言を行い、国及び県が制度化しているため池等の補助事業（県営ため池整備事業等）を積極的に活用し、計画的な対策整備を推進する。

② ため池等防災対策等推進事業の実施

県と連携して、堤高10m以上または貯水量10万 m^3 以上のため池のほか、堤体が決壊した場合、下流の家屋、公共施設等への被害が予想されるため池（防災重点ため池）について、堤体の安全性に対する耐震調査やハザードマップの作成等、ため池防災対策等推進事業を推進する。

③ 防災減災対策の啓蒙・普及活動の実施

ため池の破損、決壊による災害を未然に防止するため、管理者等に対して、日常の管理・点検実施の周知徹底や防災情報連絡体制の整備等の指導を行う。

2. 監視警戒体制の整備

《農林課、建設課》

集中豪雨等で氾濫等の危険が予想される河川・用排水路・ため池に対して、監視体制の充実や緊急情報の伝達体制の強化に努めるものとする。

3. 水防訓練

《生活安全課、奈良県広域消防組合》

葛城市、奈良県広域消防組合、消防団等により、水防訓練を実施するよう努める。

4. 洪水浸水想定区域等の周知

《生活安全課》

水防法に基づき、県より示された葛下川、高田川、葛城川の洪水浸水想定区域について、その区域ごとに洪水予報の伝達方法、避難所、その他円滑、迅速な避難を図るために必要な事項を定

めるほか、ハザードマップ等の作成や配布により、住民に対し分かりやすく危険箇所や重要水防箇所、洪水予報の伝達方法、避難所等を周知する。

なお、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。

また、洪水浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する避難確保計画を作成しなければならない。

第4節 土砂災害の予防

(総務部、都市整備部)

1. 危険予想箇所の周知

《生活安全課、建設課》

危険予想箇所（土砂災害警戒区域等）の周辺住民等に対して、ハザードマップ等の作成や配布により、当該地域が危険予想箇所であること、避難情報の伝達方法、避難場所、避難経路等を周知する。

2. 予防措置の指導

《建設課》

危険が予想される区域内の土地所有者、管理者又は占有者に対し、維持管理の徹底と、危険を及ぼすような施設の管理者に対し、保安措置を講ずるよう行政指導を行う。

3. 崩壊防止工事の実施

《建設課》

県の砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業の推進に協力するとともに、必要に応じて、事業推進の要請を行うなど、土砂災害の予防に努める。

特別な条項を具備した場合は国庫補助等により崩壊防止工事が実施されるので、関係機関と連携を密にし実施の促進を図る。

4. 危険地域における情報伝達・避難体制の整備

《生活安全課、建設課》

生活安全課は、指定・公表された土砂災害警戒区域、土砂災害警戒情報、土砂災害判定メッシュ情報、土砂災害の前兆現象に関する情報等の各種情報を活用し、避難指示等の判断基準や伝達方法を整備する。避難指示等の判断基準は、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに発令することを基本とし、国や県からの助言も活用するとともに行政、防災関係機関、福祉関係機関等でも連携をとることが必要である。

また、建設課は、危険地域周辺において防災パトロールを行い、緊急情報の伝達にも努めるものとする。

5. 警戒避難体制の整備

《生活安全課》

土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域の指定があったときは、住民が安全で円滑な避難ができるように当該地域ごとに以下の項目について定め、警戒避難体制の強化を図る。

- (1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (3) 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 土砂災害警戒区域内に位置する社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称、所在地及び情報の伝達方法
- (5) 救助に関する事項

なお、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施をしなければならない。

第5節 地震災害の予防

(総務部、都市整備部、関係各課)

1. 地震災害危険予想区域及び対策の周知

《生活安全課、建設課》

住民に対し、地震災害危険予想区域及び地震災害被害を防止する方策等について広報誌等により周知し、自主的な対策を促す。

また、大地震時に大きな被害が生ずるおそれのある大規模盛土造成地について、県が作成する大規模盛土造成地マップをもとに住民に広く周知し、災害の未然防止や被害の軽減に努める。

2. 建設予定の市関係施設の耐震性の配慮

《関係各課》

市関係施設を新築、改築する際、地震災害危険予想区域を十分考慮し、適切な耐震性を確保するようにする。

3. 被災建築物及び被災宅地危険度判定体制の整備

《関係各課》

地震発生後の被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定を円滑に実施する体制の整備に努める。

また、関係各課は職員を県が行う各判定士養成講習会へ派遣する等により、各判定士の登録を促進するとともに、県と連携して、各判定用資機材の備蓄に努める。

住民に対しては、制度の趣旨について理解が得られるよう普及・啓発に努める。

4. 地震防災緊急事業五箇年計画

《関係各課》

地震防災対策特別措置法に定める地震防災上緊急に整備すべきものとして、県が策定する奈良県第六次地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて、本市域に係る事業の推進に努める。

第6節 火災の予防

(総務部、産業観光部、都市整備部、奈良県広域消防組合)

1. 消防団の強化

《生活安全課、奈良県広域消防組合》

消防団は、地域住民を中心とした組織として、幅広い防災力と地域コミュニティとの連携を強化し、地域住民の被害軽減・安全確保に努める。

(1) 他の組織との連携

① 常備消防との連携

地域の防災力の柱となる常備消防との連携をさらに強化する。

ア) 消防防災に関する普及啓発活動、特別警戒等の予防活動

イ) 大規模災害時を想定した実践的な実働(初期消火・避難誘導・応急手当等)・図上訓練

② 自主防災組織との連携

自主防災組織との連携をさらに強化する。

ア) 定期的な合同訓練等による連携強化

イ) 自主防災組織の活性化等を図る際の積極的な協力

③ 事業所との連携

団員を雇用している事業所の理解と協力を得るための取り組み、事業所の防災活動との連携のための取り組みを強化する。

④ 地域コミュニティとの連携

将来を見据えた住民ニーズや地域の実情を踏まえつつ、地域コミュニティにおいて消防団の果たすべき役割を検討する。

(2) 消防団員の確保

① 総団員数の確保

消防団が、要員動員力等の特性を発揮するため、各地域の実情に応じた適正な団員数の確保を図る。

② 被雇用者(サラリーマン)団員の活動環境の整備

就業構造の変化等に対し、サラリーマン団員の活動環境の整備を図る。

③ 女性団員および若年層等の入団促進と団員数の確保

消防団の組織の活性化のため、女性消防団員及び若年層の入団促進と、団員数の確保を図る。市は、団員確保に向けた啓発や資機材の整備等、消防団の充実強化に努める。

2. 出火の防止

《奈良県広域消防組合》

(1) 火気使用設備器具の安全化

地震時における燃焼機器の安全化、使用取扱いの適正化を図るとともに、火気使用場所の環境整備について指導の徹底を図る。また、安全器具として安全暖房器具、安全調理器具、感震ブレーカーの使用普及を図る。

(2) 石油等危険物施設の安全化

危険物施設における構造設備の耐震化及び保安性の向上を図るとともに、貯蔵・取扱いの適正管理を指導し、危険物施設の安全化を推進する。

(3) 化学薬品等の出火防止

化学薬品を取り扱う市内の学校、病院等に対し、立入検査を計画に基づき実施し、保管の適正化を指導する。事業所に対しても実態調査等を行い、薬品容器の落下防止、収納棚の転倒防止等の指導や薬品の混合、混触による発火防止の意識の啓発を図るとともに具体的な安全対策の指導を推進する。

(4) 電力施設の安全化

電力等の指定事業所と連絡を密にし、施設の安全性を確保する。

(5) ガス設備の安全化

ガスによる家庭及び事業所からの出火を防止するため、容器の転倒防止、ガスの漏洩防止等の安全化について指導促進を図る。

(6) 査察時における出火危険排除の徹底

市内の防火対象物に対し、査察計画に基づく査察を実施し、地震時における出火の危険排除を図る。

(7) 住民の防災意識等の高揚

各家庭における出火防止措置の徹底を図るため、住民一人ひとりの出火防止に対する知識及び地震に対する備えなど、防災教育を行い、自主防災意識の高揚を図る。

3. 初期消火体制の強化

《奈良県広域消防組合》

(1) 事業所の自主防災体制の強化

事業所において、職場の組織を機能的に活用して、出火防止・初期消火に対する職場内の体制の確立を図る。また、事業所相互間の協力体制を高めるとともに、保有する資機材を活用し、地域との共同体制づくりを推進する。

(2) 家庭への防災機器及び消火器の普及

住民啓発を通じて、各家庭での防災機器（火災警報器）や消火器、バケツ等の備えを呼びかける。

4. 火災の拡大防止対策

《生活安全課、農林課、建設課、奈良県広域消防組合》

(1) 消防活動体制の強化

消防機動力、装備資機材及び通信資機材の充実を図るとともに、隣接市等との広域的な連携を深め、消防力の強化を図る。また、地震規模、地域別、風速別等火災の被害予測に対応した計画の見直しを行い、消防活動基準を整備して職員を訓練し、災害時の活動要領の習熟に努める。

(2) 情報通信体制の強化

災害に対する事前の各種情報データの分析、整備を行い、災害時における迅速、的確な災害情報の収集及び指揮命令の伝達機能を確保するため、総合的な情報通信体制の強化に努める。

(3) 消防水利の充実強化

既存消防水利の機能維持を図るほか、災害時の同時多発火災に対処するため、火災の危険の高い地域に留意し、災害消防活動に有効な水利を含む消防水利の整備に努める。また親水環境・水辺公園の整備やため池の整備と一体となった多角的な消防水利の確保に努める。

(4) 消防活動路等の確保

災害時には、道路周辺の建物や塀、電柱等工作物の倒壊、さらには道路の陥没などにより、消防車両等が通行不能となることが予想されることから、消防活動路を確保するための対策を推進する。

(5) 地域ぐるみの防災対策

事業所の自衛消防組織と各大字や自主防災組織が相互に協力連携し、両組織の装備等を有効に活用した総合的な火災の拡大防止を図るよう指導する。

(6) 災害用消防水利の確保

地震時には停電や水道管の破裂等の事態が予想され、消火栓の使用が不能になることが考えられるので、耐震性貯水槽の設置を進める。

5. 林野火災の防止

《農林課、奈良県広域消防組合》

(1) 林野火災予防思想の普及対策

- ① 報道機関及び林野関係機関の協力を得て、住民一般に周知するとともに、休憩所、又は表示板を利用した防火標語の掲示を行う。
- ② タバコの吸がらの投げ捨て防止の徹底を図る。
- ③ 火入れに関する許可、届出の指導と防火設備の完備及び不始末の防止に努める。
- ④ たき火等の行為と消火準備及び後始末の指導を行う。
- ⑤ 生徒（児童）による火遊び防止に努める。

（2）消火体制の確立

- ① 山林所有者、山林業者及び山林関係官署及び自衛隊との連絡の緊密化並びに山野の地水利、森林の状況の把握に努める。
- ② 山林消火資機材等の整備に努める。

（3）山林防火パトロールの強化

火災発生危険性の高い場所でのたき火や喫煙者への巡回指導を行う。

（4）警戒業務

① 普通警戒

気象条件の悪化等により火災発生及び延焼拡大を伴うおそれのあるときは、消防職員等により管内の巡視警戒を行う。

② 特別警戒

異常気象時には、広報車及び防災行政無線を活用して、住民一般に啓発を行い、火災発生危険の排除を図るものとする。

第7節 都市の防災構造化

（総務部、市民生活部、都市整備部、上下水道部、奈良県広域消防組合）

1. 都市の防災構造化の推進

《都市計画課》

災害に強いまちづくりのため、防災に資する各種都市施設を都市計画に位置づけ、総合的、一体的整備を図る。

都市の防災構造化にあたっては、立地適正化計画に基づき防災空間の確保や木造老朽住宅の密集地の改善に努めるとともに、住民の主体的な防災活動や安全確保に必要な都市施設の整備に努める。

2. 耐震、耐火建築物の建築促進

《生活安全課、都市計画課》

都市の不燃化及び耐震化を促進するため都市防災、土地の合理的利用に寄与する耐震、耐火の

建築を普及するよう関係機関と協力するものとする。

また、県の既存木造住宅耐震診断支援事業を活用した既存木造住宅等の耐震診断支援や、防災上重要な施設である市庁舎や避難所、病院等の耐震化、天井等の非構造部材の耐震対策を促進するよう努める。

市街地における延焼及び類焼による被害の拡大を防除する必要があると認められる地域について、防火地域又は準防火地域を定める。

なお、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するように努める。

3. 道路施設被害応急復旧体制の整備

《生活安全課、建設課》

(1) 緊急輸送道路等の重要道路（橋梁）の明確化

緊急輸送道路は、防災拠点としての重要度、道路啓開といった災害後の復旧活動を考慮して、以下の2つの区分とする。

種別	道路の機能	路線名
第1次緊急輸送道路	① 県外から支援を受けるための広域幹線道路 ② 県内の主な市町村を相互に連絡する道路 ③ 京奈和自動車道ICにアクセスする道路 ④ 災害拠点病院にアクセスする道路	南阪奈道路 国道24号 国道165号バイパス (大和高田バイパス) 御所香芝線
第2次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路と防災拠点を連絡する道路	国道166号

市では今後、県が指定した緊急輸送道路と市内の防災拠点を結ぶ市道について計画的に整備を進めるとともに、災害発生時における緊急啓開・道路復旧の円滑な体制確保に努める。

(2) 緊急輸送道路等の重要道路（橋梁）の耐久性の向上

建設課は、緊急輸送道路等の重要道路（橋梁）について、ネットワークとしての道路機能の確保を図るため、耐久性の強化を図る整備を計画的に推進する。そのため、橋梁、舗装、法面・盛土・擁壁等、道路付属物の4分野を対象に、道路ストックの総点検を実施し、その結果に基づいて防災対策の強化を進める。

(3) 緊急啓開・復旧体制の整備

建設課は、土木建設資機材等を有する関係業者等との間で、応援協定を締結するとともに災害時の緊急啓開・復旧区間の役割分担等について定める。

4. 防災拠点の整備

《生活安全課》

災害時に市が実施する防災活動の拠点となる施設等を以下のような防災拠点と位置づけ、防災機能の充実を図る。また、防災拠点を道路や情報通信網で結び、災害に強いまちづくりを推進する。

(1) 災害対策本部：葛城市役所（新庄庁舎）

災害への対応方針・対処措置の意思決定を行う機能や各種情報の収集・共有、伝達を行う機能を担い、市全体の災害対応を統括する拠点。

なお、庁舎が被災した場合に備えて、第2 災害対策本部の設置について検討する。

(2) 応援部隊の受入れ・活動拠点

自衛隊や県から派遣された要員等の受入拠点であり、市域の消防、救援、救助、復旧等の活動拠点や要員・資材の集積場所としての役割を担う拠点。

(3) 物資集積拠点

救援物資等の受入れ、保管、仕分けを行い、避難所等へ適切な出荷を行うための拠点。活用可能な民間事業者の管理する施設の把握もしておく。

5. ヘリコプターの受入れ体制の整備

《生活安全課》

市は、県消防防災ヘリコプター等の受け入れ体制を確立するため、次の事項を定めておく。

- (1) 要請担当窓口
- (2) 派遣要請手続
- (3) ヘリコプター臨時離着陸場の指定
- (4) その他必要な事項

6. ライフライン施設等の災害予防

《水道課、下水道課》

(1) 水道の災害予防

水道課は、災害時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うため、以下の災害予防対策の実施に努める。

- ① 水道施設の耐震化
- ② 水の融通体制の確立
- ③ 防災用資機材等の整備
- ④ 給水データベースの整備
- ⑤ 初動マニュアルの整備及び教育訓練の実施

(2) 下水道の災害予防

下水道課は、異常気象に備え自家発電設備や機器の整備点検を定期的実施し、施設の漏水、腐食箇所がないか補修点検を徹底する。

定期的にマンホール等の地表寄りの異常の有無を調査するとともに、計画的に管路内の異常の有無を調査する。

また、民間事業者等との協定締結などにより、発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努める。

(3) その他ライフライン施設の災害予防

市は、災害の発生に備えて、一般電気事業者、電気通信事業者、一般ガス事業者等のライフライン関係事業者や鉄道事業者と緊急時における情報収集連絡窓口をあらかじめ定めるほか、各事業者が実施する災害予防対策の協力を努める。

7. 危険物施設等の災害予防

《奈良県広域消防組合》

消防法に基づき、危険物施設等の所在地、施設の規模、形態、危険物の種類、取扱い数量等の状況について逐次把握に努め、危険物施設取扱事業者等に防火指導、保安教育、立入検査等を実施し、危険物等による災害の発生と拡大の防止に努める。

また、県と連携して、市内にある高圧ガス等を保管・取扱う施設を把握するとともに、県が行う保安検査・立入検査等の災害予防対策に協力する。

8. 火葬場等の確保

《環境課》

- (1) 火葬の受け入れ態勢等を把握し、火葬データとして整理する。
- (2) 近隣市町村間及び近隣都道府県間の火葬の受入れ等の応援体制を整備する。

9. 廃棄物処理体制の整備

《環境課、クリーンセンター》

(1) 相互支援体制の構築

「奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定（平成24年8月1日締結）」及び「災害等緊急時における一般廃棄物（ごみ）処理に関する相互応援基本協定（平成29年9月25日締結）」に基づき、災害発生時における県の相互支援体制（施設・人員等）の整備に協力する。また、処理活動に係る動員体制の整備及び市町村間の応援協定、関係事業者等との協定の締結に努める。

(2) 廃棄物処理施設の整備

焼却処理施設、リサイクル施設等の計画的な整備を進めるとともに、平常時から施設設備の整備点検等に努める。また、停電時の非常用自家発電設備及び冠水等の被害により施設の稼働が不能となった場合の代替設備の確保に努める。

(3) 廃棄物の仮置場、仮設トイレ等の確保

災害時に排出される廃棄物を一時保管するための仮置場を計画・確保するとともに、仮設

トイレ及びその管理に必要な薬剤等の調達にかかる体制の整備に努める。

(4) 収集運搬車両や必要な資機材等の確保

災害時に排出される廃棄物の収集運搬車両・体制の整備に努める。

第8節 文化財災害の予防

(教育部、奈良県広域消防組合)

1. 文化財の保護対策

《生涯学習課、奈良県広域消防組合》

防災管理を遂行していくため、所有者、管理者と災害に対する予防策を協議するとともに、防火設備等の充実や、定期的かつ適切な小規模修理、日常的な維持管理による耐震性向上を図るものとする。

2. 文化財防災思想の普及

《生涯学習課、奈良県広域消防組合》

所有者、管理者のみならず、広く住民にも文化財の重要性を認識してもらえるよう、文化財保護思想の普及に努め、文化財防火週間等の行事を通じて、防災・防火に関する訓練や学習等に努める。

第9節 防災体制の整備

(総務部、財務部、企画部、産業観光部、都市整備部、保健福祉部、こども未来創造部)

1. 災害応急体制の整備

《生活安全課》

生活安全課が中心となり、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

また、勤務時間外においても迅速に災害活動体制を確立するため、災害時の職員初動マニュアルを作成、配布するとともに、定期的に訓練を実施し、動員や配備、任務分担、災害時の活動手順、資機材や装備の使用方法、他の防災関係機関との連携方法等について周知徹底を図る。

さらに、人的被害の数など災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。

2. 災害時の職員連絡体制の整備

《生活安全課》

市は、夜間や休日等、勤務時間外に災害が発生した場合の非常参集に備えて、職員緊急連絡網を作成し、全職員に周知徹底を図る。

3. 災害応急対策活動に従事する職員用物資の備蓄

《生活安全課》

市は、大規模な災害時には、災害応急対策活動に従事する市職員の食糧、水等の物資が確保できなくなることが想定されることから、災害応急対策活動に従事する市職員用の物資の備蓄を推進する。

4. リ災証明書の発行体制の整備

《生活安全課、税務課、収納促進室、会計課》

災害時にリ災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、リ災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

また、効率的なり災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

5. 防災関係機関との連携

《生活安全課、関係各課》

生活安全課は、市域に関わる防災関係機関との協議を進め、災害時に各機関が連携して円滑に防災活動が実施できるよう、包括的な防災活動体制の整備・充実に、情報の共有化に努める。

6. 市業務継続計画（BCP）の運用

《全課》

市は、災害・事故で被害を受けても、重要な業務をなるべく中断せず、中断してもできるだけ早急に復旧させる業務継続を戦略的に実現するため、大規模地震災害等を想定した全庁的な業務継続計画（BCP）の運用に努める。

7. 支援・受援体制の整備

《生活安全課、健康増進課、農林課、都市計画課、建設課》

（1）支援体制の整備

- ① 担当各課は、医師、看護師、土木及び農林関係等、派遣可能な専門職員の人数を把握しておく。
- ② 生活安全課は、近隣市町村をはじめ、個別につながりのある市町村との関係を強化し、災害時の相互の連携協力を確認しておく。
- ③ 生活安全課は、大規模災害の発生や、原子力発電所事故による大量の被災者を長期間受け入れる場合を想定し、旅館、ホテル等宿泊施設の長期借上げや賃貸住宅の斡旋等について事業者と協議を行う。

（2）受援体制の整備

- ① 生活安全課は、受援計画が適切に実行されるよう全職員に対して周知徹底を図る。
- ② 生活安全課は、災害時に迅速かつ適切な受援ができるよう、県と県内全市町村の間で締結した「災害時における奈良県市町村相互応援に関する協定書」により連携の強化を図る。

る。

- ③ 生活安全課は、近隣市町村をはじめ、個別につながりのある市町村との関係を強化し、災害時の受援体制を確認しておく。

第10節 災害通信・広報体制の整備

(企画部、総務部)

1. 災害情報等の収集報告体制の整備

《生活安全課、企画政策課》

(1) 収集報告系統の整備・明確化

生活安全課は、災害情報、被害状況の把握が円滑に行われるよう災害情報等の収集・報告系統を現状に則して、整備・明確化しておくものとする。

(2) 収集すべき情報の整理

災害時の情報収集を円滑に行うためには、収集すべき情報について、職員が十分理解していなければならない。

特に災害発生直後においては、住家被害数のみならず、ため池決壊等二次災害の危険箇所や火災発生現場数等の人命にかかる情報の把握が重要であることを認識しておく必要がある。従って、生活安全課は、どの時点でどんな情報を収集すべきかを平時から整理しておく。

(3) 民間協力体制の整備

被害状況の調査には、各大字や自主防災組織、さらには民間団体の協力が不可欠である。生活安全課、企画政策課は、これら住民・民間団体等から災害時に迅速かつ的確な情報提供を得るため、平時から、災害時における情報連絡体制の充実を図るとともに、災害時協力協定等の締結を行っていくものとする。

2. 予警報等の受領伝達体制の整備

《生活安全課》

(1) 情報活用能力の向上

奈良地方気象台が発する気象に関する予警報、又は国、県その他の機関の設置する観測機器等から入手した情報を迅速に処理し、適切な意思決定に結び付けられるよう、情報の読み取り・判断能力を研修等により向上させるものとする。

(2) 関係機関からの情報収集伝達体制の充実

気象台や県等からの気象情報の収集伝達体制の充実を図るとともに、場合によっては、民間気象解説機関による気象情報も適宜取り入れ、情報収集伝達体制の充実を図る。

3. 災害通信体制の整備

《秘書広報課、生活安全課》

(1) 防災行政無線等の充実

災害時活動における、市の各活動班及び市内の防災関係施設との情報交換を円滑に行うた

め、市防災行政無線を活用するとともに、機器の保守・点検により、情報通信機器の円滑な利用環境の維持・確保を図るものとする。

また、防災行政無線の各戸配布に努めるとともに、県防災情報システムについても、日頃から関係機関と密接な関係を保ち、使用方法の習熟により、通信・協力体制を確立しておくものとする。

なお、県が整備した県防災情報システムは、Lアラート（災害情報共有システム）等に連携しており、住民への速やかな情報提供が可能である。そのため、市は災害対策本部設置状況、避難指示等発令情報、避難所開設情報を、県防災情報システムに入力することで、住民へ速やかに周知できる。更に、避難指示等発令情報は携帯電話事業者へも送られて、発令対象地域の住民に緊急速報メールが発信される。

（2）通信体制の充実

無線等通信施設は、防災担当課のみが操作できればよいということではなく、災害の規模や参集状況においては、だれでも操作できる必要があり、日常から時期を定めて通信施設の利用についての研修、訓練を行うことが必要である。

特に、生活安全課は災害対策本部が設置された場合、広報、通信の担当であるため、複数の通信担当者を定めておき、日常からの操作の熟知を図り災害発生時の体制を整備するとともに、職員の情報伝達網について、複数の案を日常より計画し、防災訓練等において検証する。

また、アマチュア無線の活用についても有効に情報の伝達ができる体制づくりの検討や、災害時優先電話、衛星携帯電話の活用を行うものとする。

4. 災害広報体制の整備

《秘書広報課、生活安全課》

（1）初動期広報体制の充実

勤務時間外での災害発生に対しても、的確な広報活動を実施できるよう、初動期広報担当者を確保する。

（2）報道機関との協力体制の整備

災害時における広報に関しては、報道機関の役割が重要となるため、日頃から報道機関と災害時の広報のあり方等について協議しておく。

また、災害発生時に報道機関に対して、広報をどのように行うかを防災訓練等を通じて検証しておく。

（3）避難所における広報体制の整備

避難所における広報手段としては、掲示板への掲示、広報誌・ビラ等の配布などが考えられるが、平時からどの手段をどう用いるかを検討しておくものとする。

また、広報の内容は、災害発生から初動期、救援期へと移行していくに従って、必要とさ

れる情報が変わっていくため、どの時期に何の情報を広報すればよいかを平時から考慮しておくものとする。

(4) 広報案内の充実

災害時には極めて厳しい時間的制約のもとで、効果的な広報活動を行う必要があるため、以下に示す多重化・多様化した伝達手段を確保することで、様々な制約下でも対応可能な広報体制確立に努めるとともに、県と連携する。

- ① 市防災行政無線（同報系）（屋外拡声器、戸別受信機）
- ② ホームページ
- ③ Jアラート（全国瞬時警報システム）
- ④ Lアラート（災害情報共有システム）
- ⑤ 緊急速報メール
- ⑥ LINE等のSNS
- ⑦ 広報車による広報
- ⑧ 電話、FAX、登録制メール
- ⑨ 消防団、警察、自主防災組織、近隣住民等による直接的な声かけ

また、災害時に必要とされる広報内容は極めて多様なものとなることから、平時から様々な状況や対象者を想定した広報例文を準備しておき、迅速・的確な広報活動に資するものとする。

第11節 災害支援物資等の供給体制の整備

（総務部、都市整備部、上下水道部）

1. 給水体制の整備

《水道課》

(1) 効果的な給水方法の検討

水は住民生活に一時も欠かすことができないため、災害後の早い段階から水需要が増大する。この需要に適切に対応するためには、多くの人力・車両を必要とする運搬給水方式のみでは効率が悪いと見られ、給水所に仮設共用栓を設ける等の方法についても検討しておくものとする。

(2) 給水施設の応急復旧体制の整備

取水、送水、配給水施設を速やかに復旧して飲料水の確保を図るために復旧に要する業者（労務、機械、資材等）との間において災害時における協定を締結し、応急復旧体制の整備に万全を期す。また、重要度を考慮した応急復旧順序等についても検討しておく必要がある。

(3) 耐災害性の水道施設の整備

あらかじめ非常災害時の給水を考慮し、緊急時に確保できる水量について調査し、把握しておくものとする。また、災害に強い水道施設及び災害時に最大限、水の確保が可能な施設についても計画的に整備を図る。

- ① 緊急遮断弁の設置を図る。

② 送水管継手を耐震性の高いものと順次交換を行う。

(4) 給水用資器材の整備

必要なトラック、給水タンク、運搬者、給配水連絡管等及び給水容器類を準備しておくとともに、容器の借上げ及び輸送等について関係機関との間において災害時における協定を締結し、飲料水の確保に万全を期す。

(5) 貯水・給水意識の向上

住民及び各大字や自主防災組織等に対して、災害に備えての飲料水の備蓄及び災害時に緊急給水の必要が生じた際の給水の方法について、広報誌や訓練時の指導により知識を高める。

2. 食糧供給体制の整備

《生活安全課》

(1) 食糧の必要量の把握と供給

食糧については、民間業者から速やかに調達することとし、状況により県等に応援を要請する。量及び品目が不足するときには、義援物資として広く援助を求める。

(2) 災害時民間協力体制の整備

災害時必要物資は、災害時にどの程度のレベルの援護を実施するかによって、質量共に大きく変わってくるが、物資の確保は基本的には緊急度、重要度の高いもの、即時調達の困難なものについて必要最小限の備蓄をする。

それ以外のものについては、次のような体制を整える必要がある。

- ① あらかじめ、関係団体（企業）との間で協定を締結。
- ② 在庫の優先的供給を受けることのできる量を毎年把握・確認する。
- ③ 災害発生時の食糧等の輸送手段や搬送場所についての確認を行い、訓練等により検証していく必要がある。また、家庭内備蓄として、3日分の飲料水や食糧、非常持ち出し品の確保を行うよう住民の指導に努める。さらに、災害時の炊飯体制についても関係機関（地域の団体、日赤奉仕団又は自衛隊等）との協力体制を整え、毎年、文書や訓練により、各団体の役割を確認しておくものとする。

3. 生活物資供給体制の整備

《生活安全課》

(1) 生活必需品等の確保

生活必需品の公的備蓄は必要最小限にとどめ、協定業者から速やかに調達することで対応し、状況により県等に応援を要請する。不足するときは、義援物資として広く援助を求める。協定業者に依頼する生活必需品に関しては、量についての計画を今後定めていく。

(2) 災害時民間協力体制の整備

災害時必要物資は、災害時にどの程度のレベルの援護を実施するかによって質量共に大きく変わってくるが、物資の確保は基本的には緊急度、重要度の高いもの、即時調達の困難な

ものについて最低限行う。そのために、次のような体制を整える必要がある。

- ① あらかじめ関係団体（企業）との間で協定を締結。
- ② 在庫の優先的供給を受けることのできる量を毎年把握・確認する。
- ③ 災害発生時の生活必需品等の輸送手段や搬送場所についての確認を行い、訓練等により検証していく必要がある。

（3）供給品目の検討

災害救助法が適用された場合の生活必需品等の種類は、原則として定められているが、個々の品目については、ある程度変更することが可能とされている。従って、各市町村が過去の災害時に必要とした品目や実際に供給した品目の事例を参考に平時から供給品目について検討しておく。また、品目については高齢者や乳幼児用物資にも配慮する。

4. 応急住宅等供給体制の整備

《建設課》

（1）応急仮設住宅の供給体制の整備

災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅を設置できる用地を把握し、県や一般社団法人プレハブ建築協会と連携しつつ、災害時における応急仮設住宅の設置が円滑に実施できるよう体制の整備に努める。

また、応急仮設住宅の設置について、住宅被害想定に基づき必要戸数の想定を検討する。

（2）公営住宅の空き家状況の把握

災害時における被災者用の住居として、耐震性が確保された利用可能な公営住宅の空き家状況を把握し、災害時に迅速に提供できるよう体制の整備に努める。

第12節 救出・避難活動体制の整備

（企画部、総務部、市民生活部、保健福祉部、こども未来創造部、産業観光部、都市整備部、教育部、奈良県広域消防組合）

1. 救出・救護体制の整備

《生活安全課、企画政策課、健康増進課、建設課、奈良県広域消防組合》

（1）救出体制の整備

生活安全課、企画政策課は、救出を円滑に行うため、平時から、奈良県広域消防組合、警察署、消防団及び各大字や自主防災組織等と検討し、種々の場合を想定した救出計画を作成する。

また、広域的又は局地的に多数発生することが予想される救出事象に対処するため、より高度な知識、技術を有する消防隊員の指導育成に努める。

（2）保健医療活動体制の整備

- ① 健康増進課は、葛城市医師会等の医療関係団体と協議し、医療救護班の整備を図る。

- ② 医療救護班の活動場所となる医療救護所を設置する。医療救護所として使用可能な施設を検討する。
- ③ 災害時に派遣される保健医療活動チーム（災害緊急医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、県医療救護班、保健師等）や災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の受入れ体制や後方医療体制、患者等の搬送体制等の整備を図る。

（3）救出機器類の整備

生活安全課、企画政策課は、多数発生することが予想される救出・救護の事象に迅速・的確に対処するため地域ごとに救出用機器類を整備するとともに、その使用、活用方法についても訓練等により熟知し、あわせて各大字や自主防災組織に対して指導を行う。

（4）関係機関との連携

建設課は、高田警察署、救出用の建設資機材を有する土木建設業者及び市内の各事業所等との一貫性ある連携を図り、実効性のある救出体制となるよう防災訓練等を通じて検証を行う。また、土木建設業者と災害時の協力に関する協定等の締結及び緊急連絡方法の確立を行う。生活安全課は、救出活動において、自衛隊を要請した場合の活動体制の確保についても、計画及び防災訓練での検証を行う。

（5）住民指導の推進

生活安全課は、住民の自主救護能力を向上させるため、応急救護知識、技術の普及活動の推進及び救出現場の情報収集方法と連絡方法についての周知を図る。特に、市民に対しては、日常からどのような防災に努めるべきかという意識の普及及び防災措置の指導に努める。

2. 避難活動体制の整備

《生活安全課、秘書広報課、都市計画課、社会福祉課、介護保険課、地域包括支援課、教育総務課、生涯学習課、避難所施設関係部署》

（1）避難の考え方

本計画では、「避難」を「安全確保行動」と定義づけ、「①災害から生命、身体を守る危険回避行動」と「②自宅を離れて一定期間仮の生活をおくる行動」の二つに分類する。

「①災害から生命、身体を守る危険回避行動」の場合の避難先を「指定緊急避難場所」、「②自宅を離れて一定期間仮の生活をおくる行動」の場合の避難先を「指定避難所」とする。

（2）避難路の選定

生活安全課、都市計画課は、次の事項に留意して避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

- ① 避難路は、原則として指定緊急避難場所又はこれに準ずる安全な場所に通じる道路とする。
- ② 避難路は、可能な限り崖、河川等により水害・土砂災害の危険がない道路とする。
- ③ 避難路は、道路沿いに火災、爆発等の危険性の大きい工場等がない道路とする。

- ④ 避難路となる道路、橋梁及びトンネル等、道路施設自体の安全性について十分検討し、必要ならば適切な措置を講ずる。

(3) 指定緊急避難場所・指定避難所の指定

生活安全課は、指定緊急避難場所及び指定避難所は、それぞれ以下の事項に留意し指定する。

	指定緊急避難場所	指定避難所
定義	切迫した災害の危険から逃れるための場所又は施設	一定期間滞在して避難生活をおくる場所
指定基準	<p>次の災害の種類ごとに指定する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 洪水／崖崩れ、土石流及び地滑り／大規模な火事／内水氾濫・外水氾濫による浸水 </div> <p>① 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において居住者、滞在者その他のもの（以下「居住者等」という。）等に開放されること。</p> <p>② 居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分について、物品の設置又は地震による落下、転倒もしくはその他の事由により避難上の支障を生じさせないものであること。</p> <p>③ 災害が発生した場合において、安全な区域内にあるものであること。ただし、④、⑤に適合する施設については、この限りでない。</p> <p>④ 災害により当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること。</p> <p>⑤ 洪水等が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用される施設にあつては、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分が配置され、かつ、当該居住者受入用部分までの避難上有効な階段その他の経路があること。</p>	<p>① 避難のための立退きを行った居住者又は被災者（以下、「被災者等」という。）を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。</p> <p>② 速やかに被災者等を受入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。</p> <p>③ 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。</p> <p>④ 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。</p> <p>⑤ 災害時要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、災害時要配慮者の円滑な利用の確保、支援体制の整備、良好な生活環境の確保に資する事項について、基準に適合するものであること。</p>

	指定緊急避難場所	指定避難所
注意事項	市長は、指定を行う際、当該施設又は場所の管理者の同意を得なければならない。	
通知	市長は、指定を行ったときは、その旨を知事に通知するとともに、公示しなければならない。	
取消	市長は、当該施設又は場所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消すものとする。その際、その旨を知事に通知するとともに、公示しなければならない。	

指定避難所の不足や災害の想定等により必要に応じて、県有施設や民間施設（寺院、ホテル、旅館等）等の利用、隣接市町等との避難者の受入れや指定緊急避難場所の設置に関して検討を行う。

（４）指定緊急避難場所・指定避難所等の整備

生活安全課及び教育総務課、生涯学習課等の施設関係課は、自ら、若しくは管理者（設置者）と十分調整を図り、次の通り整備に努める。

① 指定緊急避難場所及び避難路の整備

- ア) 指定緊急避難場所に指定されている施設等の耐震性の確保
- イ) 高齢者や障がい者等に配慮した指定緊急避難場所への避難誘導表示等の整備
- ウ) 幅員や明るさなど避難路における交通の安全性の確保
- エ) 近隣居住者等を加えた指定緊急避難場所の鍵の分散管理
- オ) 避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担うなどの避難活動の促進

② 指定避難所の整備

- ア) 指定避難所に指定されている施設等の耐震性の強化
- イ) 設備（非常用電源、衛星携帯電話等の通信手段、食糧、飲料水、簡易トイレ等）の充実による避難施設としての強化
- ウ) 災害時要支援者や、女性、乳幼児等を考慮した避難施設・設備の整備
- エ) 指定避難所の鍵の分散管理
- オ) 指定管理施設の場合は、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担や費用負担の方針等を定める
- カ) 老朽化の兆候が認められる場合は、優先順位をつけ計画的に安全確保対策を実施

（５）住民への周知

生活安全課、秘書広報課は、住民にその土地の災害リスクや避難の考え方、指定緊急避難場所・指定避難所の所在地について最新の情報を周知する。特に、次の点について周知徹底に努める。

- ① とるべき避難行動をあらかじめ考えておくこと
- ② 災害時には状況に応じて「近隣の安全な場所」への立退き避難、「緊急安全確保」といった臨機応変な避難行動をとらなければならない場合があること

- ③ 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること
 - ④ 避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること
 - ⑤ 居住者等が最終的に避難行動を判断しなければならないこと
 - ⑥ 指定緊急避難場所・指定避難所の安全性や整備状況
 - ⑦ 防災関連情報の入手手段や活用方法
- なお、以下の方法で周知を行うこととする。
- ア) 市の広報誌やホームページ
 - イ) ハザードマップ
 - ウ) 案内板等の設置（日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示する）
 - ・誘導標識
 - ・避難所案内図
 - ・避難所表示板
 - エ) 防災訓練

(6) 避難誘導體制の整備及び誘導方法への習熟

- ① 避難指示等の具体的な発令基準の策定
生活安全課は、発災時に迅速かつ的確な避難指示等の発令が行えるよう、避難指示告等に係る具体的な発令基準（タイミング・区域）を記した避難指示等の判断・伝達マニュアルを策定する。その際、複数河川の氾濫や水害と土砂災害の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。
- ② 市、警察、消防等における避難誘導體制の確立
避難誘導については、実際の役割、方法について、種々の場合を想定した防災訓練等により検証しておくものとする。また、要配慮者利用施設への情報伝達体制を総務部、保健福祉部署が連携し定めておく。
- ③ 住民の避難誘導方法への習熟
関係職員をはじめ住民も避難方法、避難所の特色を理解し、災害発生時に混乱をきたさないようにしなければならない。このため、生活安全課は、各大字や自主防災組織による、災害発生時の避難誘導計画等、地域ごとの実情にあった計画づくりや訓練の強化に努めるものとする。
また、住民、自主防災組織等が一体となってハザードマップの作成を行うこと等により、避難先や安全な避難ルートを確認できるよう努める。
- ④ 防災上重要な施設における避難計画の作成
学校、病院、社会福祉施設等の施設管理者は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、避難訓練等を行い、避難の万全を期す。
 - ア) 避難場所及び避難経路
 - イ) 避難誘導及びその指示伝達の方法

- ウ) 避難場所の選定、収容施設の確保
- エ) 避難後の教育・保健・衛生・給食等の実施方法
- オ) 市からの避難指示の情報伝達体制

(7) 避難所の運営

生活安全課は、自主防災組織などと協力して、避難所運営に関する以下の対策を実施する。

① 避難所運営マニュアルの運用・普及

災害時における迅速かつ円滑な避難所の管理・運営等を図るため、作成した「葛城市避難所運営マニュアル」に基づき、地域の実情に応じた適切な避難所運営の研修や訓練を行い、住民や職員への普及に努める。

② 住民等による避難所の運営体制の整備

地域による避難所の自主運営の考え方について周知を行い、災害時の円滑な自主運営体制の確立を図る。また、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努める。

③ 避難所開設・運営訓練の実施

地域の自主防災組織や住民等と協力し、避難所運営マニュアルに沿った避難所開設・運営訓練を実施し、実際の災害に備えることとする。

(8) 在宅被災者等への支援体制の整備

生活安全課は、在宅被災者が食糧・物資及び必要な情報や支援・サービスを確実に受け入れることのできるよう、支援体制の整備に努める。

3. 災害時要支援者対策

《生活安全課、社会福祉課、こども未来課、子育て支援課、介護保険課、地域包括支援課、総合窓口課、商工観光プロモーション課》

災害時要配慮者とは災害時に特別な援護を必要とする者であり、一般的には、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人等があげられる。中でも、災害時に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者を避難行動要支援者とする。

(1) 全体計画の策定

生活安全課、社会福祉課、介護保険課、地域包括支援課は、避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、地域防災計画の下位計画として全体計画を定める。

(2) 災害時要支援者台帳の作成

生活安全課、社会福祉課、介護保険課、地域包括支援課、総合窓口課は、災害時に迅速かつ効率的に避難誘導・安全確認等ができるよう、災害対策基本法の規定に基づき必要な情報を収集して災害時要支援者台帳の作成及び定期的更新を行う。

① 避難支援等関係者となる者

自治会、自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会をはじめ、その他の地域に根差した幅広い団体構成員並びにその他災害時要支援者の避難支援に関わる者とする。

② 災害時要支援者台帳に掲載する者の範囲

- ア) 高齢者 一人暮らし高齢者・高齢者（75歳以上）のみの世帯
介護保険 要介護3以上の者
- イ) 身体障がい者（児） 身体障害者手帳2級以上の者
- ウ) 知的障がい者（児） 療育手帳A・A1・A2の者
- エ) 精神障がい者 精神障害者保健福祉手帳1級の者
- オ) 常時特別な医療等を必要とする在宅療養者（要継続的医療支援者）
（例）人工透析を受けている者、酸素供給装置を使用している者等
- カ) 上記に準ずる者で支援が必要な者

③ 台帳作成に必要な個人情報及びその入手方法

台帳には、以下に掲げる個人情報を登録する。

なお、台帳の個人情報は、登録申請書を基本に登録を行い、登録申請は、随時受付するとともに、区長、民生児童委員等の協力により登録することを推奨する。また、申請書には個人情報保護の観点から台帳作成の趣旨を明記して対象者本人又はその家族の同意を得る。

- ア) 氏名・性別・生年月日
- イ) 住所・自治会
- ウ) 電話番号・携帯番号等の連絡先
- エ) 避難支援を必要とする事由
- オ) 前に掲げるものの他、避難支援の実施に関し市長が必要と認める事項

④ 台帳の更新・管理に関する事項

台帳を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、可能な限り台帳情報を最新の状態に保つ。また、転居や死亡等により、災害時要支援者の異動が住民登録の変更等により確認された場合は、更新時に台帳から削除する。

なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても台帳の活用に支障が生じないよう、台帳情報の適切な管理に努める。

⑤ 台帳情報の提供に際し個人情報漏えいを防止するための措置

- ア) 台帳を外部に配布する際には、秘密の保持等を明記した受領書の提出を求める。
- イ) 台帳更新の際は、必ず古い台帳については市役所に返還を行う。また役員交代等管理者変更の際は、交代時に新しい人の受領書の提出を求める。

⑥ 円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

高齢者等避難の発令など必要な通知又は警告を発令する場合、避難行動要支援者及び避

避難支援等関係者への情報伝達など避難行動要支援者が円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮する。

⑦ 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であることから、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。

(3) 避難行動要支援者に対する支援

① 個別避難計画の作成

災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、平常時から、災害時要支援者の一人ひとりの状況をふまえた個別避難計画の作成を進める。

地域の特性や事情を踏まえつつ、避難行動要支援者本人と避難支援者や自主防災組織等の実際に避難支援に携わる関係者とともに、避難所、避難方法など具体的な打合せを行いながら、個別避難計画を作成し、必要最小限の関係部署のほか関係支援団体など避難行動要支援者本人が同意した者に配布する。その際には、誓約書等の提出により守秘義務を確保するほか、情報管理上の責任を明確にし、情報の管理方法を確立する。なお、個別計画内容に変更が生じた場合は速やかな更新を行う。

② 地域における支援体制のネットワークづくり

事前に把握した災害時要支援者の情報を基に、安否確認や避難誘導、避難所での支援を円滑に実施するため、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。

③ 福祉避難所の整備

一般の避難所での生活が困難となる災害時要支援者のために、必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制が整えられた社会福祉施設や旅館・ホテル等を「福祉避難所」として指定するように努める。

指定に際しては、受入可能人数や受入条件等を明確にして、施設側と事前に協定を結んでおく。

また、福祉避難所に関する情報が地域住民に正しく理解され、浸透するよう県と連携し、周知・広報を行う。

(4) 要配慮者利用施設における対策

要配慮者利用施設には、災害発生時に自力で避難できない人々が多く入所通所しており、これらの人々の安全を図るためには日頃から十分な防災対策を講じておくことが必要である。生活安全課、社会福祉課、子育て支援課、こども未来課、介護保険課、地域包括支援課は、各施設に次の対策を求める。

① 防災体制の強化

災害発生時に遅滞なく円滑な要支援者対策を図るため、職員の任務分担、動員体制、地域との連携等防災組織体制の確立とともに、保護者への緊急連絡や利用者への対応策など、的確な体制の強化を図るとともに防災訓練等の実施による防災意識の高揚に努める。

また、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

市は、避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について定期的に確認するよう努める。

② 施設、設備等の安全の確保

災害発生時に施設自体が崩壊したり、火災が発生したりすることのないよう施設や付属危険物を常時点検する。とりわけ火気については日頃より安全点検を行う。

また、乳幼児を長時間にわたり保護しなければならない施設においては、必要最低数量のミルク等の非常用食糧等の確保に努める。

(5) 在宅で介護等が必要な者への対策

心身に障がいをもつ者（児童を含む。以下同じ）、長期臥床又は認知症等の高齢者、病弱者、乳幼児など、在宅で介護等が必要な者については、防災上の特別の配慮を必要とする。社会福祉課、子育て支援課、こども未来課、介護保険課、地域包括支援課は、次の対策に努める。

① 対象者の範囲

防災上対象となる要支援者の範囲は、在宅で生活を営む次の障がい者、高齢者及びこれらに準ずる者と考えられる。

ア) 障がい者

- ・身体障がい者（身体障がい者手帳4級以上）
- ・知的障がい者（療育手帳の交付を受けた者）
- ・精神障がい者（精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた者）

イ) 高齢者

- ・常時寝たきりの状態にある者
- ・中度以上の認知症を有する者
- ・常時ひとり暮らしの者

ウ) 病弱者

エ) 乳幼児

② 対象者の把握

民生児童委員を中心に、地域住民等との協力体制を構築し、災害時要支援者に係る状況把握に努める。

③ 防災についての指導・啓発

広報等を通じ、対象者をはじめ、家族、地域住民に対する啓発活動を行う。

ア) 対象者及びその家族に対する指導

- ・日常生活において常に防災に対する理解を深め、また日頃から対策を講じておくこと。

- ・発生時には近隣の協力が得られるよう日常的に努力すること。
 - ・地域において防災訓練等が実施される場合は積極的に参加すること。
- イ) 地域住民に対する指導
- ・各大字や自主防災組織等において、地域移住の要支援者の把握に努め、その支援体制を平素から整備すること。
 - ・発災時には対象者の安全確保に協力すること。
 - ・地域防災訓練等に対象者及びその家族が参加するよう働きかけること。

(6) 外国人等に対する対策

商工観光プロモーション課は、外国人や観光客等は、言葉に不自由なこと、地理に不案内であること等から、災害発生時には弱い立場に置かれることが多いことから、災害情報の提供についてはできるだけ多言語やピクトグラム（図記号）、やさしい日本語で行うこととし、日頃から通訳者の確保に努める。

第13節 帰宅困難者対策

(総務部、産業観光部)

1. 普及啓発

《生活安全課、商工観光プロモーション課》

地震等の災害発生時には、「むやみに移動しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、帰宅困難になる場合があること、日頃からの備え、家族との安否確認方法や災害時帰宅支援ステーション（コンビニエンスストア、外食事業者等）について啓発を行う。

2. 情報提供の体制づくり

《生活安全課、商工観光プロモーション課》

避難所、交通機関の運行や復旧状況等の情報を、駅、交番、主要公共施設等における張り紙、放送等により、迅速に提供できる体制を整備する。

3. 事業所等における対策

《生活安全課、商工観光プロモーション課》

事業所等における水、食糧、毛布などの備蓄の推進や従業員等を一定期間事業所内にとどめておくためのルールづくり等の啓発を行う。また、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド等の沿道民間事業者について、トイレ利用や情報提供も含めて、協力を求める。

4. 一時滞在施設の確保

《生活安全課、商工観光プロモーション課》

所管する施設や関係施設を指定するなどして、帰宅困難者のための一時滞在施設の確保に努める。その際、民間事業者にも協力を求めるように努める。

第14節 ボランティア活動支援環境の整備

(企画部、総務部、保健福祉部)

1. 災害ボランティア拠点の整備

《人事課、生活安全課、社会福祉課》

市社会福祉協議会は、市と連携して、災害時に災害ボランティアセンターを迅速に設置運営できるように、体制整備に努める。

2. ボランティア活動支援体制の整備

《人事課、生活安全課、社会福祉課》

市社会福祉協議会は、市、県、関係機関・関係団体・既存ボランティアと連携して、災害時におけるボランティア活動支援体制の整備を行うとともに、ボランティアと被災地の調整役となる災害ボランティアコーディネーターの養成やボランティア団体等が相互に連携し活動できるようネットワーク化を図る。

3. 災害ボランティアの育成・啓発

《生活安全課、社会福祉課》

市は、市社会福祉協議会と連携して、ボランティア希望者のための各種講習の開催、ボランティアとの防災訓練の実施等により、災害ボランティアの育成・啓発を行うとともに、災害ボランティア登録制度の確立を図る。

4. 専門ボランティアの把握

《人事課、生活安全課、社会福祉課》

市社会福祉協議会は、市と連携して、県ボランティア・NPO活動情報提供システム（奈良ボランティアネット）等を活用し、専門的知識、経験や資格をもつ専門技術ボランティアの情報を事前に把握し、災害時に確保できるよう体制の整備に努める。

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制の確立及び動員

(総務対策部、企画対策部、各班)

1. 災害対策本部設置の基準

以下の場合のように、市内に災害が発生し又は発生が予想される時は、市長は災害対策本部を新庄庁舎（2階 204 会議室）に設置する。また、本部を設置するに至らない災害にあっては、本部に準じた体制を整え事態の処理にあたるものとする。

- (1) 気象業務法に基づく暴風、大雨又は洪水等の注意報又は警報、特別警報が発表され、総合的な対策を必要とするとき。
- (2) 大規模な火災、爆発等が発生し、総合的な対策を必要とするとき。
- (3) 震度5弱以上の大規模な地震が発生したとき。
- (4) その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合であって、特にその対策を必要とするとき。

2. 災害対策本部の設置

《防災班》

市は、応急対策を総合的に推進する中心的な組織である災害対策本部を職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、できる限り速やかに設置し、活動体制を確保する。

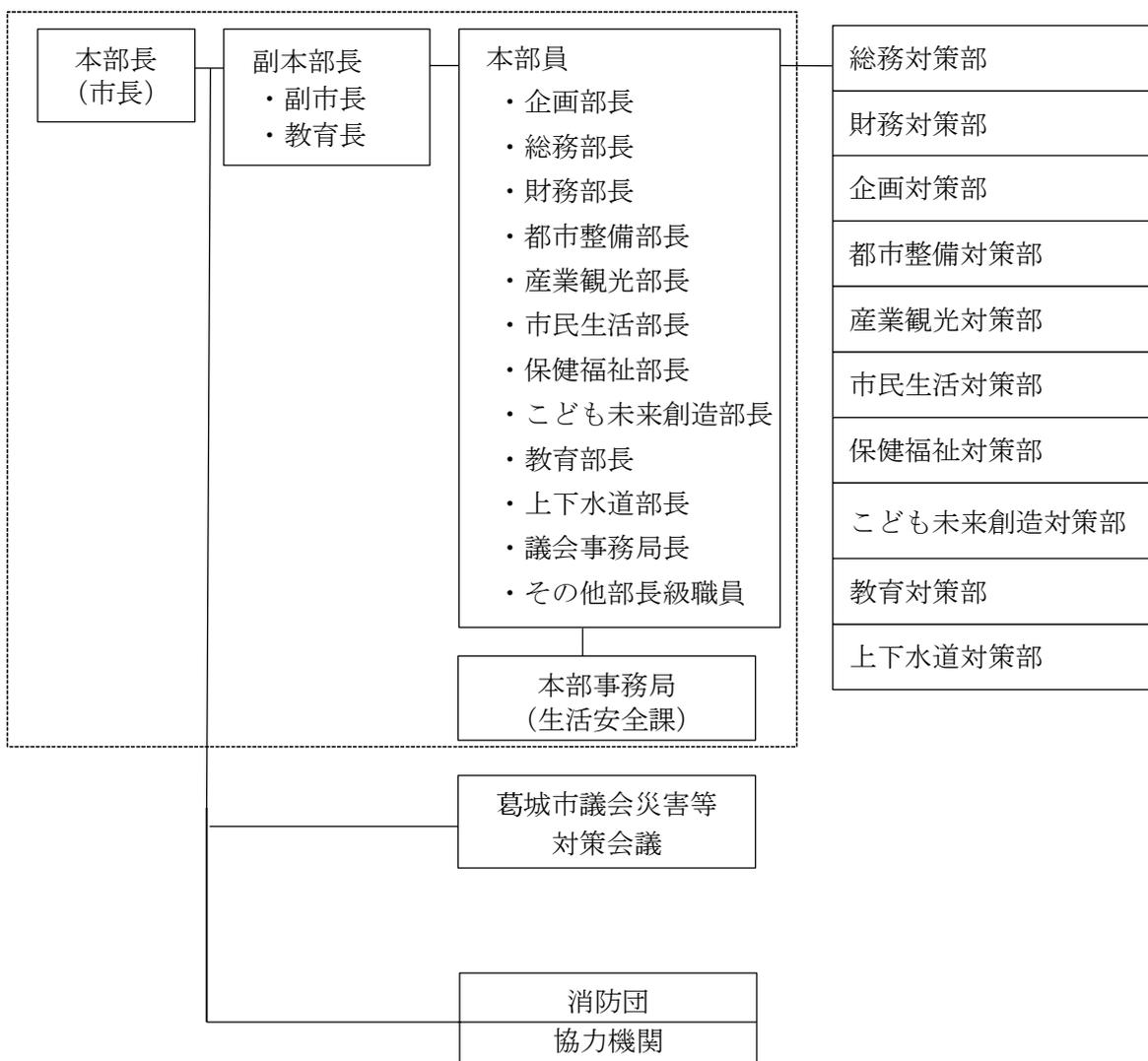
(1) 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織は、次のとおりとする。

本部長は市長、副本部長は副市長及び教育長をあて、組織表及び任務分担表により業務を処理する。

本部長不在時の職務代理者は、副本部長のうち副市長、教育長の順に職務にあたるものとする。

本部



(2) 災害対策本部設置の通知

災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を次の表により通知及び公表する。

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責任者	備考
各課及び出先 住 民 県（災害対策本部） 奈良県広域消防組合 高田警察署	庁内放送 防災行政無線等、広報車 防災情報システムその他迅速な方法 固定電話その他迅速な方法 固定電話その他迅速な方法	生活安全課長 〃 〃 〃 〃	通知を受けた各部班長は、職員に徹底させるものとする。

(3) 災害対策本部の標識等の掲出

災害対策本部を設置したときは、災害対策本部の標識を新庄庁舎に掲示する。

(4) 本部会議の実施

本部会議では、災害応急対策の基本方針の決定、その他次に示す事項について協議する。

① 報告事項

気象・地震情報及び災害情報、配備体制、各部の被害・措置状況等

② 協議事項

応急対策への指示、各部各班間の調整事項の指示、広域応援・自衛隊等への災害派遣要請の可否等

3. 災害対策本部の解散

《防災班》

(1) 災害対策本部解散の判断

災害対策本部は、市内について災害が発生するおそれが解消したと認めた場合又は応急措置が概ね完了したと認めた場合は解散する。

(2) 災害対策本部解散の通知

上記、2.(2)の設置の通知に準じて処理する。

4. 災害対策本部の任務表

《各班》

部名	班名 (課名)	所掌事務
総務対策部	防災班 (生活安全課)	<ul style="list-style-type: none"> ・本部事務局 (本部の設置・運営・閉鎖) ・気象・水位等の情報収集 ・避難指示等の発令 ・各部、関係機関との連絡調整 ・県 (災害対策本部) との連絡報告 ・自衛隊等の応援要請 ・被害状況とりまとめ ・消防団との連絡調整
	物資班 (管財課) (庁舎機能再編推進室)	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内全体の物的支援の受入れ状況の把握・とりまとめ ・庁内調整 (ニーズ把握等) ・外部への物的支援の要請・受入れ調整 ・物資集積拠点の開設・運営 ・物資の調達・配分・配送 ・庁内全体の調整会議の開催
	庶務班 (総務課) (管財課) (監査委員事務局)	<ul style="list-style-type: none"> ・本部事務局・各部との連絡及び報告 (全庁総括) ・部内各班との連絡調整 ・部所管の被害状況のとりまとめ (総括) ・情報の整理

第3章 災害応急対策計画
第1節 活動体制の確立及び動員

部名	班名（課名）	所掌事務
財務対策部	調査経理班 （財政課） （税務課） （収納促進室） （会計課）	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助費の出納 ・本部経理 ・災害予算及び災害時の資金運用 ・災害に伴う財政に関する政府機関との連絡調整 ・災害状況調査 ・り災証明の発行 ・市税等の納税緩和措置 ・本部事務局・各部との連絡及び報告
企画対策部	広報班 （秘書広報課） （DX推進室） （議会事務局）	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長等の秘書 ・災害視察者、見舞者の応接 ・広報、報道 ・通信機器・情報システムの機能確保 ・本部事務局・各部との連絡及び報告 ・葛城市議会災害等対策会議との連絡及び報告 ・部内各班との連絡調整 ・部所管の被害状況のとりまとめ
	受援班 （人事課）	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の動員配備 ・職員の現況把握（安否確認） ・職員、派遣職員の宿舍、給食 ・庁内全体の人的支援の受入れ状況の把握・とりまとめ ・庁内調整（ニーズ把握等） ・外部への人的支援の要請・受入れ調整 ・庁内全体の調整会議の開催 ・ボランティア活動等の支援・受け入れ ・労務等の確保・供給
	自治班 （企画政策課）	<ul style="list-style-type: none"> ・各大字や自主防災組織等との連絡
市民生活対策部	庶務班 （環境課）	<ul style="list-style-type: none"> ・本部事務局・各部との連絡及び報告 ・部内各班との連絡調整 ・部所管の被害状況のとりまとめ ・遺体の収容および埋火葬 ・愛玩動物の収容
	衛生班 （クリーンセンター）	<ul style="list-style-type: none"> ・生活ごみの収集及び処理 ・し尿の収集及び処理 ・非常清掃の実施 ・災害廃棄物の処理
	新庄地区・避難誘導班 （総合窓口課） （保険課） （人権政策課）	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設、管理運営 ・被災者の避難誘導 ・被災者台帳の入力 ・避難所の物資ニーズ把握・要請・物資の受入れ ・災害時要支援者対策 ・在宅避難者や車中泊避難者への対策 ・遺体の管理

第3章 災害応急対策計画
第1節 活動体制の確立及び動員

部名	班名（課名）	所掌事務
都市整備 対策部	土木班 (都市計画課) (建設課)	<ul style="list-style-type: none"> ・街路等所管施設の被害状況の収集・調査 ・被災建築物・宅地の危険度判定 ・住宅の応急修理 ・応急仮設住宅の建設 ・公共施設の応急修理 ・本部事務局・各部との連絡及び報告 ・部内各班との連絡調整 ・部所管の被害状況のとりまとめ ・道路、河川、橋梁等土木施設、及び公園の応急復旧 ・道路、河川、橋梁等土木施設、及び公園の被害状況の調査 ・緊急輸送路の確保及び交通規制
産業観光 対策部	農林商工班 (農林課) (商工観光プロモーション課)	<ul style="list-style-type: none"> ・ため池、井堰等の応急復旧 ・農地、山林、農林産物、農業用施設等の被害状況の調査 ・商工業及び観光施設等の被害状況の調査 ・本部事務局・各部との連絡及び報告 ・部内各班との連絡調整 ・部所管の被害状況のとりまとめ ・旅行者及び帰宅困難者支援
保健福祉対 策部	救護班 (健康増進課)	<ul style="list-style-type: none"> ・医療救護 ・疾病予防及び防疫 ・遺体管理 ・医薬品・医療資機材の確保
	福祉班 (社会福祉課) (介護保険課) (地域包括支援課)	<ul style="list-style-type: none"> ・義援金の受領及び見舞金の支給 ・災害救助法適用手続き ・本部事務局・各部との連絡及び報告 ・部内各班との連絡調整 ・部所管の被害状況のとりまとめ ・福祉避難所との連絡調整
	当麻地区・避難誘導班 (社会福祉課) (介護保険課) (地域包括支援課) (その他保健福祉施設 関係部署)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設、管理運営 ・被災者の避難誘導 ・被災者台帳の入力 ・避難所の物資ニーズ把握・要請・物資の受入れ ・災害時要支援者対策 ・在宅避難者や車中泊避難者への対策
こども 未来創造 対策部	保育班 (子育て支援課) (こども未来課) (こども・若者サポートセンター)	<ul style="list-style-type: none"> ・園児等の避難・安否確認 ・保護者への引き渡し対応 ・教材学用品の調達、配給 ・所管施設の被害状況の調査 ・保育士、保育教諭の掌握と動員 ・認定こども園、保育所給食 ・認定こども園が福祉避難所となる場合の開設・運営 ・本部事務局・各部との連絡及び報告

部名	班名（課名）	所掌事務
教育対策部	庶務班 (教育総務課)	<ul style="list-style-type: none"> ・本部事務局・各部との連絡及び報告 ・部内各班との連絡調整 ・部所管の被害状況のとりまとめ
	教育班 (学校教育課)	<ul style="list-style-type: none"> ・園児、児童及び生徒の避難、安否確認 ・教材学用品の調達、配給 ・教職員の掌握と動員 ・学校が避難所となる場合の学校運営 ・幼稚園が福祉避難所となる場合の開設・運営
	食糧班 (学校給食センター)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食 ・応急食糧の調達、炊き出し
	施設班 (生涯学習課) (教育総務課) (体育振興課)	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の被害状況の調査及び応急復旧 ・文教施設の応急修理 ・仮設校舎の設置 ・所管施設の被害状況の調査
上下水道 対策部	給水班 (水道課)	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料水確保 ・応急給水 ・本部事務局・各部との連絡及び報告 ・部内各班との連絡調整 ・部所管の被害状況のとりまとめ
	施設班 (水道課)	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の応急復旧 ・水道施設の被害状況の調査
	下水道班 (下水道課)	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設の応急復旧 ・下水道施設の被害状況の調査

※災害発生時の初動期においては、各部・各班から招集した職員により、「調査班」を別途編成し、きめ細かな災害・被害情報の収集を図り、効果的な救援活動に活かしていくものとする。

本調査班は、調査終了時に本来の任務にあたるものとする。

※班長は、各部長が指名する者をもって充てる。

※各班は、本任務表によるほか、必要に応じ部内等他班の応援をするものとする。

※本表で分掌されていない応急対策及び関係項目については、本部会議で協議・調整する。

※各所属長は、災害対応が長期化する場合を想定し交替勤務での対応が可能となるように努める。

5. 動員配備の時期・区分の決定

《防災班、受援班》

災害が発生し、又は発生が予想される場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するための必要な人員を動員配備する。この場合、災害の種類・規模や災害発生からの時間的経過を勘案し、本部開設前においては市長、開設後においては本部長の命により行うものとする。

また、各部の職員動員数及び名簿は別途作成し、毎年の人事異動にあわせて見直しを行う。

職員配備の時期・区分（基準）表

区分	配備時期	配備体制	動員職員
災害対策本部設置前	事前配備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 気象業務法に基づく警報等が発表され、災害により被害発生のおそれがある場合、又は震度4の地震が発生したとき ・ 葛城消防署に設置された気象観測装置が、時間雨量20mm以上又は総雨量が80mm以上を記録したとき ・ 避難所の開設が考えられるとき 	情報収集及び連絡体制をとり、応急対策準備に必要な体制とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活安全課全職員 ・ 都市整備部、産業観光部、上下水道部の主査級以上 ・ 総務部（生活安全課を除く）、財務部、会計課の係長級以上（調整員を含む） ・ 市民生活部、保健福祉部の課長級以上 ・ 企画部、こども未来創造部、教育部の部長級、秘書広報課長、人事課長 ・ 議会事務局、監査委員事務局の課長以上
災害対策本部設置後	1号配備 災害により局地的に被害が発生したとき、又は発生することが予想される場合	局地的な災害に対処し得る体制とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活安全課、都市整備部、産業観光部、上下水道部の全職員 ・ 総務部（生活安全課を除く）、財務部、会計課の主査級以上 ・ 市民生活部、保健福祉部の係長級以上（調整員を含む） ・ 企画部、こども未来創造部、教育部の課長級以上

区分	配備時期	配備体制	動員職員
災害対策本部設置後	2号配備 災害により数地区で被害及び震度5弱及び5強の地震が発生したとき、又は発生することが予想される場合	相当規模な被害に対処し得る体制とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・総務部、財務部、会計課、都市整備部、産業観光部、上下水道部の全職員 ・市民生活部、保健福祉部の主査級以上 ・企画部、こども未来創造部、教育部の係長級以上（調整員含む）
	3号配備 災害により市全域で被害及び震度6弱以上の大地震が発生したとき、又は発生することが予想される場合	大規模な被害に対処し得る体制とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員

※上記各配備時期においては、さらに上の配備段階に移行する可能性を勘案し、動員対象職員以外の職員についても、情報収集と連絡体制の確保に努めるものとする。

※各所属長は、災害対応が長期化する場合を想定し交替勤務での対応が可能となるように努める。

6. 動員配備の伝達と参集

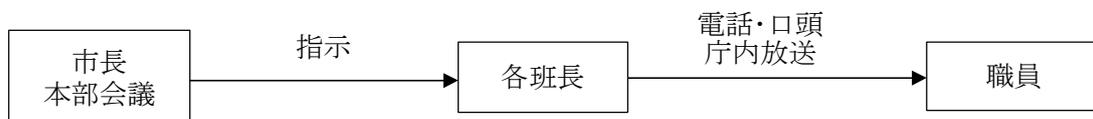
《防災班、受援班、各班》

(1) 平常執務時の伝達と参集

① 平常執務時の伝達

気象予警報や震度観測等の情報により災害発生が予想される場合、その大小により本部会議を開催し、その判断により各班長に連絡し、配備区分に従って配備体制をとる。伝達系統は以下のとおりである。

【平常執務時の伝達系統図】



② 平常執務時の参集

災害が発生し、或いは本部長（市長）が必要と認めたときは、各職員は所属する各班長の指示に従い初動期の配備につくものとする。また、各班は参集状況について受援班へ報告する。

(2) 休日又は退庁後の伝達と参集

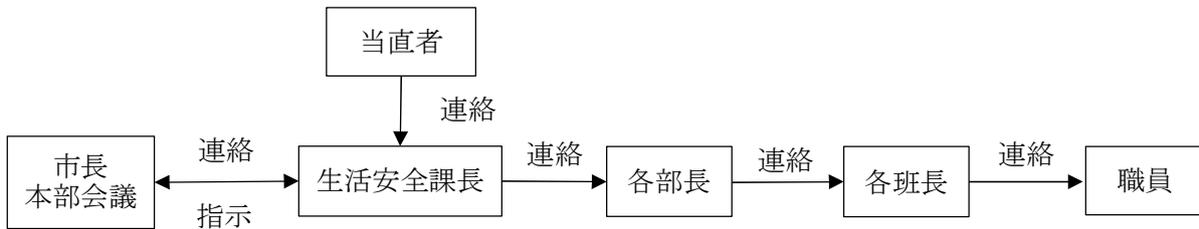
① 当直者による非常連絡

当直者は災害対策本部設置基準に係る情報を察知したときは、直ちに生活安全課長に連

絡するものとする。生活安全課長は当直者より連絡を受けた場合は、必要に応じて、市長等に連絡するとともに、関係班長に連絡するものとする。

なお、生活安全課長が不在の場合は、別途作成した当直室備えつけの連絡表の連絡順位に従い連絡する。

【休日又は退庁後の伝達系統図】



② 休日又は退庁後の参集

市職員は、動員配備を行う震度以上の地震が発生した場合、非常呼出しを受けたとき、或いは、電話の不通等で連絡はとれないが激甚な災害発生が市域内で予見されるときは、本人及び家族の安全確認後、速やかにあらかじめ定められた場所に参集しなければならない。また、各班は参集状況について受援班へ報告する。

7. 支援体制の整備

《防災班、受援班》

(1) 被災地への人的支援

- ① 市は、県と連携し、災害時における応援協定や県を通じた要請に基づき、被災地に迅速に職員を派遣する。その際、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。
- ② 市は、市内のNPOや企業、民間団体などのボランティア団体等による被災地における活動を支援する。

(2) 避難者の受入れ

- ① 市は、県及び社会福祉法人、NPO団体、災害ボランティアセンター、ボランティア団体等と連携して、相談窓口の設置をし、被災者ニーズの把握と住居の確保や学校の手続きなど、生活全般について対応する。
- ② 市は、市内に避難してきた被災者に関する情報を県と連携して把握し、被災自治体と被災者情報を共有する。

(3) 市災害支援対策本部の設置

市は、被災者支援に関し、被災状況から市長（本部長）が必要と認めた場合、市災害支援対策本部を設置する。なお、事務分掌については、災害対策本部の事務分掌に準ずる。

8. 受援体制の整備

《防災班、受援班》

市職員だけの対応が困難な場合は、迅速に応援要請を行い、受援体制を整備する。

- (1) 人的支援については「受援班」、物的支援については「物資班」が中心となり受援に関する全体把握、庁内・外部調整等を行い、各部に受援担当を設置し、受援班・物資班との連絡調整を行う。
- (2) 受援に関しては、別途策定している受援計画を参考にして実施する。

第2節 情報等の収集・伝達・報告

(総務対策部、各班)

1. 気象情報等の収集・伝達

《防災班》

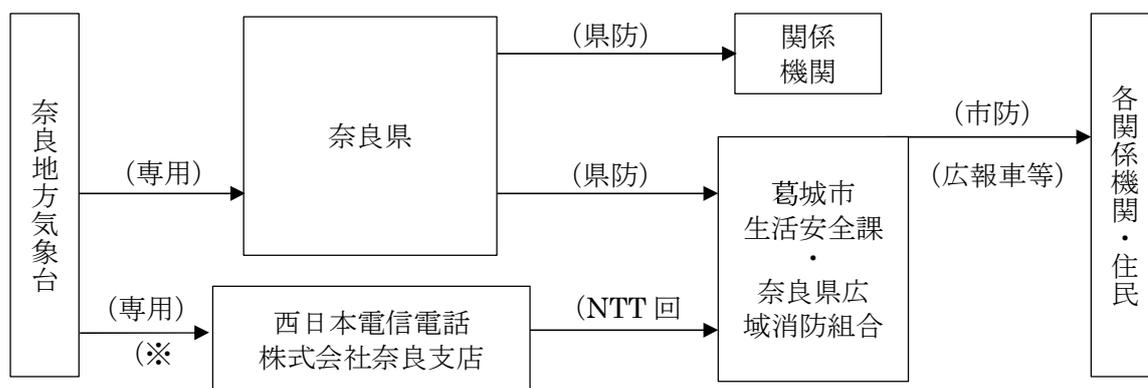
(1) 気象予警報等の収集・伝達

台風接近時や集中豪雨等が予想されるときなどは、市域に係る気象注意報、警報、特別警報、その他の気象情報、土砂災害警戒情報、水防警報等の発表状況を把握するとともに、雨量や河川水位の観測情報を常時監視し、各関係機関及び住民に伝達する。

この場合、必要があると認めるときは、住民等に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について通知及び警告を行う。

① 平常執務時の伝達

【平常執務時の伝達系統図】



※は警報時のみ通知

- (市防) 市防災行政無線
- (県防) 県防災行政通信ネットワーク
- (専用) 専用線又は専用無線

◎土砂災害警戒区域や洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設に対しては、市から電話やFAXにより直接伝達する。

② 休日又は退庁後の伝達

休日又は退庁後において警報の伝達があったときは、当直者は生活安全課長に連絡する。生活安全課長は、状況判断のうえ、必要に応じて市長（本部長）等に連絡する。

(2) 気象予警報の対象予報区域

奈良地方気象台が発表する注意報、警報は、奈良県の各市町村ごとに発表する。

(3) 異常現象発見者の通報

災害が発生するおそれがある異常現象の発見、又はその通報を受けた職員は、「災害対策基本法第54条」に基づき、その旨遅滞なく市長（本部長）へ連絡する。

通報を受けた市長（本部長）は、その旨を県、奈良地方気象台、その他の関係機関に通報しなければならない。

2. 災害情報等の収集報告

《防災班、各班》

(1) 初動期の災害情報の収集報告

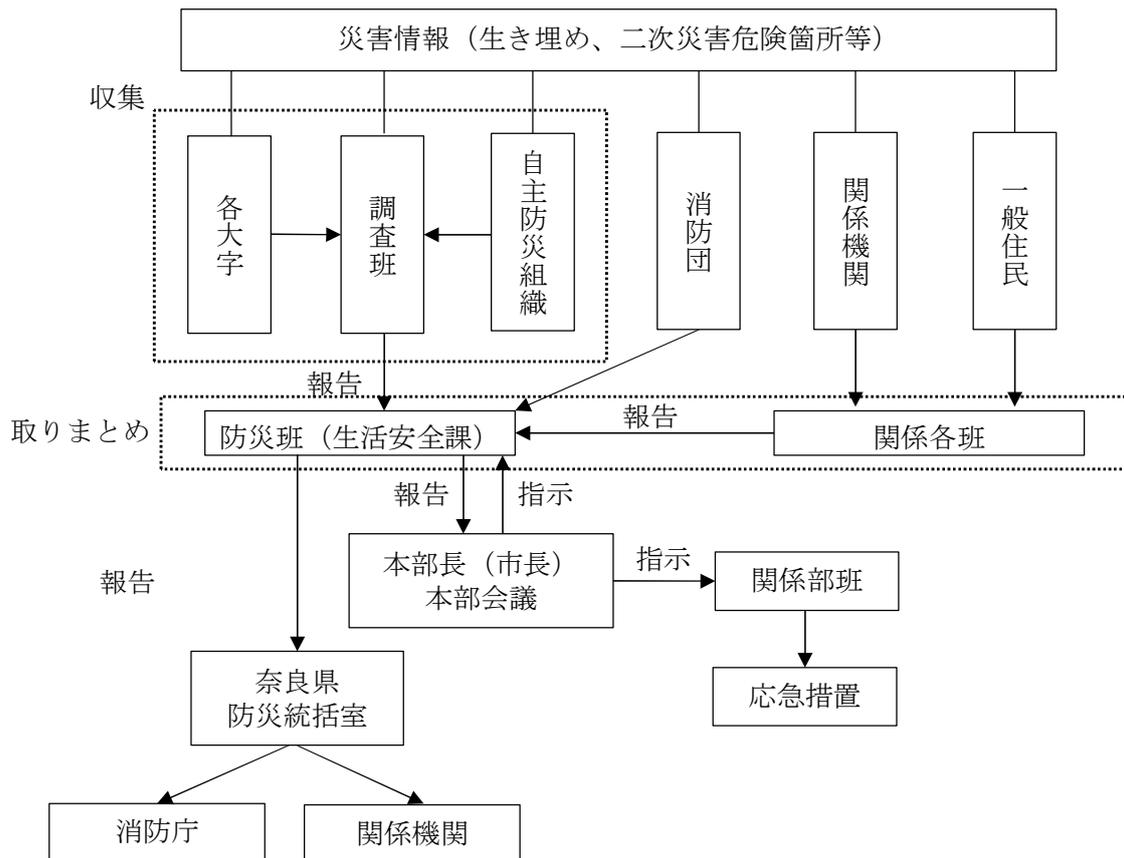
① 初動期の災害情報の収集報告活動

土石流等による生き埋め現場数や崖崩れ、ため池の決壊等二次災害のおそれのある危険箇所、及び地震発生直後の人的被害、倒壊建物等による生き埋め現場数や出火件数、道路・ライフラインの被害等の災害情報、とりわけ人命に係る災害情報については、初動期の調査班が、各大字や自主防災組織等と連絡協調をとりながら情報収集を行い、防災班（生活安全課）に報告する。

防災班（生活安全課）は、各調査班等から報告された情報をとりまとめ、本部会議に上申し、又、県等関係機関へ報告するものとする。

本部長は、これらの情報及び現場の状況等を総合的に勘案しながら、避難誘導の指示や応援要請等を行う

【初動期の災害情報の収集報告系統】



なお、非常災害の場合であって、奈良県と連絡が取れない場合は、市が消防庁に被害状況の報告を行うものとする。(災対法第53条第1項)

② 初動期の災害情報の収集報告の手段

初動期の災害情報の収集報告の手段は、次のとおりとする。

- ア) 防災班 ⇔ 県等関係機関：電話、県防災情報システム
- イ) 防災班 ⇔ 各調査班、各大字や自主防災組織：電話、移動系防災無線・車載無線、伝令（徒歩、自転車、バイク及び自動車）
- ウ) 防災班 ⇔ 奈良県広域消防組合：電話
- エ) 防災班 ⇔ 関係機関：電話、県防災情報システム
- オ) 防災班 ⇔ 一般住民：電話、市庁舎への駆けつけ

③ 初動期の災害情報の収集報告の内容

初動期の災害情報の収集報告の内容は、次のとおりとする。

- ア) 発生場所（二次災害、危険箇所等）
- イ) 発生日時
- ウ) 死傷者、不明者数（生き埋め現場数等）
- エ) 全壊、倒壊建物数
- オ) 火災発生件数

④ 災害安否問い合わせ等の対応

災害安否電話、災害問い合わせについては、関係各班が対応するものとする。

災害時においては、市内外から安否の問い合わせや各種災害の問い合わせ電話が殺到するおそれがあるので、関係各班は、次の点に注意し対応するものとする。

ア) 安否情報の取り扱い

- 次に掲げる者から安否情報の照会があった場合は、それぞれの場合に応じた情報を提供することができる。
 - 被災者の同居の親族
被災者の居所、負傷もしくは疾病の状況または連絡先、その他安否の確認に必要と認められる情報
 - 被災者の同居でない親族または職場等の関係者
被災者の負傷または疾病の状況
 - 被災者の知人等被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者
市、県が保有している安否情報の有無
- 上記のほか、被災者が提供について同意している安否情報については、その同意の範囲内で提供することができる。
- 安否情報を照会しようとする者は、次の事項を明らかにしなければならない。
 - 氏名、住所、その他の照会者を特定するために必要な事項
 - 被災者の氏名、住所、生年月日、性別
 - 照会する理由

イ) 作業上の注意点

- 防災関係機関からの情報と住民等からの問い合わせとを的確に仕分けする。
- 電話の殺到による初動通信活動への支障が起らないように、各種問い合わせに対する専用電話を決め、その専用電話で集中対応する。
- 電話の通信量が増加しても、決められた人員で対応し、各初動活動に遅れが生じないように配慮する。
- 留守番電話等を用いた情報の蓄積を行い、それを分析対応する手段等も考慮する。

(2) 災害情報の把握及び被害状況等の収集

救援期の災害応急対策を円滑に、しかも迅速、的確に行うために災害及び被害状況等の情報の収集・把握と県への報告を行う。

① 被害状況等の調査

被害状況等の調査は、関係機関及び団体の協力・応援を得て行うものとする。調査に際しては、以下の点に留意し行うこと。

- ア) 関係機関相互に連絡を密にし、脱漏、重複のないよう充分留意すること。
- イ) 被害世帯数、人数については現地調査のほか住民登録と照合する等の確を期すること。
- ウ) 日常的に介護を必要とする要配慮者の被害状況については特に配慮すること。

調査事項	調査機関	主たる応援協力機関
1 人・住家の被害	市町村	
2 避難に関する状況 (避難指示等の発令状況、避難所の開設状況、避難世帯数、避難者数)	市町村	
3 福祉関係施設被害	市町村 (県)	
4 医療、環境衛生施設、廃棄物処理施設被害	市町村 (県)	保健所
5 水道施設被害	市町村	
6 農業生産用施設	市町村	県農林振興事務所
7 畜産被害	市町村	県家畜保健衛生所
8 水産被害	市町村	
9 農地、農業用施設被害	市町村	県農林振興事務所
10 林地、造林地、苗畑、林道、作業道被害	市町村	県農林振興事務所
11 林産物、林産施設被害	市町村	県農林振興事務所
12 商工関係被害	市町村 (県)	県農林振興事務所
13 公共土木施設被害	市町村 (県)	県土木事務所
14 都市施設被害	各施設	県土木事務所
15 県有財産被害 (文化財、警察関係施設除く)	県	市町村
16 文教関係施設被害	市町村(県)教育委員会	
17 文化財被害	県	
18 警察関係被害	警察本部、警察署	市町村
19 生活関連施設等被害	指定公共機関	市町村

② 報告の基準

報告すべき被害の基準は、以下の即報基準のほか、火災等の個別基準により、行うものとする。

- ア) 災害救助法の適用基準に合致するもの
 - イ) 県又は市が災害対策本部を設置したもの
 - ウ) 災害が2都道府県にまたがるもので1つの都道府県における被害は軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
 - エ) 地震が発生し、区域内で震度5弱以上を記録したもの
 - オ) 地震が発生し、人的被害又は住家被害を生じたもの
 - カ) 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの
- 注) 但し、被害状況報告については、県各課で示す基準による。

(3) 災害情報及び被害状況の報告

①報告系統

防災班は、災害概況即報、被害状況即報、災害確定報告及び災害年報を県防災統括室へ報告する。

②報告の種類及び基準

被害報告の種類と基準は、以下のとおりとする。

災害概況即報	即報基準に該当する災害が発生したときは、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で災害に関する第1報を、電子メール、県防災情報システム等により、県防災統括室に報告する。また、直接即報基準(市町村の区域内で震度5強以上を記録した場合)に該当する災害が発生したときは、直接消防庁に対しても電子メール等により報告する。
被害状況即報	即報基準に該当する災害が発生したときは、区域内の被害状況及び避難状況等を取りまとめ、速やかに被害状況即報を電子メール、県防災情報システム等により県防災統括室に報告する。ただし、定時の被害状況即報等、知事(災害対策本部長)が必要と認めた場合は、その指示に従って報告する。
災害確定報告	応急対策終了後、14日以内に被害状況即報第4号様式(その2)で県防災統括室へ報告する。
災害年報	毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況を、翌年3月10日までに災害年報(第3号様式)により報告する。
被害状況報告	県各課より示した所定の様式によって報告する。

③市事業担当課から県事業担当課への報告

各事業担当班は、災害が発生したときは担当する調査事項(本節「2.災害情報等の収集報告 (2) 災害情報の把握及び被害状況等の収集」参照)について被害状況等を取りまとめ、遅延なく調査事項ごとに県事業担当課に報告する。

報告事項	報告担当班
人・住家の被害状況報告	総務対策部 防災班
福祉関係施設の被害状況報告	保健福祉対策部 福祉班
医療施設の被害状況報告	保健福祉対策部 救護班
環境衛生施設、廃棄物処理施設の被害状況報告	市民生活対策部 庶務班
水道施設の被害状況報告	上下水道部 施設班
農業生産用施設、農作物等の被害状況報告	産業観光対策部 農林商工班
畜産の被害状況報告	産業観光対策部 農林商工班
水産の被害状況報告	産業観光対策部 農林商工班
農地、農業用施設の被害状況報告	産業観光対策部 農林商工班
林産物、林産施設、造林地、苗畑、林道、作業道の被害状況報告	産業観光対策部 農林商工班
林道、林地、治山施設の被害状況報告	産業観光対策部 農林商工班
商工関係の被害状況報告	産業観光対策部 農林商工班
公共土木施設の被害状況報告	都市整備対策部 土木班
文教関係施設の被害状況報告	教育対策部 施設班
文化財の被害状況報告	教育対策部 施設班

④ 報告を行うことができない場合

市は、通信の不通等により県に報告できない場合には、一時的に報告先を内閣総理大臣（窓口：総務省消防庁）に変更するものとする。ただし、この場合にも市は県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は速やかに県に対して報告する。

第3節 広報活動

(企画対策部)

1. 実施機関とその役割

機関名	広報・報道内容
葛城市	①災害情報、市の防災体制に関すること ・地震の規模、地震活動の情報 ・気象予報、警報に関する情報 ・浸水地域の状況 ・その他被害の状況 ②避難に関すること ・避難指示 ・避難経路、避難場所、避難所 ③応急対策活動の状況に関すること ・救護所、医療機関等の開設状況 ・交通機関、道路、電気、水道等の復旧見込み、復旧状況 ④住民生活に関すること ・安否確認 ・給食、給水、生活必需品 ・電気、ガス等の二次災害の防止 ・防疫、衛生の知識 ・災害相談所の開設 ・安全に係る情報 ・デマ情報の防止 ・市民の士気、相互扶助精神の高揚 ・生活再建、仮設住宅、教育、復旧計画

2. 広報の手段（媒体）

《広報班》

葛城市が住民に対して実施する広報の手段は、葛城市防災行政無線、広報車、市ホームページ、SNSによることを原則とする。また、必要に応じて職員による現場での指示やビラ、広告等を作成し現地で配布、掲示する。

広報の手段（媒体）の選定は、本部会議から特に示された場合を除き、広報班（秘書広報課）が状況を判断のうえ適切なものを選定する。

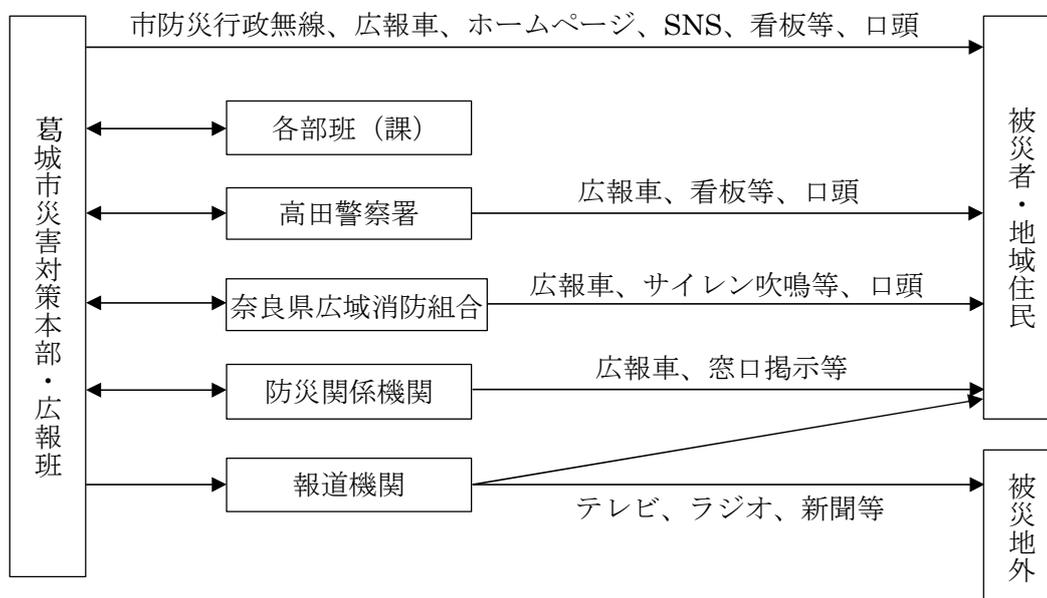
また、データ放送、外国語放送などの広報手段を活用し、高齢者、障がい者、在日・訪日外国人等の災害時要配慮者に配慮したわかりやすい情報伝達に努める。

- (1) 緊急に伝達する必要のあるもの（避難指示（緊急）、出火防止指示等）
⇒ 葛城市防災行政無線、広報車、市ホームページ、SNS、現場での指示
- (2) 一斉に伝達するもの（地震情報、安否情報、救護所等）
⇒ 葛城市防災行政無線、広報車、市ホームページ、SNS
- (3) 時期又は地域を限って行うもの（復旧状況、防疫、清掃、給水等）
⇒ 葛城市防災行政無線、広報車、市ホームページ、SNS、現場での指示、ビラ、広告

3. 広報の方法

《広報班》

広報の方法は、以下の広報伝達系統のとおりとする。



4. Wi-Fi 環境の整備

《防災班》

携帯電話回線が不通又は輻輳した際に避難者がインターネット回線を通じて避難情報を受け取ることができる環境の構築に努める。

5. 報道機関への発表

《広報班》

葛城市災害対策本部は、広報班（秘書広報課）を窓口とし、定期的に報道機関に対して災害に関する情報を発表する。

第4節 救出・救護活動

（総務対策部、都市整備対策部、保健福祉対策部、こども未来創造部、
奈良県広域消防組合）

1. 救出・救護

《救護班、奈良県広域消防組合》

（1）救出・救護対象者

災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者で、次のような状態にある者とする。

- ① 倒壊家屋の下敷きになった者
- ② 火災時に火中に取り残された者

- ③ 災害の際に水に流されたり、又は孤立した地点に取り残された者
- ④ 土石流、地滑り等により生き埋めになった者
- ⑤ 大規模な爆発、交通事故による集団的大事故の発生のため救出を要する者
- ⑥ 行方不明の者で諸般の情勢から生存していると推定される者
- ⑦ 行方は判っているが生命があるかどうか不明な者

(2) 救出・救護方法

- ① 奈良県広域消防組合及び調査班、各大字や自主防災組織、消防団、地域住民が相互協力し、その管轄区域の救出・救護方法を決定し救出・救護活動を行う。
- ② 迅速な保健医療活動を行うため、医療関係機関と連携のうえ、災害現場に救護所を設置し、トリアージ、応急手当を実施する。
- ③ 救出・救護した負傷者は、直ちに救急車をもってその症状に適した救急病院等へ搬送する。負傷者多数の場合はその状況を本部へ通報し、救急車の派遣要請をするものとするが、緊急を要す場合は、公用車の使用や一般車両の協力要請を本部と協議して決める等適宜臨機の処置を行うものとする。
- ④ 道路の破損等による交通の途絶により車両を使用できない場合や遠方の高次医療機関への搬送が必要な場合などにはヘリコプターによる救急搬送を実施する。
- ⑤ 担当地域の救出・救護活動が完了した場合は、別災害現場への出動態勢をすみやかにとるものとする。

2. 関係機関等との協調

《防災班、土木班、救護班》

(1) 自衛隊派遣要請

防災班は、洪水や土石流等により緊急に救出を要する住民が多数であり、救出困難と認められるときは自衛隊の派遣を原則として知事に要請し、連絡協調を図りながら救出活動を実施する。

(2) 緊急消防援助隊派遣要請

防災班は、洪水や土石流等により緊急に救出を要する住民が多数であり、隣接市町村の消防力をもってしても救出が困難と予想されるときは緊急消防援助隊の派遣を知事に要請し、連絡協調を図りながら救出活動を実施する。

(3) 警察との連絡

防災班は、被災者救出については、高田警察署と十分な連絡を取り円滑な救出・救護活動を実施する。

(4) 医療機関との連絡協調

救護班は、救出・救護業務を実施するにあたり、傷病者を受け入れるべき医療機関との連絡協調については、県医療政策局や奈良県広域消防組合を通じ、奈良県医師会、葛城市医師

会と随時連絡協調を図り、協力体制の確立を期するものとする。

(5) 建設業者等との連絡協調

土木班は、救出・救護業務を実施するにあたり、建物倒壊が多数発生して重機等の機械力が必要な場合、市内建設業者等の協力を得られるよう日頃から随時連絡協調を図り、協力体制の確立を期するものとする。

第5節 消防活動

(総務対策部、企画対策部、奈良県広域消防組合)

1. 奈良県広域消防組合の活動

《奈良県広域消防組合》

大規模な火災等による災害が発生した場合は、消防計画に基づき各部隊を編成し、関係機関との密接な連携のもとに消防組織の全機能を発揮し消火・鎮火に努める。

(1) 消防活動方針

地震等の災害が発生した場合は、あらゆる災害が複合的に発生し、各地で火災が同時多発する可能性も高いため、市民の人命、身体の安全確保を最優先として、消防の総力を挙げて出火の防止、火災の早期鎮火及び火災の延焼・拡大防止等の措置を実施するものとする。

(2) 段階的な防ぎょ方針

消防活動に際しては、同時多発災害等により、消防隊の絶対数が不足し、消防車等の通行障害なども発生することが懸念されることから、被害発生規模により人命の安全確保から物的被害の軽減まで、段階的に防ぎょ対象と範囲を定め、被害軽減に最も効率的な消防活動計画の作成と実施を図るものとする。

(3) 消防力低下への対応

災害等の発生時には、住宅密集地域において火災が多発するなど、集中的な消火活動が困難となるおそれがある。また、消防器具、装備等が破損又は搬出不能となる可能性があり、さらには消防職員、団員の招集も困難になることが考えられることから、これらの消防力低下への適切な対応を図るものとする。

- ① 同時多発災害への対応や消防活動障害への対応など、適切な消防職員等の確保を図る。
- ② 災害等の発生時には、水道施設の停止、水道管の破損等により、消火栓が使用不能となることも考えられることから、防火水槽及び河川等の自然水利の効果的な利用を図る。
- ③ 道路、橋梁等の崩壊等により道路が寸断され、又は通信設備等の被害により連絡手段が分断された場合は、消防団、地域住民、各大字や自主防災組織等の協力を得て、現有消防力で消防活動に当たるものとする。
- ④ 現有消防力での延焼防止等の消火活動等が困難な場合は、避難路の確保を主体とした防ぎょ活動、あるいは住民の避難誘導を優先した活動を行うものとする。

2. 消防団の活動

《防災班、奈良県広域消防組合》

消防団は、平時から地域に密着した防災活動を行っていることから、地域住民の中核的存在として住民に対する出火防止、初期消火等の指導並びに火災等に対する消防活動を行う。また、防災班へ状況報告等の連絡を行う。

(1) 出火防止・初期消火

地震等の災害が発生した場合は、調査班、各大字や自主防災組織と協力して地域住民に対し、出火防止及び初期消火の徹底を呼びかけるものとする。

(2) 消火活動

同時多発火災の発生で消防隊出動不能又は困難な地域における消火活動或いは避難地等の確保のための消火活動を調査班、各大字や自主防災組織及び地域住民と協力して行う。

(3) 応急救護

要救助者の救出と負傷者に対する応急救護処置や安全な場所への搬送を、調査班、各大字や自主防災組織と協力して行う。

(4) 情報の収集、伝達

出火箇所、現場数の情報収集、伝達及び市や関係機関からの指示等を調査班、各大字や自主防災組織と協力して行う。

また、避難指示等が発せられた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら、正しい情報に基づき、安全な避難方向を指示する。

3. 関係機関等との協調

《防災班、自治班》

(1) 広域応援要請

① 県内市町村相互の広域応援

防災班は、大規模又は特殊な災害が発生し、葛城市の消防力をもってしても防ぎよ等が困難な場合は、奈良県消防広域相互応援協定に基づき、広域の消防応援を要請する。応援要請は、奈良県消防広域応援基本計画に定めるブロック幹事消防本部から代表消防本部(代行消防本部)を通じて他の協定市町村へ行う。

② 他府県からの広域応援

防災班は、奈良県消防広域相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できないときは、ブロック幹事消防本部から代表消防本部を通じて知事に対し応援要請を行う。

知事は、市長から応援要請を求められたとき、又は県内の消防力をもってしても対処できないと認めたときは、直ちに消防庁長官に対して緊急消防援助隊等の出動要請を行うとともに、広域航空消防応援要請等を行う。

(2) 地域住民等との協調

自治班は、消火活動を行うにあたり、調査班、各大字や自主防災組織と十分な連絡協調を図り、協力体制の確立を期すものとする。

第6節 水防計画

(総務対策部、都市整備対策部、産業観光対策部、上下水道対策部)

1. 水防の実施機関

(1) 水防の責任

市長は、水防法の定めるところに従い、奈良県水防計画に基づく水防管理団体の責任者として、水防組織を整備し、水防活動を行い、水防施設、資材器具を整備し、水防に関するあらゆる行為を十分に果たすものとする。(水防法第3条)

(2) 水防本部組織

市長は、洪水等について水防活動の必要があると認めたときから、その危険が解消するまでの間、新庄庁舎に水防本部を設置し、水防事務を処理するものとする。

水防本部の組織機構は、災害対策本部に準じる。

水防本部は、被害が拡大するなど、本市に災害対策本部が設置されたときは、同本部に組み込まれる。

(3) 水防活動区域の種類

市内水防区域中、洪水等が地形条件により公益上に及ぼす影響の特に大きい区域を要水防区域とする。

2. 水防配備と出動

《防災班、土木班、農林商工班、下水道班》

(1) 水防配備体制

奈良地方気象台より気象業務法に基づく注意報及び警報の通知を受けた場合等において、水防上必要なときは以下の表のような水防配備体制をとる。

【水防配備体制基準】

区分	配備時期	配備体制	動員職員
第1 配備	大雨又は洪水注意報が発表されたとき、気象状況から災害が起こるおそれがあると予想される場合、水位が水防団待機水位(通報水位)を上回った場合等で、今後の情報に注意と警戒を必要とするとき。	情報連絡活動を円滑に行い得る体制	<ul style="list-style-type: none"> ・生活安全課全職員 ・都市整備部、産業観光部、上下水道部の主査級以上 ・総務部(生活安全課を除く)、財務部、会計課の係長級以上(調整員を含む) ・企画部、市民生活部、保健福祉部、こども未来創造部、教育部の部長級、秘書広報課長、人事課長 ・議会事務局、監査委員事務局の課長級以上

区分	配備時期	配備体制	動員職員
第2 配備	大雨又は洪水警報が発表されたとき又は気象予警報の内容、降雨状況等により第1配備では処理が困難なとき。	情報連絡、収集の強化体制	<ul style="list-style-type: none"> 生活安全課、都市整備部、産業観光部、上下水道部の全職員 総務部（生活安全課を除く）、財務部、会計課の主査級以上 市民生活部、保健福祉部の係長級以上（調整員含む） 企画部、こども未来創造部、教育部の課長級以上
第3 配備	水防警報第2段階発表のときで浸水被害が発生、あるいはそのおそれがあるなど、重大な水防自体の発生が予想されるとき又は気象予警報の内容及び降雨状況等により第2配備では処理が困難なとき。	事態の推移によっては、直ちに水防活動が遅滞なく遂行できる警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> 総務部、財務部、会計課の全職員 市民生活部、保健福祉部の主査級以上 企画部、こども未来創造部、教育部の係長級以上（調整員含む）
第4 配備	水防警報第3段階発表のときで重大な浸水被害が発生、あるいはそのおそれがあるなど、事態が切迫したため第3配備では処理が困難なとき。	事態の切迫に対処して水防活動を遂行できる非常体制	<ul style="list-style-type: none"> 全職員

（2）消防団の準備又は出動

防災班は水防管理者（市長）の指示のもと、次の基準にしたがい、消防団に対し水防第1信号により出動を準備させ、水防第2信号で出動せしめ非常配置につかせる。

なお、消防団の準備又は出動の場合、防災班は直ちに高田土木事務所に報告する。

① 出動準備

- 水防警報第2段階を受信したとき
- 河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達してなお上昇のおそれがあり且つ出動の必要が予測されるとき

② 出動

- 水防警報第3段階を受信したとき
- 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し危険が予測されるとき

（3）巡視及び警戒

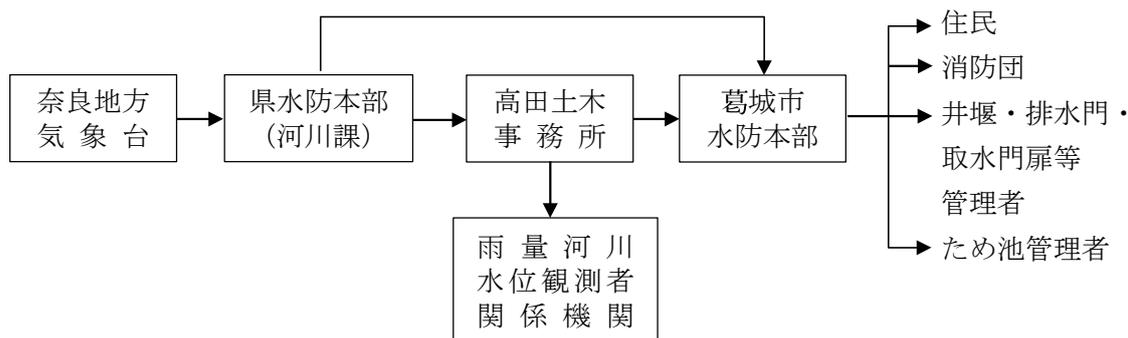
- ① 水防法第9条に基づき水防管理者（市長）の指揮のもと土木班は、随時区域内の各河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに高田土木事務所に連絡すること。
- ② 水防管理者（市長）の指揮のもと土木班、農林商工班、下水道班は、水防団待機水位（通報水位）に達したとき堤防、ため池、調整池、井堰、排水門・取水門扉等にも巡視連絡員を置き巡視に当たらせ、異常を発見した場合は直ちに高田土木事務所に報告するとともに水防作業を開始する。
- ③ 水防法第22条に基づき水防管理者（市長）の指揮のもと防災班は、水防のため必要があると認めるときは、高田警察署長に対して警察官又は警察職員の出動を求めることができる。

3. 水防情報連絡系統

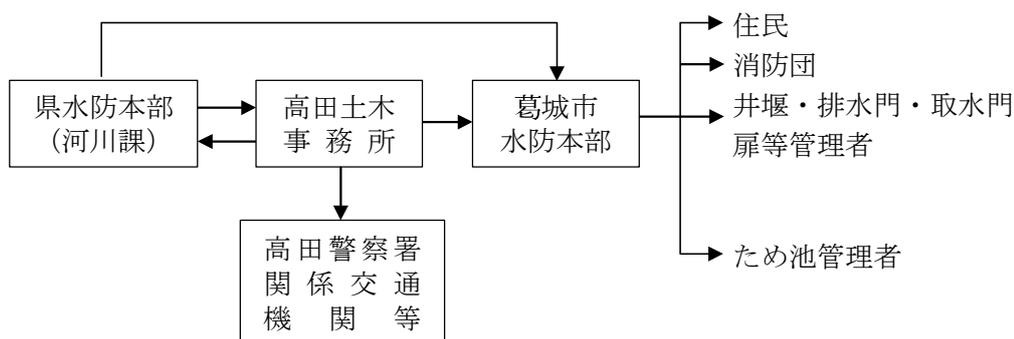
(1) 情報連絡系統

- ① 水防に関する情報連絡検討それぞれの機関（者）は、水防に関わる情報を迅速かつ正確に伝達するものとする。

ア) 気象注意報、警報及び情報

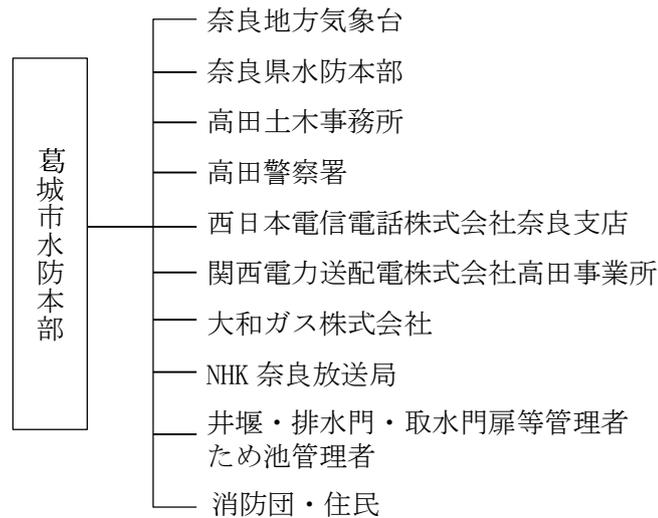


イ) 水防警報



(2) 管内関係機関情報連絡系統

状況に応じて必要と思われるその他の情報についても、次の情報連絡網により管内関係機関に周知させるものとする。



4. 気象状況とその措置

《防災班》

水防に関する注意報及び警報等の通知を受けたときは、水防本部は奈良地方気象台及び高田土木事務所との連絡を講ずるとともに、速やかに市内の住民及び関係機関に周知徹底する。

5. 雨量・水位の通報

《防災班、土木班、農林商工班》

(1) 雨量の通報

水防本部は、関係各班と緊密な連絡をとり、管内の雨量を次のとおり報告させる。

① 報告とその間隔

1時間雨量が20mm又は24時間雨量が80mmに達したとき、又は市水防本部が設置されたとき以降は1時間毎に状況を報告する。天気が回復し、雨が止んだ場合には速やかに報告する。

② 注意報及び警報に資するため、雨量観測資料を必要に応じ奈良地方気象台に通報する。

③ 報告様式

報告は、主に奈良県河川情報システムにより行うこととするが、システム作動に異常がある場合等は、電話、県防災情報システムにて報告する。

(2) 水位の通報

水防管理者（市長）の指揮のもと防災班は、増水のおそれがあるときは、水位の変動に注意し、以下の各項に該当する場合は、直ちに高田土木事務所長に報告するものとする。（水防法第12条第1項）

① 報告とその間隔

ア) 市水防本部設置時の水位から解散時までの毎正時

イ) 水防団待機水位（通報水位）に達したとき

- ウ) 氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき
 - エ) 避難判断水位に達したとき
 - オ) 氾濫危険水位（洪水特別警報水位）に達したとき
 - カ) 氾濫危険水位（洪水特別警報水位）を下ったとき
 - キ) 避難判断水位を下ったとき
 - ク) 氾濫注意水位（警戒水位）を下ったとき
 - ケ) 水防団待機水位（通報水位）を下ったとき
- ② 注意報及び警報に資するため、雨量観測資料を必要に応じ高田土木事務所に通報する。
- ③ 報告様式

水位の報告は観測場所、日時、水位、増減の傾向、見込み等を主に奈良県河川情報システムで行うこととするが、システム作動に異常がある場合等は、電話、県防災情報システム又は電報にて報告する。電報による場合は、水位電文（県水防計画参照）による。

6. 水防警報とその措置

《防災班、土木班、農林商工班、下水道班》

(1) 知事の発する水防警報

【水防警報の基準】

階級	警報の種類	内容
第1段階	待機	水防機関出動のため待機を目的とするもので気象予警報の内容、又は上流の降雨の状況により行う。
第2段階	準備	水防資機材の点検、排水門・取水門扉等の開閉準備・巡視の強化、及び水防機関の出動準備等に対するもので、水防団待機水位（通報水位）を越えたときを基準とし、又は重大な水防事態の発生が予想されるときに出す。
第3段階	出動	水防機関の出動の必要を警告して行うもので氾濫注意水位（警戒水位）を越えたときを基準とし、又は事態が切迫したときに出す。
第4段階	解除	水防活動終了の通知
適宜	水位	上流の雨量、水位、流量より水位の昇降、滞水時間、最高水位及び時刻等、水防活動上必要な水位状況を通知する。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合は上記に準じて水防警報を発表する。		

(但し、待機、準備の2段階は省略することができる。)

(2) 措置

高田土木事務所長より水防警報の通知を受けた水防管理者（市長）は担当各班を指揮し、住民、消防団並びに井堰及び排水門・取水門扉等管理者（河川占有者）、ため池管理者に通知するものとする。また、状況に応じて、水防活動上必要と思われる情報を管内に周知させること。

(3) 河川の指定

水防法第16条の規定に基づき、洪水等により相当な損害を生ずるおそれがあると認められる河川は次のとおりである。

【知事の指定する河川】

河川名	区域	対象量水標	水位	関係土木事務所
左岸 高田川 右岸	葛城市北花内 ” } 近鉄御所線鉄橋から 曾我川合流点まで	大和高田市 磐築橋	水防団待機水位 1.80m 氾濫注意水位 2.60m 避難判断水位 2.60m 氾濫危険水位 3.00m	高田
左岸 葛城川 右岸	御所市御所 御所市蛇穴 } 端駈橋から 曾我川合流点まで	橿原市 曲川	水防団待機水位 1.90m 氾濫注意水位 2.40m 避難判断水位 2.50m 氾濫危険水位 2.90m	高田
		御所市 御所	水防団待機水位 1.30m 氾濫注意水位 1.80m 避難判断水位 1.80m 氾濫危険水位 2.30m	

7. 井堰、排水門・取水門扉、ため池等の操作

《土木班、農林商工班》

井堰及び排水門・取水門扉等管理者、並びに調整池、ため池等管理者はあらかじめ、その操作責任者及び監視員並びに連絡員を定め、平時から工作物の点検をなし、出水時の操作及び不意の増水に対して支障のないようにするとともに、気象状況の通知を受けた場合又は、河川が水防団待機水位（通報水位）またはそれ相応の水位に達した場合は、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の開閉を行うとともに、直ちに水防管理者（市長）に通知し、土木班、農林商工班は、河川管理者その他関係機関に通知し、相互に密接な連絡をとり、適切な措置を講ずるものとする。

8. 水防用設備、資材、器具

《防災班、土木班、農林商工班、下水道班》

(1) 水防倉庫、資材、器具

担当各班は、水防倉庫その他の代用備蓄場を設け（なるべく水防活動に便利な場所を選ぶ）、担当堤防の長さに適応する資材器具を準備しておくものとする。

資材器具については、その確保のため水防資材取扱業者の手持資材量を調査しておき、緊急時の補給に備えるとともに、器具資材の使用または損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておくものとする。

(2) 雨量計

防災班は、区域内の適当な場所に雨量計を設け、常に降雨状況を把握するよう務めるものとする。

(3) 量水標

- ① 防災班は必要に応じて、区域内の必要な場所に量水標を設置するものとする。
- ② 設置場所は、夜間あるいは相当な水位に上昇しても観測可能で、観測所から速報が可能な場所を選ぶこと。
- ③ 水防団待機水位（通報水位）、氾濫注意水位（警戒水位）及び避難判断水位、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）は、横に黒線で示し、水防団待機水位（通報水位）から氾濫注意水位（警戒水位）までは無着色、氾濫注意水位（警戒水位）から避難判断水位までは黄色、避難判断水位から氾濫危険水位（洪水時特別警戒水位）までは赤色、氾濫危険水位以上は黒色とし、夜光塗料を塗布すること。

(4) 通信機

担当各班は、停電時の情報確保のため、ラジオ等を備えるとともに、無線その他通信機に関しては、常に適正な運用が行えるよう運用体制及び機器の管理に努めるものとする。

9. 輸送

《防災班》

水防管理者（市長）の指揮のもと防災班は、あらゆる非常事態を想定し、連絡経路、資材輸送の機動力確保等について万全の措置を講じておくとともに、予め輸送業者と輸送について協定しておくものとする。

10. 決壊の通知並びに決壊後の処置

《防災班、土木班》

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水もしくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者（市長）の指揮のもと担当各班は、直ちにその旨を高田土木事務所及び氾濫する方面の隣接水防管理団体等に通報するものとする。

また、決壊後といえども、出来得る限り氾濫による被害が拡大しないように努めるものとする。水防本部は、決壊の通報を受けた時は速やかに県防災統括室へ通知しなければならない。

11. 避難のための立退

《防災班》

洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防法第29条により、水防管理者（市長）の指揮のもと防災班は必要と認める区域の居住者に対し、避難のための立退きを指示することができる。この場合において市長は、高田土木事務所にその旨通知しなければならない。

水防管理者（市長）の指揮のもと防災班は、あらかじめ避難計画を作成し、避難場所、経路、その他必要事項を定めておくとともに、危険区域との位置関係についても確認しておくこと。

12. 費用負担と公用負担

（1）費用負担

その区域の水防に要する費用は水防法第41条により、市が負担するものとする。

但し、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の負担は、水防法第23条第3項により、応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。

市の水防によって、当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しい利益を受ける場合は、水防法第42条により、利益を受ける市町村が当該水防に要する費用の一部を負担する。

（2）公用負担

① 公用負担の権限委任証明書

水防法第28条の規定により公用負担の権限を行使する者は、水防管理者（市長）又は消防機関の長にあつてはその資格を示す証明書を携行し、必要ある場合にはこれを提示しなければならない。

② 公用負担の証票

水防法第28条の規定により公用負担の権限を行使したときは、別紙様式の証票を2通作成して、その1通を目的物件所有者、管理者、又はこれに準ずべき者に手渡さなければならない。

13. 水防解除

《防災班、土木班、農林商工班、下水道班》

水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に減じ、水防作業及び警戒の必要がなくなり、水防解除を命じたときは、水防管理者（市長）の指揮のもと防災班は、これを一般に周知させるとともに、奈良県水防本部長に高田土木事務所長を経由し、報告するものとする。

14. 水防報告と水防記録

《防災班、土木班、農林商工班、下水道班》

水防本部機構の各機関は、水防本部長に速報するものとする。

- （1）水防団待機水位（通報水位）、氾濫注意水位（警戒水位）に達した時
- （2）水防作業を開始した時

- (3) 水防警戒態勢を解除した時
- (4) 堤防その他施設、河川占用物、危険区域に異常を発見した時、その措置及び被災状況
- (5) 水防法第29条に基づき立退き指示をした時及びその理由
- (6) その他緊急報告を必要とする事項

担当各班は水防活動が終結したときは、遅滞なく活動内容を取りまとめて、防災班が水防実施状況報告書（第1号様式）により高田土木事務所長に報告するとともに水防記録を作成してこれを保管するものとする。

第7節 避難の指示、誘導、避難所の開設等の活動

（総務対策部、企画対策部、市民生活対策部、産業観光対策部、保健福祉対策部、こども未来創造部）

1. 避難の指示等

《防災班》

(1) 避難の指示の実施者及び状況

本部長（市長）は、積極的な災害情報の収集に努め、気象情報や河川水位情報、土砂災害警戒情報等を基に、予め作成した避難指示等の判断・伝達マニュアルの発令基準に則って、避難指示等を発令する。その際、避難時間等を考慮した早めの発令を心がけ、夜間であっても躊躇なく発令する。なお、水害では避難に必要なリードタイムを考慮し、土砂災害ではできるだけ対象範囲を絞り込んで発令するよう留意する。

また、必要があると認めるときは、河川管理者や气象台等の防災知識が豊富な専門家である指定行政機関、指定地方行政機関、県に対し、指示に関する事項について、助言を求める。

災害時における避難指示の実施者及び内容は次のとおりとする。

実施者	内 容
市長 (本部長)	災害の危険性がある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示する。
警察官	本部長（市長）が避難指示をすることができないと認められるとき、又は本部長（市長）から要請があったとき、自ら危険が迫ったと認めるときは、避難のための立退きを指示する。
自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、危険な事態が生じ、警察官がその場にはいない場合に限り、警察官に代わって避難のための立退きを指示する。

実施者	内 容
知事及び その命を 受けた職員	洪水等により著しい危険が切迫していると認められる場合、又は地すべりにより危険が切迫していると認められる場合は、避難のための立退きを指示する。

知事	災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きを指示する。
----	--

(2) 高齢者等避難の実施

高齢者等避難の実施により、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する災害時要支援者のみならず、土砂災害警戒区域等の風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。

また、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

(3) 屋内での避難等の安全確保措置

市は、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、屋内での退避（垂直避難等）、近隣のより安全な建物への緊急的な待避、その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置（以下、「屋内安全確保」という。）を指示し、適切な避難行動を住民がとれるように努める。

なお、土石流が想定される区域においては、2階以上に移動しても土石流によって家屋が全壊するおそれもあることから、屋内安全確保ではなく、早期避難を促す。

(4) 高齢者等避難、指示の伝達、周知

- ① 葛城市防災行政無線、インターネット、Lアラート（災害情報共有システム）、緊急速報メール等あらゆる手段の複合的な活用により通知する。
- ② 避難指示等を発令する際には、その対象者を明確にするとともに、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達する。
- ③ 広報車や消防車により、災害が予想される地域を集中的に広報し、各地区住民に知らせる。
- ④ 各大字や自主防災組織等の協力のもとに個別に災害時要支援者に知らせる。
- ⑤ 川の映像情報の提供等、住民や施設管理者等が避難しなければならないと思うような情報提供に努める。
- ⑥ 避難指示等を発令したが、被害が生じなかった場合にも、その理由、状況等を住民に周知する。
- ⑦ 事態が急変し、災害が切迫した場合には、必ずしも高齢者等避難【警戒レベル3】、避難指示【警戒レベル4】の順に発令する必要はなく、状況に応じ、段階を踏まずに避難指示等を発令する等、臨機応変に対応する。

本部長（市長）は次の場合、速やかに県（防災統括室）に報告するとともに、市、県、警察本部及び自衛隊との間で、避難指示等の内容を相互に連絡する。また、避難の必要がなくなったときは、ただちにその旨を公示するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。

- ① 高齢者等避難を発令したとき

- ② 避難指示を発令したとき
- ③ 緊急安全確保を指示したとき
- ④ 警察官が避難の指示を行い、その旨を本部長（市長）に報告してきたとき
- ⑤ 住民が自主避難を行ったとき

（5）避難指示の内容

本部長（市長）その他避難指示の実施者は、次の内容を明示して行う。

- ① 避難対象地域又は地区
- ② 避難先
- ③ 避難経路
- ④ 避難指示の理由
- ⑤ 注意事項
 - ア) 避難にあたっての火の始末
 - イ) 車での避難の制限
 - ウ) 必要最小限度の携帯品の持参（食糧、水筒、タオル、救急薬品、懐中電灯、携帯ラジオ、下着等）

（6）警戒区域の設定

市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときには、警戒区域を設定し、当該区域への立入りの禁止、制限、又は退去等の措置を講じる。

警戒区域の設定にあたっては、国（近畿地方整備局、気象台等）、県、消防、警察、住民、専門家等の意見を聞くための協議会を設置するなどして、これら関係機関の意見を十分に聞くように努める。

2. 避難誘導

《新庄地区・避難誘導班、當麻地区・避難誘導班》

被災者の避難にあたって円滑かつ適切に安全な場所へ避難させるための誘導は次により行う。

（1）避難誘導者

避難誘導は、おおむね次の者が行うものとする。

- ① 奈良県広域消防組合職員及び消防団
- ② 市災害対策本部の職員（避難誘導班）
- ③ 警察官
- ④ その他指示権者の命を受けた職員

（2）避難誘導者の任務

避難誘導者は、被災者の誘導にあたって、常に次の事項に配慮して行う。

- ① 避難経路の安全度及び支障の有無について常に注意し、危険を認め支障があることを知ったときは、直ちに被災者を他の安全な場所に誘導する。

- ② 避難に障害となる荷物等を運搬する者への警告、制止に努める。
- ③ 避難場所及び避難経路その他注意事項を避難者に告げる。
- ④ 災害時要支援者（高齢者、障がい者等）については、災害時要支援者台帳や個別避難計画等に基づき地域住民等と協力して、その状態や特性に応じた情報提供、避難誘導を行うとともに、避難確認を行う。

3. 避難所の開設等

《防災班、新庄地区・避難誘導班、物資班、當麻地区・避難誘導班、自治班》

(1) 避難所の開設

大規模な災害が発生し、緊急に避難が必要と判断されるような事態に至ったときは、指定緊急避難場所（旧一時避難所（各大字の公民館等））を各大字や自主防災組織等と連携協調をとりながら開設する。状況によって新庄地区・避難誘導班、物資班、當麻地区・避難誘導班から連絡員を駐在させる。また、被害が拡大するおそれがあり避難者が増大すると認められるときは、指定緊急避難場所（旧広域避難地）への移動や指定避難所（小中学校等）を開設する。なお、開設に際しては、避難所の安全性を確認の上、適切な開設を図る。

ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則開設しないものとする。

また、新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定される感染症予防として、避難所における過密抑制や定期的な消毒など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

感染者患者が発生した場合の対応も含め、平時から防災担当部局と保健福祉部局の連携をおこなう。

事前に指定した避難所では収容人数が不足する場合、防災班は市外の地域にあるものも含め、旅館やホテル棟を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。さらに不足する場合は、テントの使用も考慮する。

(2) 県への報告

防災班は、避難所を開設した場合には、次の事項についてすみやかに県に報告する。

- ① 避難所開設の日時及び場所
- ② 避難所名、避難世帯数及び避難者数

(3) 避難所の運営

- ① 担当各班は、避難所の運営にあたって、以下の事項に留意するものとし、避難所における生活環境が常に良好なものであるように努める。
 - ア) 避難者による自主的な運営
 - イ) 避難所の運営における女性の参画
 - ウ) 男女のニーズの違い等、男女双方の視点に対する配慮

- エ) 災害時要支援者等配慮を必要とする方のニーズ
 - オ) 役割分担は性別のみに依らないよう配慮する
 - カ) 専門家等との定期的な情報交換に努める
- ② 避難所ごとにそこに収容されている避難者の情報を、個人情報保護に十分配慮しつつ、早期に把握する。
- ③ 避難の長期化が予想される場合、部屋割りに工夫をするなどプライバシーの保護に配慮する。
- ④ 新型インフルエンザ等感染症対策として、避難所内での密閉、密集、密接（三密）の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生の徹底を図る。

（4）災害時要支援者への支援

① 福祉避難所の開設

教育班、保育班、福祉班は、被害の状況に応じて、社会福祉施設等に福祉避難所を開設するよう連絡調整し、一般の避難所での生活が困難な災害時要支援者を受入れる。

福祉避難所には、福祉避難所担当職員を配置するとともに、災害時要支援者のニーズに合わせて、手話通訳者、要約筆記者、点訳ボランティア、音訳ボランティア等の人材や福祉用具等を確保する。

なお、福祉避難所での避難生活が困難な災害時要支援者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行うものとする。

② 避難生活支援

福祉班は、災害時要支援者が避難所、福祉避難所等で生活する上で必要となる人材、福祉機器、物資等の確保に努め、それぞれのニーズに応じた避難生活支援を実施する。

また、その他、健康相談やメンタルケア等の巡回医療、社会福祉施設への一時的入居措置、応急仮設住宅や公営住宅への優先入居等、必要に応じた災害時要支援者対応に努める。

（5）在宅被災者等への支援

担当各班は、避難所に避難している被災者だけでなく、在宅の被災者（食事のみ受取りに来る被災者を含む）等に対しても、避難所において食糧や生活必需品を配布し、必要な情報やサービスの提供を行う。そのため、在宅被災者等の避難者名簿への登録など、在宅被災者等の早期把握に努める。

（6）車中泊者への対応

担当各班は、避難所ではなく車中泊により避難している被災者等に対しても、次に掲げる事項について配慮する。

- ① 避難所周辺で車中泊をしている避難者に対する健康管理対策（エコノミークラス症候群防止のための体操の奨励、弾性ストッキングの配付など）
- ② 車中泊者に対する食事配給時間などの情報提供及び配給食糧数の把握等（車中泊者等の避難者名簿への登録）

- ③ 車中泊が長期にならないための屋内避難所への入所等の勧奨

4. 帰宅困難者対策

《農林商工班》

発災直後は、一斉帰宅行動を抑制するため、通勤、通学、買い物、観光等で外出し、交通機関の途絶等により自宅への帰宅が困難になる者に対してむやみに移動を開始しないことを呼びかける。

また、市内に大量の帰宅困難者が発生するときは、地震に関する情報、地域の被害情報、災害時帰宅支援ステーションの開設状況に関する情報等について周知するほか、所管施設の利用や企業等に協力を求めるなどして、一時滞在施設の確保に努める。

第8節 自衛隊の派遣要請依頼

(総務対策部)

1. 災害派遣の要請

《防災班》

(1) 災害派遣要請基準

本部長（市長）は、災害に際して市民の生命及び財産を保護するための以下のような緊急の応急対策活動の実施が、通常の方法では不可能又は困難であると判断したときは、自衛隊の派遣を要請する。

- ① 人命救助のための応援を必要とするとき。
- ② 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき。
- ③ 主要道路、河川堤防・護岸の応急復旧に応援を必要とするとき。
- ④ 応急措置のための医療、防疫、給水及び通信支援などの応援を必要とするとき。

(2) 災害派遣要請依頼

① 知事を通じての災害派遣要請依頼

本部長（市長）は、前記の「災害派遣要請基準」に照らし、自衛隊の災害派遣要請が必要と判断する場合は、速やかに本部会議に回り、必要事項を検討して直ちに災害派遣要請書を知事へ提出し、災害派遣を依頼する。

なお、緊急を要するときは口頭又は電話等により依頼し、事後速やかに文書を作成し、正式に要請するものとする。

② 知事と連絡がとれず直接、災害派遣要請をする場合

本部長（市長）は、前記の「災害派遣要請基準」に照らし、自衛隊の災害派遣要請が必要と判断するが、知事と連絡がとれず、かつ緊急を要する場合は、直接、口頭又は電話等により自衛隊に災害派遣を依頼する。

なお、事後速やかに知事に報告するとともに文書を作成し、正式に要請するものとする。

(3) 災害派遣要請・報告先

①災害派遣要請先

ア) 陸上自衛隊第4施設団長（主として陸上自衛隊等に関する場合）

京都府宇治市広野町風呂垣外1-1

NTT 電話 (0774)44-0001（代表）

通信相手 第4施設団本部第3科防衛班（内線233、235、236、239）

夜間通信相手 第4施設団本部付隊当直（当直室）（内線223、212）

NTT FAX (0774)44-0001（交換切替、内線233）

（大久保駐屯地の交換台を呼び出し、内線233に切替を依頼した後、FAXボタンを押す）

奈良県防災行政通信ネットワーク TN-571-91（TN-571-92（当直室））

（昼間は第3科総括班に通話、夜間は当直室に切替）

奈良県防災行政無線 FAX TN-571-21

注：TNは自局の地上又は衛星回線選択番号

イ) 航空自衛隊奈良基地司令（主として航空自衛隊に関する場合）

奈良県奈良市法華寺町1578 幹部候補生学校

NTT 電話 (0742)33-3951（内線211、夜間内線225）

NTT FAX (0742)33-3951（交換切替、内線403）

（奈良基地司令の交換台を呼び出し、内線403に切替を依頼した後、
FAXボタンを押す）

② 報告先

災害派遣要請を行ったときは、次の機関に報告する。

自衛隊奈良地方連絡部

奈良市高畑町552

NTT 電話 (0742)23-7001

③ 陸上自衛隊第4施設団に連絡がとれない場合

陸上自衛隊第4施設団に連絡がとれず、派遣要請ができない場合は、次の機関に派遣要請を行う。

陸上自衛隊第3師団長（主として陸上自衛隊に関する場合）

兵庫県伊丹市広畑1-1

通信先 第3師団 第3部 防衛班

NTT 電話 (0727)81-0021（内線333、夜間内線301）

NTT FAX (0727)81-0021（交換切替、内線234）

2. 知事の要請を待つ暇がない場合の自衛隊の自主派遣

- (1) 各自衛隊指定部隊の長は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待つ暇がないときは、要請を待つことなく次の基準により部隊等を派遣する。

- ① 防災関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき。
 - ② 知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められるとき。
 - ③ 自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められるとき。
 - ④ その他、災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待つ暇がないと認められるとき。
- (2) 指定部隊等の長は、知事の要請を待たずに部隊等の災害派遣を行った場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに救援活動を実施する。
- (3) 前項により連絡を受けた知事は、直ちにその旨を当該部隊の活動する地域の市町村長その他関係機関に連絡する。
- (4) 知事の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事が派遣要請をした場合は、その時点から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施する。

3. 災害派遣部隊の受入れ

《防災班》

(1) 受入れ準備

知事から災害派遣の通知を受けたとき或いは、自衛隊から承諾の連絡を受けたときは、次の点に留意し、派遣部隊の受入れを行う。

- ① 自衛隊の宿泊施設（場所）及び車両の保管場所を準備すること。
- ② 県連絡員及び派遣部隊との連絡責任者を指名すること。
- ③ 部隊到着後速やかに活動が開始できるように派遣部隊に対する協力体制、所要人員及び資機材の確保についての計画をたてておくこと。
- ④ ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、風向表示、着陸地点の表示等受入れに必要な準備をすること。

(2) 派遣部隊到着後の措置

派遣部隊が到着した場合は、目的地に誘導するとともに、派遣部隊の責任者と応援作業計画等について協議し、調整のうえ必要な措置をとる。なお、派遣部隊到着後及び必要に応じて次の事項を県（県連絡員）に報告する。

- ① 派遣部隊の長の官職、氏名
- ② 隊員数
- ③ 到着日時
- ④ 従事している作業内容及び進捗状況

4. 災害派遣部隊の撤収要請

《防災班》

本部長（市長）は、災害派遣要請の目的を達成したとき又はその必要がなくなったときは、災害派遣部隊の撤収要請を派遣要請手続きに準じて行う。

5. 費用の負担区分

災害派遣部隊の活動に要する次の経費については、原則として市が負担する。

- (1) 災害派遣部隊の宿泊施設等の借上げ料、損料、光熱水費、電話料及び付帯設備料
- (2) (1) に規定するもののほか必要経費で協議の整ったもの。

第9節 広域応援要請依頼

(総務対策部、企画対策部)

1. 協力要請の考え方

《防災班》

本部長（市長）は、大災害が発生し、葛城市内の関係機関の防災力だけでは対応が不十分であり、奈良県、指定地方行政機関及び他市町村に応援を求める必要があると判断される場合は、職員等の派遣についての応援を要請する。

また、支援を迅速かつ円滑に受け取ることができるよう「第3章／第8節／3. 災害派遣部隊の受入れ」と同様に受入れ体制を整備する。

2. 奈良県に対する協力要請

《防災班》

知事に応急措置等の要請をするにあたっては県総務部知事公室防災統括室に対して、とりあえず無線又は電話等をもって処理し、後日文書により改めて処理する。この場合、以下の事項をあらかじめ明らかにしたうえで知事に要請する。(災対法第68条)

【県部局への応援要請又は応急措置の実施を要請する場合】

- (1) 災害の状況及び応援を要する理由
- (2) 応援を希望する期間
- (3) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- (4) 応援を必要とする場所
- (5) 応援を必要とする活動内容（応急措置内容）
- (6) その他必要事項

3. 奈良県に対する県防災ヘリコプターの応援要請

《防災班》

県防災ヘリコプターの緊急運行が必要な場合は、本部長（市長）は、奈良県消防防災ヘリコプター応援協定に基づき、県防災航空隊に県防災ヘリコプターの派遣についての応援要請を行う。

緊急運行を要請した本部長（市長）は、防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次の受け入れ体制を整える。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- (3) 空中消火用資機材、空中消火基地の確保
- (4) その他必要な事項

4. 他市町村、指定地方行政機関等職員の派遣要請及び幹旋

《防災班》

(1) 他市町村、指定地方行政機関等職員の派遣要請

他市町村、指定地方行政機関等の長に対し、職員の派遣を要請する場合には、以下の事項を明らかにして災害対策本部から要請を行う。（地方自治法第252条の17、災対法第29条）

- ① 派遣を必要とする理由
- ② 派遣を要請する職員の職種別人員表
- ③ 派遣を希望する期間
- ④ 派遣される職員の給与その他の負担方法
- ⑤ その他参考となるべき事項

(2) 他市町村、指定地方行政機関等職員の派遣の幹旋

他市町村、指定地方行政機関等に対する応援の幹旋に関する知事への要請は、以下の事項を明らかにして県総務部知事公室防災統括室を通して行う。（災対法第30条）

災害の状況及び応援を要する理由、期間、場所等については、次のとおりとする。

- ① 災害の状況及び応援を要する理由
- ② 応援を希望する期間
- ③ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- ④ 応援を必要とする場所
- ⑤ 応援を必要とする活動内容（応急措置内容）
- ⑥ その他必要事項

5. 他の消防機関等に対する応援要請

《防災班》

(1) 緊急消防援助隊の応援要請（奈良県広域消防組合）

本部長（市長）は、被害の状況、市の消防力及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して緊急消防援助隊の出動の要請を行う。この場合において、知事との連絡がとれない場合には、直接、消防庁長官に対して要請を行う。

(2) 広域航空消防応援要請

「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援要請は、奈良県を

通じ、消防庁長官に対し行う。

この場合、要請は原則として、電話、無線、FAX等により行い、後日、正式文書を送付する。

本部長（市長）はあらかじめ、広域航空消防応援を受けて消防活動を行う場合の事前計画を作成する。

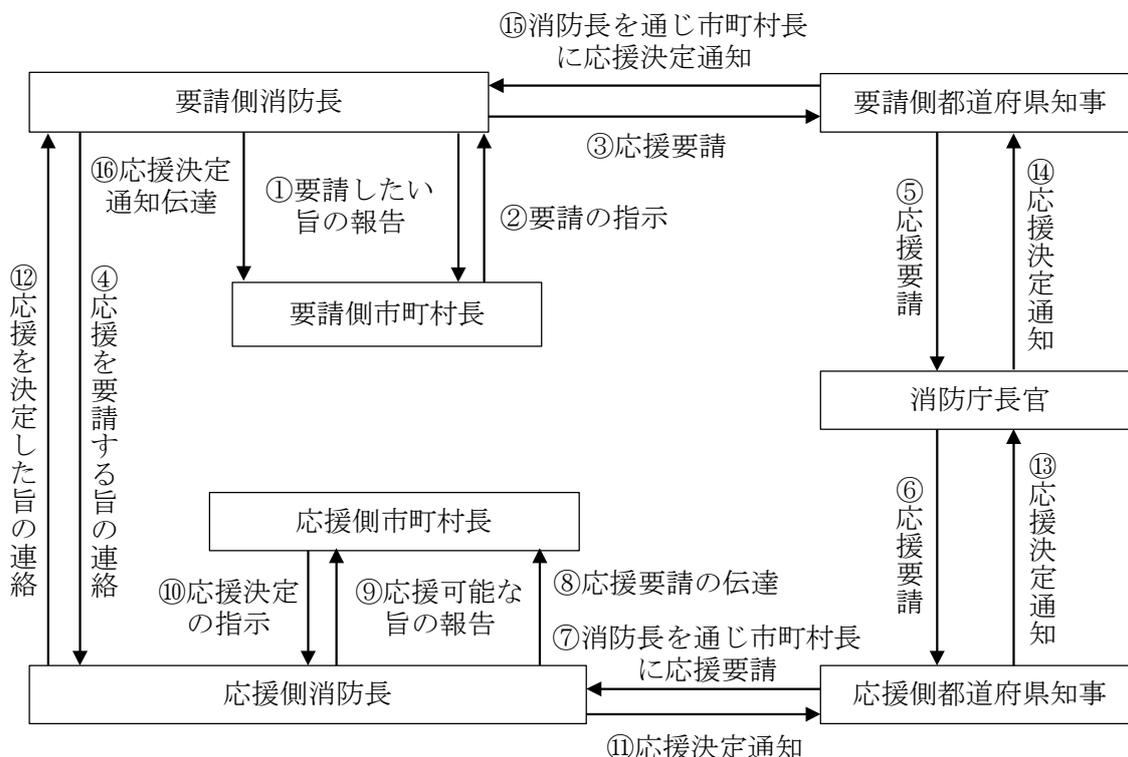
応援に直接要するヘリの燃料費、隊員の出勤手当等は、原則として市が負担するものとする。

（3）日本赤十字社飛行隊への派遣要請

災害の発生時に救護班・医療品の緊急輸送、災害の状況視察及び人命救助等のために飛行機の派遣を要請するときは、知事が要請を行う。

本部長（市長）は、市域で災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施する必要があると認められるときは、知事に対して、日本赤十字社飛行隊の派遣を要請する。派遣要請手続きおよび要請内容は、自衛隊の派遣要請の場合に準じて行う。

【広域航空消防の応援要請及び決定通知ルート】



6. 派遣職員の給与及び経費負担

(受援班)

(1) 応援機関の受け入れ

応援機関の受け入れにあたっては、災害対策本部は、応援活動の現場への案内、効果的な活動を行うための活動の計画化、各応援機関との間の活動調整、宿舎、食事等の確保に努める。

応援の受け入れ窓口は一本化し、具体的な現場活動要領は、応援を必要とする各班が主体的に計画、調整を行う。

(2) 派遣職員の給与及び経費負担

派遣職員の給与及び経費負担については、災対法第32条、第92条、同施行令第17条、第18条、第19条に定めるところによる。

第10節 ボランティア活動等の支援・受け入れ

(企画対策部・社会福祉協議会)

1. 民間団体・奉仕団・ボランティア等の協力

(受援班、社会福祉協議会)

(1) ボランティア活動等の支援環境の整備

受援班は、県・関係機関・関係団体等と連携を図り、ボランティア等に関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティア等活動への情報提供、参加要請、ボランティアのコーディネートなど、ボランティアの円滑な活動が図れるよう災害ボランティアセンターを開設し支援に努める。

(2) 受付と協力要請

① 受付

民間団体・奉仕団・ボランティア等の協力については、市社会福祉協議会に受付窓口を設け、以下の事項について記録しておく。

- ア) 民間団体・奉仕団・ボランティア等の名称及び人員、又は氏名
- イ) 従事した作業内容及び期間
- ウ) その他参考事項

② 協力要請

受援班は、災害時に民間団体等からの協力を必要とするときは、以下の事項を明らかにしてその責任者に対し要請する。また、県に対して専門技術ボランティアの派遣要請を行う。

- ア) 活動の内容
- イ) 協力を希望する人数
- ウ) 調達を要する資器材等
- エ) 協力を希望する地域、場所及び期間

オ) その他参考となるべき事項

(3) 協力業務

災害時に民間団体等からの協力が得られる業務は主として以下のとおりである。

- ① 被災者に対する炊き出し
- ② 救助物資の調達、配分等
- ③ 被災地域の秩序維持
- ④ 避難所内の要望等のとりまとめと報告
- ⑤ 飲料水の供給
- ⑥ 清掃及び防疫
- ⑦ 公共施設の応急復旧作業
- ⑧ 被害調査
- ⑨ その他災害応急措置のうち危険を伴わない作業

(4) 民間団体等の活動の調整方法

協力要請を行った各部班は、民間団体等の協力を得て応急対策等を進める場合、現地に派遣した市職員等にその活動状況を常に把握させ、災害対策本部との連絡にあたらせる。

また、市は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

第11節 受援体制の整備

(各対策部)

1. 受援体制／担当の設置

災害対策本部における受援体制として、人的支援については「受援班」、物的支援については「物資班」が中心となり受援に関する全体把握、庁内・外部調整等を行い、各部に「受援担当」を設置し、受援班・物資班との連絡調整を行う体制を構築する。

2. 受援の役割分担

(1) 人的支援の受入れの役割

災害対策本部		所属		役割
部	班	部	課	
企画対策部	受援班	企画部	人事課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内全体の受援状況把握・とりまとめ ・ 庁内調整（ニーズ把握等） ・ 外部の人的支援の要請・受入れ調整 ・ 庁内全体の調整会議の開催

(2) 物的支援の受入れの役割分担

災害対策本部		所属		役割
部	班	部	課	
総務対策部	物資班	総務部	管財課 庁舎機能 再編推進室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内全体の物的支援受入れ状況の把握・とりまとめ ・ 庁内調整（ニーズ把握等） ・ 外部への物的支援の要請・受入れ調整 ・ 物資集積拠点の開設・運営 ・ 内閣府の「物資調達・輸送調整等支援システム」を用いて物資の調達・配分・配送 ・ 庁内全体の調整会議の開催

(3) 各業務の受援担当

業務名	担当班	担当課	業務概要等
災害マネジメント	総務対策部	生活安全課	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対応の総括・運営 ・情報収集と共有 ・外部機関等との調整 ・住民等への広報
避難所運営 (新庄地区)	市民生活対策部	人権政策課 保険課 総合窓口課	<ul style="list-style-type: none"> ・体制整備 ・情報収集 ・物資の配布 ・避難所運営管理 ・広聴広報 ・避難所の解消 ・調整会議の開催
避難所運営 (當麻地区)	保健福祉対策部	地域包括支援課 介護保険課	<ul style="list-style-type: none"> ・体制整備 ・情報収集 ・物資の配布 ・避難所運営管理 ・広聴広報 ・避難所の解消 ・調整会議の開催
医療救護	保健福祉対策部	健康増進課	<ul style="list-style-type: none"> ・医療救護所の活動場所決定、活動 ・情報収集と共有 ・外部機関等との調整 ・住民への広報
支援物資に係る業務	総務対策部	管財課 庁舎機能再編室 監査委員事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・物資供給体制の確立 ・備蓄物資の提供 ・避難所ニーズを踏まえた物資の調達、受入れ、配送(プル型) ・生活必需品等の受入れ、配送(プッシュ型) ・義援物資の受入れ方針の決定、広報等
被災建築物応急危険度判定調査	都市整備対策部	都市計画課 建設課	<ul style="list-style-type: none"> ・体制整備 ・判定業務 ・住民対応
住家の被害認定調査	財務対策部	税務課	<ul style="list-style-type: none"> ・被害認定調査 ・広報

第3章 災害応急対策計画
第11節 受援体制の整備

業務名	担当班	担当課	業務概要等
			・調整会議の開催
罹災証明書の交付	財務対策部	税務課	・広報 ・罹災証明書の交付 ・調整会議の開催
災害廃棄物の処理	市民生活対策部	環境課 クリーンセンター	・体制整備 ・被害情報の収集等 ・生活ごみ、避難所ごみ等の処理 ・災害廃棄物の処理 ・廃棄物の処理
仮設住宅建設・ 入居受付業務	都市整備対策部	都市計画課 建設課	・体制整備 ・仮設住宅の建築 ・入居受付
被災者支援・ 相談業務	保健福祉対策部	社会福祉課	・体制整備 ・広報 ・問合せ対応 ・ワンストップ相談窓口の設置 ・窓口相談対応 ・支援状況の確認、フォロー
疾病予防	保健福祉対策部	健康増進課	・体制整備 ・実施 ・臨時予防接種 ・外部機関等との調整
防疫	保健福祉対策部	健康増進課	・体制整備 ・防疫業務
遺体管理	市民生活対策部 保健福祉対策部	環境課 健康増進課 総合窓口課	・体制整備 ・被害状況の収集等 ・収容、処理 ・収容先の確保 ・火葬の処理 ・台帳の作成
公共土木施設災害 応急対策	都市整備対策部	建設課	・体制整備 ・災害応急対策等
上水道施設災害応 急対策	上下水道対策部	水道課	・情報収集 ・体制整備

業務名	担当班	担当課	業務概要等
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急給水活動 ・ 住民等への広報
下水道施設災害応急対策	上下水道対策部	下水道課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集 ・ 体制整備 ・ 応急復旧活動 ・ 住民等への広報

2. 執務スペースの確保

庁内全体の受援担当者は災害マネジメントを支援するため派遣される関係機関のリエゾン等を受入れることを想定した執務スペース（机、椅子を含む）を災害対策本部横の新庄庁舎202，203会議室に選定する。

3. 受援計画の作成

受援対象業務が多数の部局に関係すること、さらに執務スペースや応援職員等の配置等の全庁的な調整が必要となることから、庁内全体の取り組みとして位置づけ、受援対象業務の担当部署など庁内の関係部署を交えた計画策定が望まれる。

第12節 交通規制

（都市整備対策部、高田警察署）

1. 交通規制の実施

《土木班、高田警察署》

（1）道路管理者による交通規制

災害時において、道路施設の破損等により、施設構造の保全又は交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、道路管理者が交通を禁止し、又は制限（重量制限を含む）する。（道路法第46条）

また、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。また、運転者がいない場合等においては、道路管理者は自ら車両の移動等を行う。

（2）警察関係機関による交通規制

① 災害時において道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは、警察関係機関は、歩行者又は車両の通行を禁止し又は制限する。

（道路交通法第4条第1項、第5条第1項、第6条第4項）

② 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

（災対法第76条第1項）

2. 緊急通行車両確認措置と事前届出

《高田警察署》

緊急通行車両以外の車両の道路通行の禁止又は制限が行われた場合の、緊急通行車両であることの確認は、知事又は県公安委員会（県警察本部・警察署）において行い、当該車両の確認証明書及び標章を交付する。

なお、緊急通行車両の事前届出制を活用し、確認手続きの事務の省力化、効率化を図り、災害応急対策が迅速に行えるようにしておく。

第13節 災害警備

（高田警察署）

1. 災害警備体制

《高田警察署》

高田警察署は、次の警備体制の区分に従って、災害時における警備実施を行う。

（1）暴風・大雨・洪水等の災害が発生し、又は発生するおそれのある場合

① 甲号体制

暴風・大雨・洪水等により県下に大規模な被害が発生し、又はまさに発生しようとする場合にとる体制をいう。

② 乙号体制

暴風・大雨・洪水等に係る警報が発表され、相当な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合にとる体制をいう。

③ 丙号体制

暴風、大雨、洪水等に係る警報が発表され、災害発生のおそれはあるが、発生までには相当の時間的余裕があると認められる場合にとる体制をいう。

（2）震度4以上の地震が発生した場合

① 甲号体制

震度5強以上の地震が発生した場合にとる体制をいう。

② 乙号体制

震度4若しくは5弱の地震が発生し、相当な被害が発生した場合等にとる体制をいう。

③ 丙号体制

震度4若しくは震度5弱の地震が発生した場合。

2. 警備要員の配置と運用

《高田警察署》

（1）暴風・大雨・洪水等の災害が発生し、又は発生するおそれのある場合

① 甲号体制

高田警察署災害警備本部を開設し、その指揮系統に基づき、全警察力をもって警備活動を行う。

② 乙号体制

高田警察署災害警備本部を開設し、その指揮系統に基づき、警察力をもって警備活動を行う。

③ 丙号体制

高田警察署災害警備連絡室を開設し、その指揮系統に基づき、所要の警備活動を行う。

(2) 震度4以上の地震が発生した場合

① 甲号体制

高田警察署震災警備本部を開設し、その指揮系統に基づき、全警察力をもって警備活動を行う。

② 乙号体制

高田警察署震災警備本部を開設し、その指揮系統に基づき、警察力をもって警備活動を行う。

③ 丙号体制

高田警察署震災警備連絡室を開設し、その指揮系統に基づき、所要の警備活動を行う。

3. 警備措置

《高田警察署》

高田警察署は、警備体制の区分によって活動を行うものとするが、その措置及び活動については、別に定める。

4. 警備連絡要員の派遣

《高田警察署》

災害により、葛城市災害対策本部が設置された場合、警察と市当局との連携を密にし、災害警備に万全を期すため、市当局の要請により警備連絡要員として葛城市災害対策本部に警察官を派遣する。

第14節 緊急輸送

(都市整備対策部、保健福祉対策部、こども未来創造対策部、奈良県広域消防組合)

1. 緊急輸送の確保

《土木班、物資班》

緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施に配慮して行う。また、物資班は物資集積拠点を速やかに開設し、避難所までの輸送体制を確保する。

(1) 緊急輸送の実施責任者

災害時における緊急輸送の実施は本部長（市長）が行う。但し、市で処理できない場合は、県に輸送内容、その他必要条件を明示して応援又は斡旋を要請する。

(2) 緊急輸送の対象

緊急輸送の対象は、概ね次のとおりとする。

① 第1段階（初動期）

- ア) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ) 通信、電力、ガス、水道施設等の初動体制に必要な保安要員及び災害対策要員並びに物資等
- エ) 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
- カ) 食糧、水等生命の維持に必要な物資
- キ) 生活必需品
- ク) 被災者の緊急避難場所から避難所等への移送

② 第2段階（救援期）

- ア) 上記①の続行
- イ) 災害時要支援者の保護にかかる福祉避難所への移送
- ウ) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

③ 第3段階（復旧期）

- ア) 上記②の続行
- イ) 災害復旧に必要な人員及び物資

(3) 緊急輸送車両等の確保

物資班は、車両、ヘリコプター、人力による輸送手段のうち必要に応じ最も適切な方法によるものとする。

① 車両の調達

必要な車両の調達を行う。

調達は各班からの配車請求に基づき実施するが、公用車両では対応が困難な場合及び特殊な車両については、市内各輸送業者等の協力を求め、借り上げにより迅速な対応を図る。

② 借り上げ

災害の状況により必要と認めるときは、あらかじめ輸送業者等に車両の待機を依頼する。また、必要により県に対して調達、斡旋を依頼する。

③ 緊急輸送車両、規制除外車両の確認証明書の交付

災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、緊急通行車両、規制除外車両の事前届出制度を活用し、使用する車両について、事前に県公安委員会に届出を済ませておき、発災時には速やかに緊急輸送車両の確認証明書の交付を受けること。

2. 緊急輸送路の確保

《土木班》

防災関係機関が迅速かつ効果的に活動できるように、緊急輸送路は、国道、主要地方道等の主要路線及び、主要路線に接続する道路及び避難所に通じる道路から順次確保する。

3. ヘリコプター臨時離着陸場の開設

《奈良県広域消防組合》

(1) 離着陸場の開設指示及び選定

① ヘリコプター臨時離着陸場の開設

ヘリコプター臨時離着陸場の開設は、奈良県広域消防組合が行う。奈良県広域消防組合は、開設指示に備え、ヘリコプター離着陸場の開設が可能であるか予定地の状況を早急に把握しておく必要がある。

② ヘリコプター離着陸場の開設地（災害活動緊急飛行場外離着陸場）

【奈良県防災ヘリコプター】

- ・新庄第一健民運動場（新町 292 - 3）
- ・農村広場（當麻 244 - 1）

(2) 離着陸場の開設準備

- ① ヘリポートに赤白の吹流し又は、国旗等を掲揚して、地上の風向を知らせる。
- ② 離着陸地点には、離着陸地点等の基準に基づき、○H記号を石灰等を用いて表示する。
- ③ ヘリポート周辺への一般人の立入りを禁止して事故防止に努める。
- ④ ヘリポートの発着に障害となる物体については除去又は、物件所在の表示をする。表示方法として、上空より良く判別できるように固定物に白布又は、赤布をくくりつける等する。
- ⑤ 離着陸周辺の木片、小石等は吹き飛ばされるので、できるだけ取り除く。
- ⑥ 離着陸の際に砂塵が発生するので、その防止対策として消防車等による散水等を行う。

第15節 保健医療活動と後方搬送

（保健福祉対策部、こども未来創造対策部、奈良県広域消防組合、中和保健所、葛城市医師会）

1. 初動医療体制

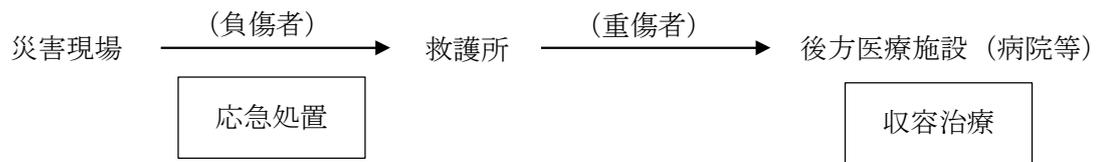
《救護班、中和保健所、葛城市医師会》

(1) 医療対策の種類

災害時の医療対策は、次のとおりとする。

- ① 医療救護所（応急時の医療救護を行う場所）開設
- ② 負傷者の搬送
- ③ 保健医療活動

(2) 医療救護の流れ



参考：後方医療施設とは、医療救護所では対応困難な重傷者等の処置、治療を行う常設の公立病院、救急告示医療機関等

(3) 医療救護班の編成

本部長（市長）は、保健医療活動を実施するため県保健医療調整本部に保健医療活動チームの派遣要請を行う。

(4) 救護所の開設

救護班は、医療活動の拠点として救護所を開設するとともに、医療ニーズを把握する。救護所の開設地点は、被災の状況を踏まえつつ、被災地及び周辺の学校・公民館等の公共施設での設置を図るものとする。

(5) 保健医療活動

救護班は、救護所等へ適切に医療救護班を配置し、保健医療活動の実施、状況把握を行う。

保健医療活動は、原則として医療救護班が救護所において実施するものとし、災害の状況によっては、被災地等を巡回し保健医療活動を実施する。また、市内の医療機関の被災状況及び診察状況を把握し、中和保健所と情報共有を図るとともに、保健ニーズの把握に努め、県と協力し避難住民等への保健医療活動を行う。

医療救護班の活動内容は次のとおりである。

- ① 診察、傷病者の重傷度の判定（トリアージ）
- ② 傷病者に対する応急処置
- ③ 病院等への移送の可否及び移送順位の決定
- ④ 移送困難な患者及び避難所等における軽傷患者に対する医療
- ⑤ 助産活動
- ⑥ 死亡の確認
- ⑦ 遺体検案等への協力（状況に応じて）
- ⑧ DMAT、DPAT、保健師チーム等との連携

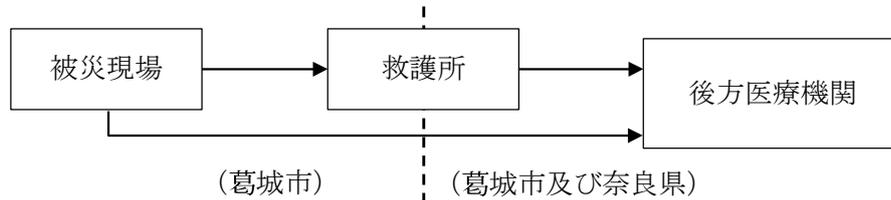
必要に応じ、後方医療施設への緊急連絡事項（症状、使用した医薬品名等）を明記して傷病者に装着する。

2. 負傷者の搬送

《救護班、奈良県広域消防組合、中和保健所、葛城市医師会》

(1) 搬送体制

搬送体制は、原則として次のとおり対処する。



(2) 後方医療機関の選定

救護班は、奈良県広域消防組合、調査班、各大字や自主防災組織、地域住民等の協力を得ながら、重傷者を被災現場から救護所又は後方医療機関に搬送する。

後方医療機関の選定については、市災害対策本部及び奈良県広域消防組合が、葛城市医師会、県医療政策局等から、收容先医療機関の被害状況や空床情報を迅速、的確に収集して行う。

(3) 搬送方法

奈良県広域消防組合の救急車を利用するが、負傷者が多数で対応が困難な場合は、公用車の使用や一般車両の協力要請を本部と協議して決める等臨機応変の処置を行うものとする。

(4) 広域搬送

広域搬送等を必要とする場合は、奈良県防災ヘリコプターによる緊急運航を要請する。防災ヘリコプターが出動できない場合は、自衛隊にヘリコプターでの搬送を要請する。

国や「近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定」及び「紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定」に基づき隣接府県に広域搬送を要請する。

3. 医薬品、資器材の確保

《救護班、中和保健所、葛城市医師会》

救護に必要な医薬品及び衛生材料を確保するとともに、なお不足する場合は中和保健所に支援を要請する。なお、災害の規模によっては、医療品卸売業者から在庫品の緊急買い付けを行い必要に応じて支給する。

<参考>資料編(Ⅱ計画関係資料):23. 医療品卸売業者

第16節 遺体の搜索、収容、処理、埋葬

(市民生活対策部、保健福祉対策部、こども未来創造対策部、奈良県広域消防組合、高田警察署)

1. 行方不明者及び死体の搜索

《救護班、庶務班（市民生活）、奈良県広域消防組合、高田警察署》

(1) 搜索の対象者

災害のため行方不明の状態にある者で、周囲の状況から判断して既に死亡していると推定される者について行う。

(2) 搜索の方法

救護班は、各大字や自主防災組織等と連携を図り、警察署、消防団等の協力を得て行方不明者の調査、搜索に努める。

搜索状況、発見情報は、警察署及び救護班が取りまとめ、防災班に報告する。

(3) 遺体の調査及び検視・検案

遺体の調査及び検視については、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律及び検視規則等により処理するとともに、その経過を明らかにしておく。検視場所は原則として現地とするが、これによりがたい場合は、遺体収容所等において行う。この場合、発見の日時、場所、発見者発見時の遺体の状況、所持品等を明確にしておく。

医師法上の検案は原則として救護班が行うが、状況によりそのいとまがない場合は、一般開業医の協力を得て行う。

(4) 実施期間

災害発生の日から10日以内とする。但し、知事へ申請し、内閣総理大臣の承認により延長することができる。

2. 遺体の収容・処理

《救護班、庶務班（市民生活）、奈良県広域消防組合、高田警察署》

(1) 遺体の収容

検視・検案を終えた遺体は、警察署及び関係機関の協力を得て、遺体収容所に搬送する。身元の確認については、警察や各大字や自主防災組織等の協力を得て実施し、身元が判明している場合は、原則として遺族、親族へ引き渡す。

(2) 遺体収容所の設置

遺体収容所は、あらかじめ適当な場所（寺院等の施設又は、寺院・学校等の敷地）を選定し、建物がない場合はテント等を設置する。

(3) 遺体の処理

災害時の混乱で、死亡者の遺族が遺体識別等の処理ができない場合、市が実施する。

- ① 遺体識別等のため遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。
- ② 検視報告書及び遺体検案書を受理するとともに、遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成のうえ納棺し、氏名札を棺に貼付する。
- ③ 遺体検案書及び遺体処理票に基づき、遺体埋火葬許可書を発行する。
- ④ 親族、関係者の申し出により遺体の引き取り希望のあるときは、遺体処理票により整理のうえ引き渡す。
- ⑤ 引き取り手のない遺体は、市で応急処置として埋火葬を実施することとし、この場合は埋葬台帳により処理する。

3. 遺体の埋火葬

《庶務班（市民生活）》

災害時の混乱の際死亡した者について、その遺族等が埋葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者に遺族のいない場合、市が応急的に行う。

- (1) 遺体を火葬に付す場合、災害遺体処理票を作成し、最寄りの火葬場に連絡のうえ送付する。
- (2) 遺留品は包装し、氏名札及び遺留品処理票を添付し保管所に一時保管する。
- (3) 家族その他関係者から遺骨、遺留品の引き取り希望のあるときは、遺骨及び遺留品処理票により整理のうえ引き渡す。
- (4) 死者が多数のため火葬場で処理し得ない場合など、遺体の搜索・処理・火葬等について、市のみで対応できないときは、本部長（市長）は、次の事項を示して県に応援を要請する。
 - ① 搜索・処理・火葬等の区別及びそれぞれの対象人員
 - ② 搜索地域
 - ③ 火葬等施設の使用可否
 - ④ 必要な搬送車両の数
 - ⑤ 遺体処理に必要な器材・資材の品目別数量

4. 身元不明遺体の取扱

《救護班、高田警察署》

警察署は、市と協力して身元不明遺体の引取人の調査を実施する。

火葬又は仮埋葬して1年以内に引取人の判明しない場合には、市が身元不明者扱いとして身元不明者納骨堂等に移管する。

第17節 給水体制の確立

（上下水道対策部）

1. 応急給水

《給水班》

（1）実施責任者

被災者に対する飲料水の応急供給の実施は、原則として本部長（市長）が行う。但し、市で対応が困難な場合は、奈良県水道災害相互応援協定締結先の市町村の協力を得て実施する。

また、災害救助法を適用した場合（同法により知事が職権の一部を委任した場合を除く）及び知事が必要と認めた場合の給水は、県が市町村相互間の連絡調整を行い、広域的な見地からその確保に努める。

（2）給水対象者

災害のため現に飲料に適する水を得ることができない者全員に対して行う。なお、災害時要配慮者（特に乳幼児や高齢者等）への飲料水の給水には十分な配慮を行う。

（3）飲料水の確保

配水管の破損の場合は、浄水場の水を確保する。

被害状況が相当広範囲、複雑な場合に備えて、以下の準備を検討する。

- ① 給水タンク車の確保。
- ② 給水タンク、給水袋など給水に必要な資材の確保。
- ③ 新たな公共施設整備に伴う飲料水兼用貯水槽の設置の検討。
- ④ 河川水等の浄化处理による飲料水の確保。
- ⑤ 飲料水の消毒薬品（次亜塩素酸ソーダ等）の必要量の確保。

2. 給水需要の把握

《給水班》

災害の発生により、水道施設に被害が発生した場合は、被害情報、住民からの通報、県への照会等を基に供給不能地点の調査を実施し、全体給水需要を把握する。

3. 給水方針の決定

《給水班》

給水所、給水量、給水施設の応急復旧順位等は、給水需要の程度や給水施設の被害状況・復旧見込み、場所、施設の重要度や緊急度等を参考に、そのつど本部長が指示する。

（1）給水所の設置

給水所は、給水を必要とする区域の避難所に主として設置することとし、給水所を設置したときは、当該地に「給水所」の表示をする。

（2）給水方法

飲料水の給水は、状況に応じ次により実施する。その際は、防災行政無線、広報車等により、給水場所、時間等について、被災地の住民に周知するとともに、災害時要配慮者、外国人等の住民に配慮する。

- ① 指定した給水所、避難所等において拠点給水を行う。
- ② 浄水場から給水車等による搬送給水を行う。

(3) 給水量

給水の量は、一人一日当たり3リットル（最低必要量）とし、10日目までには3～20リットル、20日目までには20～100リットルを供給することを目標とし、それ以降はできる限り速やかに被災前の水準にまで回復させるものとする。

(4) 実施期間

災害救助法の適用を受ける場合は、災害発生の日から7日以内とする。但し、知事へ申請し、内閣総理大臣の承認により延長することができる。

(5) 給水活動への協力、応援

被災状況により必要な飲料水の供給の実施が困難なときは、奈良県水道災害相互応援に関する協定に基づく要請のほか、奈良県に可能な限り必要事項（必要な人員・給水量・資機材等の数量、期間、給水場所等）を明らかにして、他の水道事業者等の応援を要請する。

第18節 食糧供給体制の確立

（総務対策部、教育対策部）

1. 食糧の供給

《物資班、食糧班》

(1) 実施責任者

被災者に対する炊き出しその他による食糧の供給は、原則として本部長（市長）が行う。但し、市で対応が困難な場合は、主食等の応急供給についての一部及び食糧品の斡旋要請を知事に行う。

(2) 配給の実施と対象者

- ① 食糧供給を実施するのは次の場合とする。
 - ア) 被災者に対し、炊き出しによる供給を行う場合
 - イ) 被災により販売機関が通常の売却を行うことができないため、その機関を通じないで供給を行う必要がある場合
- ② 食糧供給の対象者は、次のとおりとする。
 - ア) 避難所に収容された人
 - イ) 住家が被害を受け、炊事ができない者
 - ウ) 住家に被害を受け、一時縁故先等へ避難する者
 - エ) 旅行者、市内通過者等で他に食糧を得る手段のない者

(3) 食糧の調達

物資班は、市の食品販売業者や農協から主食品として、米、パン等、及び乳幼児用として粉ミルク、また、副食品として、缶詰等を調達する。なお、物資班及び食糧班は炊き出しその他による食糧の供給は、高齢者、乳幼児、食物アレルギー患者等に配慮したものを供与する。

市で調達が困難な場合は、主食等の応急供給についての一部及び食糧品の斡旋要請を知事に行う。

2. 供給必要数の把握

《物資班、食糧班》

応急食糧の必要数は、避難所及び住宅残留者を各調査班が、各大字や自主防災組織等の協力を得て把握する。

3. 供給方針の決定

《物資班、食糧班》

市は民間の施設、ノウハウ等を活用して迅速に供給を行う。

(1) 供給方法

- ① 炊き出しの実施場所（公民館・小中学校等）毎に責任者を定め、炊き出し及び食品の配給を行う。
- ② 炊き出しの実施については、各大字や自主防災組織及び地域住民等の協力を得て行う。

(2) 食糧の輸送

食糧の輸送は、配給物資の種類、数量、集積場所、輸送車両等を勘案し、最も早く配給できる経路により行う。

(3) 食糧の集積地

原則として物資集積拠点とする（が、災害の状況により交通事情等を考慮して避難所又はその他の公共施設、広場等を選定する）。

(4) 実施期間

災害救助法の適用を受ける場合は、災害発生の日から7日以内とする。但し、知事へ申請し、内閣総理大臣の承認により期間延長をすることができる。

第19節 生活物資供給体制の確立

（総務対策部、市民生活対策部、保健福祉対策部）

1. 生活物資の供給

《物資班》

(1) 実施責任者

被災者に対する生活必需品等の供給は、本部長（市長）が行う。

(2) 供給対象者

住家の全焼、全壊、流出、半焼、半壊又は床上浸水により、生活上必要な家財を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者。

2. 供給必要数の把握

《新庄地区・避難誘導班、當麻地区・避難誘導班、物資班》

生活物資の必要数は、新庄地区・避難誘導班、當麻地区・避難誘導班、物資班が各大字や自主防災組織等の協力を得て把握する。

3. 供給方針の決定

《物資班》

市は民間の施設、ノウハウ等を活用して迅速に供給を行う。

(1) 供給品目

被害の実情に応じ次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行う。

- ① 被服、寝具及び身の回り品
- ② 日用品
- ③ 炊事用具及び食器
- ④ 光熱材料

(2) 調達方法

① 備蓄物資

防災倉庫や避難所等に備蓄してある物資を被災者に配布する。

② 物資調達（協定業者、県等への要請）

備蓄物資では必要とする品目、数量が不足する場合には、協定業者等に協力を依頼し、必要品目、数量を調達する。ただし、災害の規模等により、必要な生活必需品の調達ができない場合には、県に必要とする品目等の斡旋を要請する。

③ 救援物資の受入れ

必要に応じて県その他の団体に救援物資の提供を依頼し、その受入れ手続きをする。提供を受けた救援物資については、直接予め指定した物資集積拠点に搬送するよう指示し、ボランティアの協力を受けて物資の受入れ作業及び仕分け作業を実施する。

(3) 供給方法

県の小災害救助内規又は災害救助法が適用された場合は、県から配布される生活必需品を支給するものとする。

物資割当て・支給については、物資班が地域住民等と協力して行う。

(4) 生活物資の輸送

生活物資の輸送は、配給物資の種類、数量、集積場所、輸送車両等を勘案し、適切な経路により行う。

(5) 生活物資の集積地

原則として物資集積拠点とするが、災害の状況により交通事情等を考慮して避難所又はその他の公共施設、広場等を選定する。

(6) 実施期間

災害救助法の適用を受ける場合は、災害発生の日から10日以内とする。但し、知事へ申請し、内閣総理大臣の承認により期間延長をすることができる。

第20節 災害救助法等の運用

(総務対策部、財務対策部、市民生活対策部、都市整備対策部、産業観光対策部、保健福祉対策部、こども未来創造対策部、教育対策部、上下水道対策部)

1. 災害救助法の適用

《調査経理班、物資班、庶務班（市民生活）、新庄地区・避難誘導班、土木班、農林商工班、救護班、當麻地区・避難誘導班、教育班、食糧班、給水班》

(1) 救助の種類と実施権限

災害救助法に基づく救助については、奈良県地域防災計画に基づき知事が実施する。本部長（市長）はこの救助について全面的に補助し、また、災害救助法第13条の規定により本部長（市長）が行うこととされた事務については、本部長（市長）の責任において災害救助法の規定に基づき救助を実施する。なお、救助に係る費用は県が支弁する。また、災害救助法に係る県との事務手続き、連絡等は調査経理班が行うものとし、救助の種類ごとの書類作成は各担当班が行う。

① 災害救助法における救助の種類

- ア) 避難所及び応急仮設住宅の供与（新庄地区・避難誘導班、當麻地区・避難誘導班、土木班）
- イ) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給（食糧班、物資班、給水班）
- ウ) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（物資班）
- エ) 医療及び助産（救護班）
- オ) 被災者の救出（救護班）
- カ) 被災した住宅の応急修理（土木班）
- キ) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与（農林商工班）
- ク) 学用品の給与（教育班）
- ケ) 埋葬（庶務班（市民生活））
- コ) 死体の捜索及び処理（救護班、庶務班（市民生活））
- サ) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去（土木班）

② 救助に関する業務は、本部長（市長）が行うこととされていても、例えば炊き出しその他による食品の給与にあつては、材料の調達について国や県の協力があり、被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与にあつては、県が調達した物資を県の計画により市が被災者に配分することとされている。また、被害状況や災害発生地の地理的条件から県による救助が不可能な場合は、市がすべての救助を実施しなければならないし、逆に地域の被害が大きすぎて市が救助の実施者としての能力を喪失した場合は、県がすべての救助を実施することになる。

このことから、災害という非常事態下では、県と市が互いに連携し、関係機関とも協力しながら、被災者の救助に万全を期すことが重要である。

(2) 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項の規定による。

また、奈良県においても具体的な適用基準を設けている。

葛城市に適用される具体的な基準は、次の何れかの場合である。

①葛城市内の滅失住家数が60世帯以上
②県内の滅失住家数が1,500世帯以上あり、葛城市内の滅失住家数が30世帯以上
③県内の滅失住家数が7,000世帯以上であり、葛城市内の多数の住家が滅失
④災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情のある場合で、かつ多数の世帯の住家の滅失があること
⑤多数の者の生命又は、身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき

(3) 被害程度の認定

災害救助法の認定に際しては、住家の被害の程度の認定が重要な要素になる。

全壊、半壊等の判断のおおよその基準は、次のとおりである。

①住家全壊 (全焼、流失)	住家の損壊、焼失、流失した部分の面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のも。
②住家の 半壊、半焼	住家の損壊、焼失、流失した部分の面積が、その住家の延床面積の20~70%程度のも、住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20~50%程度のも、又は住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも。
③住家の 床上浸水、 土砂の堆積等	上記、①及び②に該当しない場合であって、浸水が住家の床上に達した程度のも又は、土砂竹木等が堆積し、一時的に居住できなくなったもの。
④世帯	生計を一にしている実際の生活単位。
⑤住家	現実に居住のために使用している建物をいう。但し、耐火構造の集合住宅等で各部屋が遮断、独立しており日常生活に必要な設備を個々に有しているものについては、それぞれを1住家として扱う。

(4) 適用手続き

大規模な災害が発生し、葛城市における被害が前記(2)の適用基準のいずれかに該当するときは、本部長(市長)は、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

災害の事態が急迫していて、知事による救助の実施を待つことが出来ない場合には本部長(市長)は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

(5) 災害救助法における救助の種類と方法等

災害救助法施行細則 令和7年7月1日施行（奈良県）

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者に供与するもの。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当り 360円以内 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7日以内	1. 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇用費、消耗器材費、建物等の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2. 避難に当たっての輸送費は、別途計上 3. 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借り上げて実施することが可能。
被災者の救出	1. 現に生命、身体が危険な状態にある者 2. 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 3日以内	1. 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「遺体の捜索」として取り扱う。 2. 輸送費、人件費は別途計上
炊き出し その他による食品の給与	1. 避難所に避難している者 2. 全半壊（焼）、流失、床上浸水で炊事できない者	1. 1人1日当り 1390円以内 2. 被災地から縁故先（遠隔地）等に一時避難する場合3日分支給可	災害発生の日から 7日以内	食品給与のための総経費を延給食人員で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	災害により現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7日以内	輸送費、人件費は別途計上

被服寝具 その他 生活必需品の 給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者		1. 夏季 (4月～9月) 冬季 (10月～3月)の 季別は災害発生 の日をもって決 定する。 2. 下記金額の範囲 内		災害発生の日から 10日以内		1. 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2. 現物給付に限ること。 (単位：円)	
	区分		1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上 1人増す ごとに加 算
	全壊全焼 流失	夏	20,300	26,100	38,700	46,200	58,500	8,500
		冬	33,700	43,500	60,600	70,900	89,300	12,300
	半壊半焼床 上浸水	夏	6,700	8,900	13,400	16,300	20,500	2,900
		冬	10,700	14,000	19,900	23,600	29,800	3,900
応急仮 設 住宅の 供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者		○建設型応急住宅 1 戸あたりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 1. 限度額1戸当り7,089,000円以内 2. 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3. 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当		災害発生の日から20日以内着工		1. 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費とし7,089,000円以内であればよい。 2. 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3. 供与期間 最高2年以内	

		該地域における 実費		
		○賃貸型応急住宅 1. 1戸あたりの規模 は、建設型応急住 宅に準じる 2. 限度額は、地域の 実情に応じた額と する。	災害発生 の日から 速やかに 借上げ、 供与	
災害にか かった住 宅の応急 修理	住宅が半壊（焼） し、自らの資力によ り応急修理をすること ができない者又は、大規模な補修を 行わなければ居住す ることが困難である 程度に半壊した者	居室、炊事場及び 便所等日常生活に 必要最小限度の部 分1世帯当り 1. 2に掲げる世帯 以外の世帯 739,000円以内 2. 半壊又は半焼に 準ずる程度の損傷 により被害を受け た世帯 358,000円以内	災害発生 の日から6ヶ 月以内	
医 療	医療の途を失った者 （応急的処置）	1. 救護班 …使用した薬 剤、治療材料、 医療器具破損等 の実費 2. 病院又は診療所 …国民健康保険 診療報酬の額以 内 3. 施術者 …協定料金の額 以内	災害発生 の日から14 日以内	患者等の移送費は、別途計 上
助 産	災害発生の日以前又 は以後7日以内に分 娩した者であって災 害のため助産の途を 失った者（出産のみ ならず死産及び流産 を含み現に助産を要 する状態にある者）	1. 救護班等による 場合は、使用し た衛生材料等 の実費 2. 助産師による場 合は、慣行料 金の100分の80以 内の額	分娩した日 から7日以 内	妊婦等の移送費は、別途計 上

第3章 災害応急対策計画
第20節 災害救助法等の運用

遺体の 搜索	行方不明の状態にありかつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1. 輸送費、人件費は別途計上 2. 災害発生後3日を経過した者は、一応死亡したものと推定している。
遺体の 処理	災害の際死亡した者について、遺体に関する処理（埋葬を除く）をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり 3,700円以内	災害発生の日から10日以内	1. 検案は原則として救護班 2. 輸送費、人件費は別途計上 3. 遺体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
		一時保存 既存建物借上費通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,900円以内		
		検案 救護班以外は慣行料金		
学用品 の 給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1. 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材又は正規の授業で使用している教材実費 2. 文房具及び通学用品は次の金額以内 小学校児童 1人当たり5,500円 中学校生徒 1人当たり5,800円 高等学校等生徒 1人当たり6,300円	災害発生の日から (教科書) 1ヶ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1. 備蓄物資は評価額 2. 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
障害物 の 除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で、自力では除去することのできない者	1世帯当たり 143,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費 及び賃 金職員 等雇上 費	1. 被災者の避難 2. 医療及び助産 3. 被災者の救出 4. 飲料水の供給 5. 遺体の搜索	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

	6. 遺体の処理 7. 救済用物資の整理 配分			
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第5号までに規定する者	救助に関する業務に従事した者に相当する県の一般職の職員の給与を考慮して定める額とする。ただし、当該業務に従事した者に相当する県の一般職の職員が存在しない場合は、県が実施する工事の工事費を積算する際に用いる賃金単価その他の賃金水準を考慮して定める額とする。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※この基準によっては、救助の適切な実施が困難な場合には、知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

2. 県の小災害に対する救助内規の適用

《物資班》

(1) 実施機関と対象

県は、災害救助法の適用基準には達しないがこれに準じる災害により、住家又は家財を滅失し、あるいは住家又は家財に甚大な被害を受けた世帯に対して、応急救助を行うこととしている。

(2) 適用基準

対象となる小災害は、その住家が滅失した世帯の数が20以上の災害である。

(3) 救助の種類

衣類・寝具その他生活必需品の給与。

(4) 救助の方法

被災した世帯に対して、災害救助法施行細則第2条別表第1の3を準用し、衣類・寝具その他生活必需品の給与を行う。この救助の実施にあたっては、知事は本部長（市長）に通知すると同時に、物資を本部長（市長）あてに送付し、本部長（市長）は被災世帯に配分する。

第21節 労務等の確保・供給

(企画対策部)

1. 労務者の雇い上げ

《受援班》

活動要員及び奉仕団等の人員が不足し、又は特殊作業のため労力が必要なときは、労務者を雇用するものとする。

(1) 労務者の雇用方法

労務者の雇用については、各部の受援担当の要請に応じて受援班が雇用し配する。なお労務者が不足し又は雇用ができないときは、職業安定所へ要請する。

(2) 労務者の雇用範囲

労務者の雇用範囲は、災害応急対策及び救助の実施に必要な労務者とする。災害救助法に基づく救助の実施に、必要な労務者の雇用範囲は次のとおりである。

- ① 被災者の避難誘導労務
- ② 医療及び助産における患者の移送労務
- ③ 被災者の救出のための労務及び当該救出に要する機械器具、資材の操作、運搬の労務
- ④ 飲料水の供給のための運搬、操作及び上水用薬品の配布等の労務
- ⑤ 救助用物資の整理、輸送及び配分等の労務
- ⑥ 遺体の捜索に必要な労務
- ⑦ 遺体の処理に必要な労務

(3) 労務者雇用期間

労務者雇用の期間は災害応急対策の開始から終了までの必要な期間とする。

なお、災害救助法に基づく労務者の雇用の期間は次のとおりである。

活動内容	労務者雇用期間
①被災者の避難誘導等	災害発生の日及び発生のおそれのある日 1日程度
②医療における患者の移送	災害発生の日から14日以内
③助産における患者の移送	〃 13日〃
④被災者の救助	〃 3日〃
⑤飲料水の供給に要する作業	〃 7日〃
⑥被服寝具その他生活必需品の整理輸送配分等	〃 10日〃
⑦教科書の配分等	〃 1ヶ月〃
⑧その他学用品の配分等	〃 15日〃
⑨炊き出し用食糧品の整理等	〃 7日〃
⑩医薬品、衛生材料の整理等	〃 14日〃
⑪遺体の捜索に必要な作業	〃 10日〃
⑫遺体の処理に必要な作業	〃 10日〃

(4) 労務者雇い上げ期間の延長

災害規模等により期間の延長を必要とする場合は、内閣総理大臣の承認を得て自動的に延長することができる。

(5) 労務者の賃金

雇い上げ労務者に対する賃金は、法令その他に規定されているものを除き、労務者を使用した地域における通常の実費程度とする。

2. 労務応援要請

《受援班》

市本部長は、災害応急対策及び災害救助を実施するにあたり、人員が不足し、また、奉仕団の動員並びに労務者の雇用が不可能なときは、次の応援要請事項を示して、県本部長へ要請する。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 従事場所
- (3) 作業内容
- (4) 人員
- (5) 従事期間
- (6) 集合場所
- (7) その他参考事項

第22節 交通施設被害応急復旧

(都市整備対策部、その他)

1. 道路施設被害応急復旧

《土木班、高田土木事務所》

(1) 道路施設被害状況の把握

救助活動及び応急対策活動を安全かつ円滑に実施するために必要な輸送路等を確保するため、道路施設の被害状況を把握する。

また、把握した被害状況をとりまとめ、高田土木事務所に報告するとともに、防災班を通じて、県防災統括室に報告する。

(2) 道路施設被害の応急復旧方針の決定

全市的な地区の被害状況等に基づき、効率的な防災活動を実施するために必要な復旧道路(橋梁)を緊急度、重要度を考慮して決定し確保する。

(3) 道路交通情報の広報

- ① 不通箇所、迂回路、復旧見込み等の広報
- ② 道路交通情報の問い合わせ等への対応

(4) 道路施設被害の応急復旧

① 緊急輸送路等、防災活動上重要な道路の応急復旧

被災者、必要な人員、緊急物資の輸送等災害復旧活動に必要な道路に対して、関係機関の協力を得て障害物の除去及び道路施設の応急補修等の啓開作業を優先的に実施する。

② 道路、橋梁等の応急工事

道路の決壊、流失、埋没並びに橋梁の損傷等の被害のうち、比較的僅少な被害で応急対策により早急に交通の確保が得られる場合は、道路の補強盛土、又は埋土の除去、橋梁部の応急補強等必要な措置を講じ、交通の確保を図るものとする。

③ 応急対策が比較的長期の時間を要する場合は、被害箇所の上記応急対策と同時に付近の適当な場所を選定し、一時的付け替え道路を開設し、道路交通の確保を図るものとする。

④ 一路線の交通が相当な期間途絶する場合は、道路管理者は付近の道路網の状況により適当な代替道路を選定し、交通標示その他交通機関に対する必要な指示を行うことにより、円滑な交通の確保を図るものとする。

⑤ 道路施設の被害が広範囲にわたり、代替の道路も得られず、被災地域一帯が交通途絶の状態に立ち至った場合は、同地域の道路交通の最も効果的で、しかも比較的早期に応急対策が終了する路線を選び、緊急輸送計画、労務等の確保・供給計画、自衛隊派遣計画、障害物除去計画等の必要な措置が迅速、的確に実施できるように必要最小限の緊急交通の確保を図るものとする。

2. 鉄道施設対策の実施

《西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社》

(1) 鉄道施設対策の実施者

鉄道施設が被害を受けた場合は、当該施設の管理者が応急復旧を実施するものとする。

また、地震等による鉄道施設の被害を発見した者は、速やかに当該施設の管理者、市又は警察等に通報するものとする。

(2) 鉄道施設被害の対策

地震等により、鉄道施設に被害を受けた場合は、当該施設の管理者は、鉄道利用者や沿線住民等の生命及び財産を保護するため、全力を挙げて救出・救護に努めるほか、関係機関との密接な連携のもとに、被災施設の早期復旧及び交通機関の早期回復を図る。

第23節 防疫・保健衛生活動

(市民生活対策部、保健福祉対策部、こども未来創造対策部)

1. 防疫業務

《救護班》

災害時における防疫業務については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、及び予防接種法に基づき市及び県が必要に応じ実施する。

防疫対策上必要なときには、救護班は、県及び中和保健所と密接な連絡のもとに次の業務を行う。

また、災害の状況により業務が市独自では実施できないときは、県への応援要請を行う。

- ① 衛生管理及び消毒の指導と実施
- ② ねずみ族、昆虫等の駆除
- ③ 患者の収容
- ④ 避難所の衛生管理及び防疫指導
- ⑤ 臨時予防接種の実施

2. 防疫活動

《救護班》

(1) 消毒の実施

災害が発生し、保健衛生上消毒の必要が生じるときは、消毒を実施し、又は消毒の指導、消毒薬剤の配布を行う。

消毒の必要なときは、次の場合である。

- ① 感染症が発生したとき
- ② 水害により道路側溝、家屋周辺が不衛生になったとき
- ③ 家屋の倒壊等により消毒を必要とするとき
- ④ ねずみ族、昆虫が大量に発生したとき
- ⑤ 土壌還元によるし尿処理を行うとき
- ⑥ 廃棄物の処理が間に合わず、路上に堆積されたとき

(2) 感染症患者等に対する措置

災害地において、感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、速やかに中和保健所に連絡し、対応について相談する。ただし、感染力や重篤性の観点から危険度の高い感染症患者の入院及び移送については、感染症法に基づき県が行うが、交通途絶などのため、感染症指定医療機関へ搬送が困難な場合は、知事が適当と認める被災地内の病院又は診療所に臨時入院させる。

3. 被災者に対する衛生指導

《救護班》

救護班は、避難所収容被災者及び被災地域住民に対し、台所、便所等の衛生管理並びに消毒、

手洗いの励行等を指導する。

また、被災地及び避難所で、飲食物による食中毒を防止するための食品衛生監視、給食施設の衛生活動について必要があるときは、中和保健所を通じ知事に対しその実施を要請する。

4. 臨時予防接種の実施

《救護班》

感染症の未然防止又は拡大防止のため、県から臨時予防接種の実施についての指示があった場合は、その指示に従い葛城市医師会の協力のもとに実施する。

また、県が実施する臨時予防接種については、対象者の把握、対象者への連絡等の措置について協力する。

5. 防疫用資材の調達

《救護班》

防疫用資材は、医薬品販売業者より必要に応じ、供給を受けるが、不足する場合は県に対し斡旋を依頼する。

6. 協力要請

《救護班》

本部長（市長）は、検病調査、感染症患者の隔離等の防疫活動が独自で実施できない場合は、次の事項を明確にしたうえで、中和保健所を通じて知事に協力を要請する。

- (1) 防疫期間
- (2) 防疫を要する世帯数
- (3) 必要な検病調査班等
- (4) 派遣場所
- (5) その他必要事項

7. 愛玩動物の収容対策等

《庶務班（市民生活）》

(1) 特定動物の逸走対策

災害により特定動物が逸走する事態が発生した場合、市は、県に通報し特定動物の逸走対策の実施を要請する。この際、市は、県の実施する対策に協力する。

(2) 放浪犬猫の保護収容

県は、被災により放浪する犬猫について、保護収容に当たる。市は、県の実施する保護収容対策に協力する。

(3) 飼養者の責務

愛玩動物の飼養者は、避難する際、動物の同行と適切な管理に努める。また、自身の動物が県等に保護収容された場合には、長期にわたり放置することなく、可能な限り早期に引き取り、又は適正に使用できる者に譲渡する等、飼養者の責務を全うするよう努める。

第24節 障害物の除去

(都市整備対策部)

1. 障害物除去の対象

障害物の除去を行う対象は、次のとおりとする。

- (1) 障害物が居室、炊事場等日常生活に欠くことのできない部分、又は玄関等に運び込まれているため、一時的に居住ができない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては障害物を除去する事ができない者
- (2) 住家が半壊、又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住できない状態となった者を含む。）を受けた者
- (3) 障害物の除去が交通の安全及び輸送の確保に必要な場合

2. 障害物除去の方法

《土木班》

(1) 災害救助法の適用

- ① 災害救助法の適用前は、本部長（市長）が周囲の状況を考慮し、除去の必要を認めたものを対象に実施する。
- ② 災害救助法の適用後は、前記①の除去の対象に基づき除去対象個数及び所在を調査し、県土マネジメント部へ報告するとともに除去作業を実施する。

(2) 除去作業

建設業者等の協力を得て人夫、技術者を動員し障害物の除去を行い、必要最小限度の日常生活が営める状態にする。

他の所有者の敷地内の物件の作業に当たっては、管理者、所有者との連絡が可能な際は、同意を得る。

また、公共の利益になる場合、緊急やむを得ない場合を除き、私的財産の保護のみを目的とした障害物除去の要請には応じないものとする。

(3) 障害物の堆積場所

障害物の堆積場所は、災害の状況に応じ、公園、広場、その他の住民生活及び道路交通確保のため支障とならない場所を利用し一時集積する。

3. 実施期間

災害救助法を適用する場合、災害発生の日から10日以内とする。但し、知事へ申請し、内閣総理大臣の承認により延長することができる。

第25節 し尿・ごみ・災害廃棄物の処理活動

(市民生活対策部、上下水道対策部)

1. し尿処理対策

《衛生班、下水道班》

(1) 情報の収集等

市は、災害発生後速やかに以下の事項を県に報告する。

- ① し尿処理施設の被害状況と稼働見込み
- ② 避難所等の場所、避難人員、仮設トイレの必要数
- ③ 倒壊家屋等の便槽及び避難所等の仮設トイレからのし尿の発生量予測
- ④ 下水道等の被害状況と復旧見込

(2) し尿の収集

し尿の収集は、衛生班の指示で、委託及び許可業者の協力によりその保有するバキューム車等を用いて行う。

(3) 仮設トイレの設置

災害の状況に応じて、仮設トイレ等を民間業者から調達し、避難所、集合住宅所在地、住宅密集地等に優先的に設置する。

(4) し尿の処理

し尿の処理は、し尿処理施設で処理することを原則とするが、必要に応じ土壌還元方式等、災害の状況を踏まえつつ環境衛生上支障のない方法で処理する。

(5) 応援・協力

状況により市だけでは処理が困難な場合は、他の市町村、又は県に対し他の市町村の応援、処理業者の団体等の協力について斡旋を要請する。

2. 生活ごみ・災害廃棄物処理対策

《衛生班》

(1) 情報の収集等

市は、ごみ処理施設の被害状況と稼働見込、避難所等の場所、避難人員、生活ごみの発生量、浸水・倒壊家屋等の数及びがれき等の状況・発生量を把握する。なお、収集した情報については、速やかに県に報告する。

(2) 生活ごみ・災害廃棄物の収集運搬

衛生班は、市及び一般廃棄物収集運搬許可業者等の協力により、その保有する収集運搬車両を利用し、被害家屋から排出されたがれき、汚泥等の非常清掃や集積場への搬送を行う。

また、台風等による家屋倒壊等災害の状況により、処理量が増加し又は処理能力を超える

場合は、市内の土木業者等に災害廃棄物収集運搬の協力を要請する。

(3) 生活ごみ・災害廃棄物の一時集積

災害の規模により短期間で、生活ごみ・災害廃棄物の焼却処分、最終処分が困難なときは、生活ごみ・災害廃棄物の一時集積場を指定し、一時集積場への搬送を行う。

生活ごみ・災害廃棄物の一時集積場の選定にあたっては、応急対策活動、又は環境衛生上支障がないこと等を考慮し、搬出入に便利なところとする。

(4) 生活ごみ・災害廃棄物の焼却、最終処分

ごみの処理は、クリーンセンターで行うほか、これにより処理できないものについては、環境衛生上支障のない適正な方法で処理する。

(5) 応援・協力

状況により市だけでは処理が困難な場合は、他の市町村、又は県に対し他の市町村の応援、処理業者の団体等の協力について斡旋を要請する。

第26節 住宅の応急修理と応急仮設住宅の供与

(都市整備対策部)

1. 住宅応急修理、応急仮設住宅建設の実施者

住宅の応急修理及び応急仮設住宅建設の実施者は、次のとおりである

区 分	応急修理	応急仮設住宅建設
①災害救助法が適用されたとき	知事 *知事から委任を受けたときは市長	知事
②災害救助法が適用されないとき	市長	市長

2. 被災住宅の応急修理

《土木班》

(1) 実施対象

災害のため住宅が半壊又は半焼し、日常生活を営むことができない者で自らの資力では応急修理ができない者

(2) 実施戸数

応急修理の戸数は、災害の状況及び被災者の経済能力等を考慮して決定する。

(3) 実施内容

応急修理は、居室、炊事場、便所などの日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限の部分の補修とする。

(4) 修理の期間

災害救助法の適用を受ける場合、災害発生の日から1ヶ月以内とする。

3. 応急仮設住宅の建設

《土木班》

(1) 設置方法

- ① 県が予め協定した(社)プレハブ建築協会の協力を得て建設する。
- ② 市が実施する場合は、請負工事又はその他の方法で実施する。
- ③ 応急仮設住宅の仕様については、高齢者、障がい者等の災害時要配慮者に配慮するものとする。
- ④ 木造応急仮設住宅及び民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅の設置も検討する。
- ⑤ 災害救助法が適用されない場合において、市が応急仮設住宅を設置する場合は、必要に応じて県に支援を要請する。

(2) 入居対象者

建設された応急仮設住宅への入居者は、次の基準に基づき知事又は事務委任を受けた本部長(市長)が入居者の選定を行う。選定に際しては、高齢者、身体障がい者、母子家庭等を優先させる等、災害の状況に応じた選考基準を定める。

- ① 住宅が全壊、全焼、又は流失の被害を受けた者
- ② 他に居住する住宅がない者
- ③ 自己の資力で、住宅を確保することが困難である者

(3) 建設戸数及び場所

災害の状況及び被災者の住宅建設能力等を考慮して決定する。

(4) 建設規模・費用

応急仮設住宅の標準規模は、災害救助法の基準に準じる。

(5) 着工・完成の時期・供与期間

災害救助法を適用する場合、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに完了する。但し、知事へ申請し、内閣総理大臣の承認により延長することができる。

供与期間は、完成の日から建築基準法第85条第3項及び第4項の規定による期限内(最長2年)とする。

4. 公営住宅の特例使用

《土木班》

市及び県は、被災者への仮住居として、公営住宅の空き家を使用する。

5. 民間賃貸住宅等の借り上げ

《土木班》

市は、県と連携し、被災者の健全な住生活を早期に確保するため、関係団体の協力を得て民間賃貸住宅等の空き家等利用可能な既存住宅を応急借り上げ住宅として、被災者に対し紹介する。

第27節 文教対策

(教育対策部、こども未来創造対策部)

1. 児童・生徒の保護対策

《庶務班(教育)、教育班、保育班》

(1) 情報等の収集・伝達

災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、市立幼稚園園長及び市立学校長(以下、学校長等という)に対し災害に関する情報を伝達するとともに、必要な措置を指示する。

学校長等は、関係機関から災害に関する情報を受けたときは、あらかじめ定める方法により速やかに教職員に伝達するとともに、ラジオ、テレビ等の放送やインターネットにより地域の被害状況や災害情報の収集に努める。

また、学校長等は、状況により危険が予想される場合は、教育部と連絡の上、臨時休校等の適切な措置を行い、保護者、児童、生徒に連絡する。

(2) 園児、児童、生徒及び教職員等の被害状況の把握

学校長等は、災害発生後直ちに市立幼稚園及び小中学校(以下、学校等という)の園児、児童、生徒、教職員及び学校施設の被害状況を把握し、教育対策部庶務班及び防災班に報告する。

また、勤務時間外に災害が発生したときは、教職員は各所属校に参集するものとし、学校長等は被害状況とともに教職員の参集状況を報告する。

(3) 園児、児童、生徒の避難対策

学校等において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、あらかじめ学校等において定めた避難計画により、状況に即応した避難を実施する。

(4) 下校時の危険防止

学校長等は、下校途中における危険を防止するため、児童、生徒に必要な注意を与えるとともに、状況に応じ、通学区域毎の集団下校、又は教員による引率等の措置を講ずる。

(5) 園内及び校内保護

学校長等は、災害の状況により、園児、児童、生徒を下校させることが危険であると認められた場合は、校内等に保護し保護者への連絡に努める。この場合、教育対策部に対し、速やかに園児、児童、生徒数その他必要な事項を報告する。

2. 教育施設の保全

《施設班（教育）》

学校長等は、教育施設及び備品等の被害を最小限に防止するため、施設の防災措置を行う。

3. 応急教育の実施

《教育班、食糧班、施設班（教育）》

学校長等は、災害の拡大のおそれなくなり応急教育を実施できる見込みとなったときは教育施設の被害の程度に応じ、次により応急教育措置を実施する。

応急教育措置を行うにあたっての教員の確保は、教員の被災状況、参集状況に応じ適正配置を行う。

災害の程度	応急教育措置
①校舎の被害が軽微なとき	速やかに応急修理をして授業を行う。
②校舎の被害が相当に大きいが、一部の校舎の使用は可能な場合	残存の安全な校舎で授業を行う。合併又は二部授業を行う。
③校舎の被害が相当に大きく、全面的に使用不能であるが、数日で復旧できる場合	復旧まで臨時休校とし、自宅学習等を実施する。
④校舎の被害が相当に大きく、復旧までに長時間を要する場合	公民館、体育館等の公共施設の利用又は隣接学校の校舎を利用する。
⑤市内の学校が使用不能な場合、及び児童、生徒が他の地域へ集団避難した場合	被害を受けなかった他の学校、公民館等の施設を利用する。

（1）教職員の確保

災害により教職員に不足を生じた場合は、教育部は、教育活動の再開のために学校間の教職員の応援体制について、必要な調整を行う。

（2）学校給食の応急措置

食糧班は、市給食センターが被害を受けた場合には、速やかに復旧措置を講じ、正常な運営に復するように努める。

（3）学用品の調達、給与

教育班は、災害のため住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失し又は毀損し、これら学用品を直ちに入手することができない状況にある小中学校の児童・生徒に対して必要な最小限度の学用品を給与し、それらの者の就学の便を図るものとする。

① 学用品の調達

応急教育に必要な学用品についてその種類、数量を調査し、県教育委員会に報告するとともに、市において調達可能な学用品の調達を行う。

また、自ら学用品等の調達、給与の実施が困難な場合は、県へ学用品等の給与の実施につき応援を要請する。

② 災害救助法が適用された場合の学用品の給与

ア) 対象者

被害によって住家に全壊（焼）、流出又は半壊（焼）、床上浸水以上の被害を受けた小中学校の児童・生徒で、現に学用品がなくなった者。

イ) 給与の方法

学用品は原則として知事が一括購入し、被災児童・生徒に対する給与は市が実施する。但し、使用教科書は、状況に応じ職権の委任を受けた本部長（市長）が市教育委員会及び学校長の協力を受け、調達から配分までの業務を行う。

ウ) 給与の期間

災害救助法を適用する場合、教科書は、災害発生の日から1か月以内、文具・通学用品は、15日以内とする。

（4）児童・生徒等に対する心のケア

教育班は、専門家や地域関係機関等との連携のもと児童・生徒等や教職員の状態の把握や心の健康相談活動を推進し、心的外傷後ストレス障害等の問題について相談窓口を設置し、その解消を図る。

（5）避難所との調整

学校長等は、学校が長期避難所となる場合、教育活動再開のための場所の確保を図るため、避難所として利用できる部分を指定して、市民の協力を得るよう努める。

4. 保育所等の措置

《保育班》

保育所、認定こども園の施設についても、上記1.～3.の計画に準じて保育所児童、認定こども園児の保護及び保育に十分に配慮する。

5. 文化財応急対策

《施設班（教育）》

（1）被害状況の把握

指定文化財の所有者又は管理者（以下「文化財所有者等」という）は、災害が発生したとき、文化財の被害状況を直ちに市教育委員会へ報告する。市教育委員会は、文化財の被害状況を整理のうえ、県教育委員会へ報告する。

（2）被害状況の調査と応急措置

① 市指定文化財

市教育委員会は、文化財所有者等から被害の通報を受けた場合、市指定文化財について直ちに職員を現地に派遣して被害状況を把握する。調査の結果、二次災害の発生や、破損

の進行、破損部位の滅失、散逸等の可能性がある判断される場合、文化財所有者等とともに応急措置を実施する。なお、文化財の被害状況及び応急措置については県教育委員会に報告する。

② 県及び国指定文化財

県及び国指定文化財については、県教育委員会の調査及び応急措置に協力する。

(3) 復旧対策

市教育委員会は、市指定文化財については、被害状況を踏まえ文化財所有者等とともに復旧計画を策定する。県及び国指定文化財については、県教育委員会及び文化庁の指導を受ける。

(4) 応援要請

災害が大規模で、市の行政機能が著しく低下し、単独で十分な対策が実施できない場合、市教育委員会は、県教育委員会に支援を要請するものとする。

第28節 農業対策

(産業観光対策部)

1. 農地及び農業用施設に対する応急措置

《農林商工班》

(1) 農地

河川の洪水等により農地に冠水した場合は、農作物の被害を考慮し、状況に応じポンプによる排水を行う。

(2) 用排水路

洪水時、警戒体制に関する情報の収集と水位の状況を把握し、水路の決壊防止を行い、又冠水のおそれがある場合は、排水設備の操作を行い、冠水防止に努める。

(3) ため池

ため池が増水し、漏水、溢水のおそれがある場合は、堤防決壊防止のための応急工事を実施するほか、必要があると認めるときは取水管を開放し、下流への影響を考慮のうえ、水位の低下に努める。

また、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させるとともに、危険な場所への立ち入り禁止や、通行止めなどの安全対策を行う。

なお、堤防決壊防止のための応急工事や避難については、土地改良区または水利組合等と相互に連携を図るものとする。

(4) 農道

災害応急対策上重要な農道の応急復旧に対して優先的に行う。農道の補強盛土、又は埋土の除去等必要な措置を講じ、交通の確保を図るものとする。

(5) 農作物の応急措置

農作物について被害が発生したときは、農業協同組合等農業団体と協同して、被害の実態に即し必要な技術対策指導を行い、農作物被害の軽減を図る。

2. 家畜に対する応急措置

《農林商工班》

家畜及び畜舎が被災した場合、畜産関係団体等の協力を得て、次による応急措置及び防除指導を行い、被害の軽減を図る。

(1) 風害

- ① 被害畜舎の早期修理、復旧に努める。
- ② 家畜被害調査及び飼料の確保に努める。
- ③ 事故圧死病傷畜の早期処理により余病の併発を防止する。

(2) 水害

- ① 畜舎内浸水汚物の排除清掃を図る。
- ② 乾燥後畜舎内外の消毒を励行する。
- ③ 家畜防疫員による災害地域家畜の一斉健康診断を実施し、合わせて病傷家畜に対する応急手当を行う。
- ④ 栄養回復のため飼料調達並びに給餌に努める。
- ⑤ 必要に応じ発病が予想される家畜伝染病の予防を行う。

第29節 上下水道、電力、ガス、通信等の応急復旧

(都市整備対策部、上下水道対策部、関係機関)

1. 上下水道、電力、ガス、通信等の応急復旧の基本方針

《土木班、施設班（上下水道）、下水道班、関係機関》

(1) 応急復旧の実施者

応急復旧の実施は、各事業を実施している事業管理者（防災関係機関等）が行うものとする。

(2) 応急復旧の基本方針

地震等により通信、電力、ガス、上水道等の施設に被害が生じた場合は、速やかに応急復旧を実施し、ライフラインとしての機能を維持するものとする。

2. 水道施設応急対策計画

《施設班（上下水道）》

(1) 応急復旧の基本方針

復旧作業にあたっては、被害施設を短期間で復旧させるため水源からの取水施設、導水施

設等基幹施設を最優先し、次いで、配水施設、給水施設の順で行い、給水の再開に努める。

(2) 配水管路の応急復旧順位

配水管路の復旧の優先順位は、浄水場からの配水幹線、給水拠点に至る管路、その他重要な管路の順とし、被害の状況、被害箇所的重要度等を考慮して給水区域を拡大するため最も有効な管路から順次進めるものとする。

(3) 配水施設の応急復旧

- ① 配水管の通水機能（配水）に支障を及ぼすもの
- ② 路上漏水で特に交通等の支障があるもの

(4) 配水管の応急配管及び臨時共用栓の設置

- ① 配水管の被害が著しく、復旧が困難な地区に対して、路上又は浅い土被り等による柔軟な応急配管を行い、適当な間隔で共用栓を設置する。
- ② 給水装置の被害が著しく、復旧が困難な地区に対しては、臨時共用栓を設置する。

(5) 応援・協力

水道事業管理者は、水道資機材の調達及び復旧作業について、市内水道工事事業者の応援又は協力を得て実施するものとする。

また、必要に応じ、被災地域以外の水道事業管理者、水道工事事業者の応援又は協力を求める。

3. 下水道施設応急対策計画

《下水道班》

下水道管渠の被害に対しては、汚水、雨水の疎通に支障のないよう迅速な応急措置を講ずるとともに、本復旧の方針を計画する。

幹線の被害は、直ちに本復旧することを前提とし、枝線の被害は、箇所、程度に応じて応急復旧又は本復旧を行う。

4. 電力施設応急対策計画

《関西電力送配電株式会社》

(1) 災害時の広報

- ① 災害の発生が予想される場合、または災害が発生した場合は、停電による社会的不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧事業についての広報を行う。また、公衆感電事故を防止するため広報活動を行う。
- ② 広報の方法
広報については、テレビ・ラジオ等の報道機関及びインターネット等を通じて行うほか、

広報車等により直接当該地域へ周知する。

(2) 危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合は、対策組織の長は、送電停止等適切な措置を講ずる。

(3) 災害時における応急工事

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

(4) 復旧工事の順位

災害復旧計画の策定及び実施にあたっては、災害状況、各施設の被害状況、各設備の被害復旧の難易を勘案し供給上復旧効果の最も大きいものから行う。

なお、流通設備の復旧に際し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設を原則として優先的に供給する。

5. ガス施設応急対策計画

《大和ガス株式会社、奈良県 LP ガス協会》

- (1) ガス施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、ガス供給業者は、直ちに市及び関係機関に通報し、応急措置を実施する。
- (2) 災害が発生した場合は、ガス供給業者は、被害調査を実施し、ガスの漏洩による二次災害の防止に努める。また、爆発、延焼等のおそれがある場合は、早急に周辺住民に広報を行うとともに、市及び関係機関に通報し、応援協力を要請する。
- (3) 応急復旧対策は、重要路線及び災害甚大地域から行う。被害が比較的軽微な地区では、被害箇所での修繕を行い、安全を確認したうえでガスの供給を再開する。

6. 通信施設応急対策計画

【西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ・ド・コム・ビ・ジ・ィ株式会社、株式会社NTTドコモ】

(1) 通信の非常そ通措置

① 重要通信のそ通確保

災害等に際し、応急回線の作成、網措置等そ通確保等の措置をとり、通信ふくそうの緩和を図るとともに、非常、緊急通話又は非常、緊急電報の優先取扱い等、重要通信の確保を図る。

② 被災地特設公衆電話の設置

「災害救助法」が適用された場合等には避難場所に、り災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

③ 携帯電話の貸出し

「災害救助法」が適用された場合等には避難所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸出しに努める。

④災害用伝言ダイヤル等の提供

地震等の災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

(2) 災害時における広報

- ① 災害の発生が予想される場合 又は発生した場合に、通信のそ通及び利用制限の措置状況および被災した電気通信設備等の応急 復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。
- ② テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページや支社・支店等前掲等により直接当該被災地に周知する。
- ③ 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりのふくそうトーキ案内、避難所等での利用案内を実施する他、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ、防災無線等で利用案内を実施する。

(3) 設備の応急復旧

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

【KDDI 株式会社】

(1) 通信の非常そ通措置

災害に際し、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が生じたときは、臨時回線の設定、災害対策用設備等の運用等により臨機の措置をとるとともに関係電気通信事業者に必要な協力を要請し、重要な通信の確保を図るものとする。

(2) 設備の応急復旧

被災した通信設備等の応急復旧工事は、他の一般の諸工事に優先して、速やかに実施するものとする。

【ソフトバンク株式会社】

(1) 通信の非常そ通措置

- ① 災害等に際し、応急回線の作成、網措置等そ通確保等の措置をとり、通信ふくそうの緩和を図るとともに、非常、緊急通話又は非常、緊急電報の優先取扱い等、重要通信の確保を図る。
- ② 「災害救助法」が適用された場合等には避難所、現地災害対策本部機関等への携帯電話等の貸出しに努める。
- ③ 地震等の災害発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言板等をすみやかに提供する。

(2) 災害時における広報

- ① 災害の発生が予想される場合 又は発生した場合に、通信のそ通及び利用制限の措置状況 および被災した電気通信設備等の応急 復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができない ことによる社会不安の解消に努める。
- ② テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページ等により直接当該被災地に周知する。

7. 郵便施設応急対策計画

《大和高田、香芝、新庄、長尾、忍海、疋田郵便局》

(1) 災害における広報活動

災害時においては、業務に係る当該災害による被害、応急対策の措置状況等並びに事業の運営状況及びその見通し等について、適切かつ効果的な広報活動を行う。

利用者等全体に対し、関連施設の復旧状況、義援物資の取扱い等ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとし、情報伝達に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。

(2) 郵便物の送達の確保

- ① 被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路若しくは方法の変更、郵便物の区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずるものとする。
- ③ 災害時において、重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、災害の規模及び施設の被災状況に応じ、地域及び期間を限って郵便物の運送若しくは集配便を減便し、又は運送業務若しくは集配業務を休止するものとする。また、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止する措置をとるものとする。

(3) 窓口業務の維持

被災地の住民に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった場合は、仮局舎建設等による迅速な業務の再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

8. 公共土木施設応急対策計画

《土木班》

大規模災害が発生し、道路、橋梁、公園あるいは河川管理施設等の公共土木施設が被害損傷を受けた場合には、二次災害の防止に配慮しつつ、早急に機能回復のため応急復旧の措置を講ずる。

なお、各施設を所管する班は市内建設業者等の協力を得て、障害物の除去及び二次災害の防止等の初動応急対策を実施する。

第30節 二次災害防止活動

(都市整備対策部、奈良県広域消防組合)

1. 土砂災害対策

《土木班》

地震活動や地震後の降雨による土砂災害の二次災害を防ぐため、国土交通省近畿地方整備局及び県と連携して、専門家による緊急点検、危険箇所周辺の警戒監視、崩壊危険箇所へのシート被覆等を実施する。

また、点検結果より、必要に応じて、警戒区域の設定、避難及び立入制限等の措置を実施し、その内容を市民に周知する。

2. 公共施設の応急修理

《土木班》

被災した公共施設の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物への立ち入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。

3. 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地応急危険度判定

《土木班》

建物や宅地の地震活動等による二次災害を防ぐため、被災建築物応急危険度判定実施本部や被災宅地危険度判定実施本部を設置し、実施計画を作成の上、応急危険度判定を実施し、判定ステッカーの貼付等によりその所有者に危険度を周知する。

特に、庁舎・避難施設等の防災上重要な建築物については、速やかに応急危険度判定を行い、その結果、崩壊等の危険性が高い場合は、使用禁止及び立ち入り禁止等の措置を執る。

なお、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の数が必要数に満たない場合には、県に対し、派遣を要請する。

また、判定結果に対する相談窓口を設置するとともに、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について被災者に明確に説明するものとする。

4. 危険物施設等の応急対策

《奈良県広域消防組合》

危険物施設、高圧ガス関連施設、火薬類貯蔵施設、毒物・劇物保管施設、放射性物質施設等においては、爆発、漏洩等の二次災害防止のため、施設の点検、被害拡大防止のための応急措置を実施し、必要に応じて、通報や避難及び立入制限等を実施する。

第31節 原子力災害応急対策

(総務対策部、企画対策部)

本市は、国の原子力災害対策指針が示す原子力発電所から30km圏内の「原子力災害が発生した場合にその影響が及ぶ可能性がある区域（原子力災害対策重点区域）」に位置していないが、今後、国等から示される検討結果や被害想定などをもとに、県と連携して、原子力災害の応急対策について検討を行っていく。また、福井県など、原子力発電所立地県からの避難者受入について、積極的に協力していく。

1. 情報の収集及び連絡体制の整備

《防災班》

市は、原子力災害が発生した場合、県及び関係機関から情報を迅速に収集し、事態の的確な把握に努め、原子力災害の正確な情報を住民に対して速やかに伝達する。

2. 広報・相談活動の実施

《広報班》

(1) 広報活動の実施

市は、広報体制を整備するとともに、県、警察本部、報道機関等と連携し、事故の現状、応急対策、住民のとるべき措置及びその他必要事項についての正確な情報を、インターネット、防災行政無線その他の情報伝達手段を活用し、住民に対して確実かつ速やかに伝達する。

(2) 相談活動の実施

市は、県と連携し、住民からの原子力災害に関する相談、問合せに対し、迅速かつ円滑に対応するため、相談窓口を設置する。

3. 県の実施する緊急時の環境放射線モニタリングへの協力

《防災班》

市は、原子力災害が発生した場合に県が実施する緊急時の環境放射線モニタリングに関し、必要に応じ協力する。

また、県が行う環境放射線モニタリング結果について、インターネットを活用して、住民に速やかに情報提供する。

4. 県外からの避難者の受入れ

《防災班》

市は、県が福井県などの原子力発電所立地県等からの原発事故発生時の避難者受入を決定した場合、県の要請又は原発立地市町村等から直接避難者受入について要請があれば、県と連携し、避難者受入れ要請に応じる。

その場合、市は、受け入れた避難者のニーズの的確な把握に努め、迅速に対応する。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設の災害復旧

(企画対策部、総務対策部、財務対策部、都市整備対策部、産業観光対策部、保健福祉対策部、こども未来創造対策部、教育対策部、上下水道対策部)

1. 災害復旧事業方針

《受援班、調査経理班、土木班、農林商工班、福祉班、庶務班（教育）、施設班（教育）、施設班（上下水道）、下水道班》

(1) 災害復旧事業体制

市は、災害により被害を受けた施設の復旧事業を早期に行うため、実施に必要な職員の配備、職員の応援、派遣等活動体制について必要な措置をとる。

(2) 災害復旧事業計画

市は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は、補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画をたて、査定実施が速やかに行えるように努める。

また、事業計画の樹立にあたっては、被災地の状況、災害の発生原因を考慮し、災害の再発防止及び速やかな復旧が図れるよう関係機関と十分な調整を図る。

(3) 災害復旧事業の促進

災害復旧事業の決定したものについては、速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効果をあげるように努める。

(4) 災害復旧事業の実施に当たっての留意事項

① 改良復旧の実施

被災施設の復旧に当たっては、現状復旧を基本としつつも、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。

② 計画的な復旧の実施

被災施設の被災状況、重要度を勘案し、計画的な復旧を行う。

③ ライフライン機関との連携

事業を実施に当たりライフライン機関との連携を図る。

④ 暴力団の復旧事業への参入及び介入の排除

市は、県及び関係機関と連携し、復旧事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

2. 災害復旧事業の種類

《土木班、農林商工班、福祉班、施設班(教育)、施設班(上下水道)、下水道班》

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ① 河川公共土木施設災害復旧事業計画
 - ② 道路公共土木施設災害復旧事業計画
 - ③ 下水道災害復旧事業計画
 - ④ 公園災害復旧事業計画
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 水道災害復旧事業計画
- (5) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (6) 公立学校施設災害復旧事業計画
- (7) 公営住宅災害復旧事業計画
- (8) 公立医療施設災害復旧事業計画
- (9) その他の災害復旧事業計画

第2節 激甚災害の財政援助

(都市整備対策部、産業観光対策部、保健福祉対策部、こども未来創造対策部、教育対策部、
上下水道対策部)

1. 激甚法による財政援助

《土木班、農林商工班、福祉班、庶務班(教育)、施設班(教育)、施設班(上下水道)、
下水道班》

著しく激甚である災害が発生した場合における地方公共団体の経費の負担の適正化及び被災者の災害復興の意欲を高めることを目的とした「激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律」(以下「激甚法」という。)が制定されている。

この法律は、激甚災害として指定された災害を対象に、国の地方公共団体に対する特別の財政援助と被災者に対する特別の助成措置を内容としている。

市は、県が行う激甚災害または局地激甚災害の指定に係る調査等について協力するものとする。

2. 激甚災害指定の手続き

《土木班、農林商工班、福祉班、庶務班(教育)、施設班(教育)、施設班(上下水道)、
下水道班》

本部長(市長)は、災害が発生した場合は、速やかにその災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を知事に、知事は内閣総理大臣に報告することとなっている。(災対法第53条)

内閣総理大臣は、これを受けてその災害が激甚法第2条第1項に規定する激甚な災害に該当すると判断したときは、中央防災会議の意見をきいたうえ、激甚災害として指定し、その災害に対してとるべき措置を指定する政令を制定することになり、これにより必要な財政援助措置がとら

れることになるものである。

3. 激甚災害に関する被害状況等の報告

《土木班、農林商工班、福祉班、庶務班（教育）、施設班（教育）、施設班（上下水道）、
下水道班》

（1）知事への報告

本部長（市長）は市域内に災害が発生した場合は、災対法第53条第1項に定めるところにより、速やかにその被害状況等を知事に報告するものとする。

（2）報告事項

被害状況等の報告は、災害が発生した時から当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行うものとする。

- ① 災害の原因
- ② 災害が発生した日時
- ③ 災害が発生した場所又は地域
- ④ 被害の程度（災対法施行規則別表第1に定める事項）
- ⑤ 災害に対しとられた措置
- ⑥ その他必要な事項

4. 特別財政援助額の交付手続き

《土木班、農林商工班、福祉班、庶務班（教育）、施設班（教育）、施設班（上下水道）、
下水道班》

本部長（市長）は、激甚災害または局地激甚災害の指定を受けたときは速やかに関係調書を作成し、県各課へ提出する。

第3節 被災者への生活援護

（総務対策部、財務対策部、都市整備対策部、産業観光対策部、保健福祉対策部、
こども未来創造対策部、社会福祉協議会、郵便局）

1. 被災者生活再建支援法による支援

《福祉班》

一定の自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対し、支援金の支給を図ることにより、その自立した生活の開始を支援する。

＜参考＞資料編（I様式集）：20 被災者生活再建支援法の概要

2. 被災者への融資等資金援助

《土木班、農林商工班、福祉班》

災害により被害を受けた者に対し、見舞金の支給或いは資金の貸付等を行い、被災者の生活の保護及び事業の安定を図る。

（1）災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金

福祉班は、自然災害により家族を失い、若しくは精神又は身体に障がいを受け、或いは住家、家財を失った個人を救済するため、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例の定めるところにより災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付を行い、災害からの被害を軽減し生活の安定を図る。

① 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

一定の自然災害により死亡した者の遺族及び精神又は身体に重度の障がいを受けた者に対し、条例の定めるところにより災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給する。

(災害弔慰金の支給等に関する法律第3条第1項、第8条第1項)

② 災害援護資金の貸付

一定の自然災害により、身体、住居、家財に被害を受けた世帯主に対し、条例の定めるところにより、生活の建て直しを資するため災害援護資金の貸付を行う。

(災害弔慰金の支給等に関する法律第10条第1項)

(2) 生活福祉資金

災害により被害を受けた低所得者に対して速やかに自力更生させるため、市社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度による福祉資金の貸付を行う。

手続きは、借入希望者が、借入申込書及びり災証明書を担当民生児童委員を通じ市社会福祉協議会に提出することにより取り扱う。

(3) 住宅復興資金（住宅金融支援機構）

土木班は、災害により住宅に一定の被害を受けた者に対しては、住宅金融公庫法の規定により災害復興住宅資金の融通を適用し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。また、県及び市は、融通に関し次により措置する。

① 災害復興住宅資金

県及び市は、災害地の滅失家屋の状況を遅延なく調査し、独立行政法人住宅金融支援機構法に定める災害復興住宅資金の融通適用災害に該当するときは、災害復興住宅資金の融資について、借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被災率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入の促進を図るよう努める。

② 災害特別貸付金

市は、災害による滅失家屋が概ね10戸以上となった被災地があった場合は、被災者の希望により災害の実態を調査したうえで、被災者に対する貸付金の融資を住宅金融支援機構近畿支店に申し出るとともに、被災者に融資制度の周知徹底を図り、借入申し込みの希望者に対して借入れの指導を行う。

(4) 農林漁業復旧資金（協同組合、日本政策金融公庫等）

① 天災融資法に基づく資金融資

農林商工班は、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法により、暴風雨、豪雨等の天災によって損失を受けた農林漁業者に対し、農林漁業の経営等

に必要な再生資金を融資する。

② 日本政策金融公庫法に基づく復旧資金融資

農林商工班は、農林漁業及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金並びに経営再建資金及び収入減補填資金等を融資する。

(5) 中小企業復興資金

農林商工班は、被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関及び政府系金融機関（日本政策金融公庫、商工組合中央金庫）の融資並びに貸付、信用保証協会による融資の保証等により施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資をする。

3. 市税等の納税緩和措置

《調査経理班》

被災者に対し、地方税法及び条例により租税等の徴収猶予及び減免等の緩和措置を被災の実態に応じて実施する。(災対法第85条第2項)

(1) 納税期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は市税を納付若しくは納入することができないと認めるときは、次の方法により当該期限を延長する。

- ① 災害が広域にわたる場合は、本部長（市長）が職権により適用の地域及び期限の延長日を指定する。
- ② その他の場合、被災した納税義務者等による申請があったときは、災害がおさまったあと2か月以内に限り、本部長（市長）が納入期限を延長する。

(2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、更に1年以内の延長を行う。

(3) 滞納処分の執行の停止等

災害により、滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予及び滞納金の減免等適切な措置を講じる。

(4) 減免

被災した納税義務者に対し、該当する各種目について次の表により減免を行う。

【減免種目】

税目	減免の内容
個人の市民税 (個人の県民税を含む)	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
固定資産税	災害により著しく価値を減じた固定資産について減免を

	行う。
国民健康保険税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
軽自動車税	
特別土地保有税	災害により、区画又は形質が変化し、著しく価値を減じた土地について、被災の程度に応じて減免を行う。

4. 郵便物の特別扱い

《大和高田、香芝、新庄、長尾、忍海、疋田郵便局》

災害が発生した場合、公衆の被災状況並びに被災地の実情に応じて、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

天災その他非常の災害があった場合において、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。

(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時において、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。

(3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。

5. 被害認定調査、り災証明書の交付及び被災者台帳の作成

《調査経理班》

被災した世帯の再建復興のための各種施策の手続きに必要な、り災証明書の交付を遅滞なく行う。また、被害認定調査を行う際は、原則内閣府が採用している様式及び手法を用いて調査する。

(1) 交付手続き

り災証明書の交付事務は、税務課において取り扱うものとし、被害認定調査結果をもとに、必要に応じて被災者台帳を作成する。

り災証明書の交付は、被災者の申請に基づき、被災者台帳を確認することにより行う。

なお、被災者台帳により確認できないときは、申請者の立証資料をもとに客観的な判断で行う。

(2) 証明の範囲

り災証明書の交付は、災対法第2条第1号に規定する災害で、次の種類の被害とする。

① 人的被害

- ア) 死亡
- イ) 行方不明
- ウ) 負傷

- ② 物的被害
 - ア) 全壊（全焼）
 - イ) 流出
 - ウ) 大規模半壊
 - エ) 半壊（半焼）
 - オ) 床上浸水
 - カ) 床下浸水
 - キ) 一部損壊
 - ク) その他の物的被害

(3) 証明手数料

り災証明については、証明手数料を徴収しない。

6. 義援金の受付と配分

《福祉班》

(1) 義援金の受付

被災者あてに寄託された義援金品を福祉班で受け付ける。その際、口座開設や受付窓口の設置、義援金の募集・受付状況等の広報活動を行う。

(2) 義援金の配分

配分には、義援金配分委員会を設置し、公平かつ適切な配分基準を設定する。また、援助物資と混同することなく、明確に区分処理し、その受領、配分については必ず受払の記録を残し、また受領書を徴しておくものとする。

第4節 被災住民の相談とケア

(市民生活対策部、企画対策部、保健福祉対策部、こども未来創造対策部、各班)

1. 被災住民相談

《各班》

(1) 各種手続きの総合窓口

① 総合窓口の開設

災害時における住民の相談、要望、照会等に応じるため、必要があるときは、庁舎内及び避難所に相談窓口を設置する等により、これに十分応じられる体制をとるものとする。

② 総合窓口の事務

- ア) 災害に関する相談事項がよせられた場合、関係者又は関係機関に連絡をとり、速やかに解決するように努めるものとする。
- イ) 見舞金交付、資金貸付、税の減免等に関する手続き及び相談を一元的に処理する。
- ウ) 中小企業者、農林漁業者への融資に関する手続き及び相談を一元的に処理する。

(2) 各種専門分野での相談

医療、保健（精神保健を含む）、福祉、住宅に関する相談を受ける。

(3) 法律相談の実施

弁護士等の協力を得て、各種法律上の相談に応じる。

(4) 情報の提供

自立を図る上でのさまざまな情報を収集し、報道機関、広報誌等を通じた広報により提供する。

2. 被災者のメンタルケア

《受援班、救護班》

被災者への心的外傷後ストレス障がい（被災による精神的ショックや長期の避難生活によるストレス、将来への生活に対する不安などによる不眠や頭痛等）に関する情報提供を図る。

また、災害対策要員の心身の健康こそが災害対策を進める原動力であり、交代に休みをとりながら、お互いに助け合い、いたわりあって、ストレスをうまく軽減していけるような環境づくりに努める。

第5節 災害復旧・復興計画

（総務対策部、企画対策部、都市整備対策部、各班）

1. 計画の方針

被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全に配慮した地域振興のため基礎的な条件づくりを目指すものとする。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

市は、県と連携し、住民、事業者等と一体となって、各種の復興対策を実施する。その際、障がい者、高齢者、女性等の参画を促進する。

2. 復旧・復興計画の策定

《防災班、広報班、土木班、各班》

被災地の復旧・復興に当たっては、単に災害前の姿に戻すことにとどまるのではなく、総合的かつ長期的な視点に立って、より安全で快適な空間創造・市民生活をめざし、発災後、市民の意見を踏まえて復旧・復興計画を策定する。その際、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

(1) 復旧・復興計画

市は、被災規模等に応じて必要と認められるときは、県と連携を図りながら、県の示す復旧・復興基本方針に基づき、広く住民等の意見を踏まえて、復旧・復興計画を策定する。

(2) 事前の復旧・復興対策

復旧・復興に当たっては、限られた時間内に意志決定、都市計画決定や人材の確保等膨大な業務を実施する必要がある。そこで、市は、県と連携し、復旧・復興対策の手順の明確化や必要となる基礎データの整備等、事前に確認・対応が可能なものについて把握しておく。

(3) 住民の合意形成

復旧・復興の主体は、市民であることから、早期にまちづくりに関する協議会等を設置するなど、市民の意見を反映させながら、復旧・復興のあり方から事業・施策の展開に至る復旧・復興のあらゆる段階において、市民の参加と協力を得て行う。また、決定事項については速やかに公表し、周知徹底を図る。

(4) 技術的・財政的支援の要請

市は、円滑に復旧・復興対策を実施することができるよう、必要に応じて、連絡調整や技術的支援等を行うための職員の派遣を、県に対し要請する。

また、市は、早い時期に財政需要見込額を把握し、復旧・復興財源の確保を県に要請する。

3. 復旧・復興対策体制の整備

《防災班、広報班、土木班、各班》

発災直後の救命・救急、応急復旧中心の体制（災害対策本部体制）から各種の復旧・復興対策を実施する体制へと円滑に移行（又は併設）できるよう、市は、災害の規模等に応じて、適宜復旧・復興本部等の体制を確立する。

市は、以下の業務を必要に応じて復旧・復興対策体制において適宜実施する。

- (1) 復旧・復興計画の策定
- (2) 復旧・復興対策に必要な情報及び復旧・復興状況の収集及び伝達
- (3) 県その他の関係機関に対する復旧・復興対策の実施及び支援の要請
- (4) 県の設置する復興基金への協力
- (5) 復旧・復興計画の実行及び進捗管理
- (6) 被災者の生活再建の支援
- (7) 相談窓口等の運営
- (8) 民生安定上必要な広報
- (9) その他の復旧・復興対策

4. 特定大規模災害からの復興

《防災班、広報班、土木班、各班》

市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総則

1. 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域に指定された本市における、南海トラフ地震を想定した地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、本市における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

2. 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、葛城市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）第1章第4節に準じるものとする。

第2節 災害対策本部等の設置等

（総務対策部、企画対策部）

1. 災害対策本部等の設置

《防災班》

市長は、南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに葛城市災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下「災害対策本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

2. 災害対策本部等の組織及び運営

《防災班》

災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、葛城市災害対策本部条例に定めるところによる。

3. 災害応急対策要員の参集

《防災班、受援班》

市長は、通常の交通機関の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、配備体制及び参集場所等の職員の参集計画を別に定めるものとする。

（1）配備体制

配備体制は、防災計画第3章第1節に準じるものとする。

(2) 動員体制

動員体制は、防災計画第3章第1節第5項に準じるものとする。

(3) 職員の参集場所等

発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参加するよう努めるものとする。

第3節 関係者との連携協力の確保

(総務対策部、企画対策部、産業観光対策部、保健福祉対策部、こども未来創造対策部)

1. 資機材、人員等の配備手配

《防災班、受援班、物資班》

(1) 物資等の調達手配

- ① 防災班、物資班は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資等が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成しておくものとする。
- ② 物資班は、県に対して地域住民に対し応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資の供給の要請をする。

(2) 人員の配備

防災班、受援班は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請するものとする。

(3) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- ① 防災関係機関は、地震が発生した場合において、葛城市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備及び配備等の計画を作成するものとする。
- ② 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

2. 他機関に対する応援要請

《防災班》

地震による災害が発生したときは、被害は超広域にわたり甚大であることから、近隣の被災自治体や被災地域外の自治体との応援受援体制を確立する。

(1) 関係機関との相互連絡

- ① 県本部及びその出先機関との連絡を密にし、協力して災害対策にあたるものとする。
- ② 市防災会議構成機関と密接な連絡を保ち、これらの機関と相互に協力して災害対策にあたるものとする。

(2) 応援要請

奈良県消防広域相互応援協定に基づき近隣消防本部に応援を要請する。

(3) 自衛隊の地震防災派遣の要請

本部長（市長）は、必要があるときは、知事に対し、次の事項を明らかにして自衛隊の地震防災派遣を要請することができる。

- ① 派遣を要請する事由
- ② 派遣を要請する期間
- ③ 派遣を希望する区域
- ④ その他参考となるべき事項

3. 帰宅困難者への対応

《農林商工班》

- (1) 市は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。
- (2) 帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進めるものとする。

第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

(総務部、企画部、都市整備部)

施設等の整備はおおむね五箇年を目途として行うものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮するものとする。

- (1) 建築物、構造物等の耐震化・不燃化
- (2) 避難場所の整備
- (3) 避難経路の整備
- (4) 土砂災害防止施設
- (5) 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設
- (6) 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備
- (7) 通信施設の整備
- (8) コンピュータの安全対策（情報機器等の転倒等防止、データ等のバックアップ等）

第5節 防災訓練計画

(総務部)

- (1) 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- (2) 市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。
- (3) 市は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的

な訓練を行うものとする。

- ① 要員参集訓練及び本部運営訓練
- ② 災害時要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
- ③ 災害の発生状況、避難指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

第6節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

(総務部、企画部)

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

(1) 市職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を全職員に対して行うものとする。

防災教育の内容は次のとおり。

- ① 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ② 地震に関する一般的な知識
- ③ 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- ④ 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- ⑤ 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ⑥ 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

(2) 地域住民に対する教育

市は、関係機関と協力して、ワークショップの開催、防災訓練等を通じて、地域住民等に対する教育を実施するものとする。

防災教育の内容は、次のとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。

- ① 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ② 地震に関する一般的な知識
- ③ 南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- ④ 正確な情報入手の方法
- ⑤ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ⑥ 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険地域等に関する知識
- ⑦ 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- ⑧ 避難生活の運営に関する知識
- ⑨ 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品

の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法

⑩ 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

(3) 相談窓口の設置

県及び市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

第7節 地域防災力の向上に関する計画

(総務部)

南海トラフ地震は広域的かつ甚大な被害が予想されるので、住民、企業自主防災組織等の主体的な参加・連携による地域の総合的な防災力の向上が重要である。

(1) 自主防災組織の組織率向上と活動の活性化

市は、南海トラフ地震防災対策においては「自分たちの地域は自分たちで守る」という地域連帯の精神に基づく自主的な防災体制の確立が重要であることを訴えるとともに、市及び住民は、それぞれ次の行動を実行し、自主防災組織の組織率向上と活動の活性化を図る。

① 市

- ア) 自主防災組織の結成、組織の活性化等の指導・助言
- イ) セミナー、研修会等の開催
- ウ) 防災訓練の指導、支援等

② 住民

- ア) 自治会等による自主防災組織の結成
- イ) 自主防災組織の平常時の活動の活性化

(2) 企業の災害対応能力の向上

南海トラフ地震による企業の被害を最小限にするため、防災計画の作成、各種防災関係資材や備蓄食糧の確保、従業員の帰宅対策等、災害対応能力の向上が重要である。また、地域防災力の向上のためには、被災時における地域コミュニティとの連携など防災活動への企業としての協力体制の確立も重要である。

市においては、これらの活動を推進するため、日頃から、企業との情報交換や連携を進める。

第8節 「南海トラフ地震に関連する情報」に伴う対応

(総務部)

『「南海トラフ地震に関連する情報*」が発表された際の政府の対応について』（平成29年9月26日 中央防災会議幹事会決定）に基づき、国において新たな防災対応が定められるまでの間、気象庁が「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）を発表した場合、情報収集・連絡体制の整備

や住民への広報、防災上重要な施設等の点検、地震発生後の災害応急対応の確認など、地震への備えを徹底する。

※「南海トラフ地震に関連する情報」について

気象庁は、以下の場合、「南海トラフ地震に関連する情報」を公表する。このため、南海トラフ全域を対象として地震発生の可能性を評価するにあたって、有識者から助言をえるために、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震に関連する情報（臨時）	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いで異常な現象（※1）が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合 ○南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合
南海トラフ地震に関連する情報（定例）	○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合

※1：南海トラフ沿いでマグニチュード7以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合などを想定。なお、本情報の運用開始に伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行わない。